

戦前期大信託会社の金銭信託の性格

—— 住友信託を中心とした考察 ——

麻島 昭一

目 次

1. はじめに	2
2. 業務報告書による金銭信託の分析	4
1) 財閥系大信託の金銭信託の推移	4
(1) 金銭信託全体	4
(2) 特定金銭信託	5
(3) 指定金銭信託	10
2) 金銭信託の内容	14
(1) 考察の前提	14
(2) 期間別	15
(3) 受入金額別	21
(4) 店部別	25
(5) 店部別増減	39
3. 住友信託の指定金銭信託の内部構造	43
1) 指定金銭信託の内部構造	43
2) 各口別受託状況	44
3) 各口別運用概況	48
4) 運用口間の資金移動	50
5) 貸付金、銀行預け金の内容	53
6) 昭和15年以降の状況	59
4. おわりに	62
編集後記	72

1. はじめに

日本信託業は信託業法施行前から信託金中心に発展し、施行後も金銭以外の財産受託も謳いながら、結果的には依然として金銭の受託・運用を軸に大発展を遂げたわけである。金銭信託こそは信託会社経営の大きな柱であった。そして、信託会社は金銭の受託・その運用により銀行類似の金融機関として機能したのである。より正確に言えば金銭信託のうちの「指定金銭信託合同運用」がいちじるしく発展したのであって、信託会社成長の原動力だったと云って過言ではない。それは銀行定期預金と資金的類似性のゆえに競合したとされているが、従来、理念的にそういわれているだけで、それぞれの資金的性格、競合の実態が実証されているわけではない。すなわち、指定金銭信託も定期預金もその具体的姿を実証しうる材料が容易に得られず、検証の努力が放棄されてきたといえよう。とはいえ金銭信託の実証的解明は依然として必要な課題として残されている。

近年、筆者は銀行定期預金の実態について滋賀県に所在した八幡銀行の定期預金帳簿によって或程度解明した⁽¹⁾。そして信託会社の金銭信託については、大阪所在の虎屋信託、滋賀県大津市所在の近江信託、秋田県秋田市所在の秋田信託の各帳簿によって実態を検証してきた⁽²⁾。しかしいずれも中小信託の事例分析であって、大都市の大信託会社のそれには及び得ていない。別言すれば、大信託会社についても努力しているにもかかわらず、帳簿ベースの分析は資料的に開けず、今後も発掘の見通しが立たず、中小3信託と同様な分析は残念ながら不可能といわざるを得ない。大信託会社について帳簿ベースの分析が不可能ならば、何らか別の手段によって少しでも接近を図るほかあるまい。模索の結果着想したのが、信託会社の「業務報告書」⁽³⁾による考察である。すなわち、大蔵省へ提出が義務づけられた「業務報告書」に盛り込まれた金銭信託の諸計数は、実態を反映したものと考えられ、有効な分析材料となりうる。しかしながら筆者が入手できた信託会社の業務報告書は、特別の事情⁽⁴⁾から住友信託と虎屋信託の2社のみであった。前者は財閥系大信託会社の一つであり、上記の大信託会社の金銭信託の考察に有効な材料となりうるし、後者は中小信託会社の事例として役立つ。もちろん金銭信託の実証に有効な内部資料が望ましいが、幸い住友信託の事例が発掘でき、それによって金銭信託の受託・運用の実態が解明可能となった。本稿は、主として住友信託の業務報告書と内部資料によって大信託会社の金銭信託の実態解明に取り組むものである。

以上の事情を背景に、本稿で設定された課題は次の2点である。

第1は、大信託会社における金銭信託集積の実態を把握し、金銭信託資金の性格を解明することである。信託会社の「業務報告書」を手掛かりとするが、そこでは信託業法施行細則に示されている雛形に沿って金銭信託の種類、期間、受入金額、運用状況などが報告されており、

計数的考察が可能だからである。

本来ならば金銭信託の資金的性格というからには、委託者の考察(資金源泉の追求)が不可欠であろうが、現実にはその実証を可能とする資料はなく、目下のところ上記の計数的考察に限られよう。本稿では、大信託会社を代表するものとしていわゆる財閥系 4 大信託を取り上げ、業務報告書が得られた住友信託の事例を中心に考察される。

第 2 は、金銭信託の内部構造を解明することである。銀行では各種の預金、自己資本を区分して運用しているわけではない。いわば井勘定である。信託では、財産毎に分別管理するのが原則であり、金銭信託にしても受託内容によつての区分があるはずであろう。金銭信託がいかなる種類で構成され、それぞれが資金の特性によつていかに区分されて管理・運用されているのか、それを内部構造の問題と呼んでおくわけであるが、これまで考察されたことはない。本稿では住友信託に残されている「金銭信託財産目録記入帳」によつて内部構造の解明に踏み込むことにする。同社における金銭信託の実務的処理の事例を通じて、大信託会社の金銭信託の実態に迫ることになる。

- (1) 拙稿「明治初期八幡銀行の定期預金の形成」『専修経営学論集』62号、1996年3月
同「大正期における八幡銀行の定期預金分析」『金融経済』202号、1983年10月
同「第百三十三国立銀行の定期預金—明治19～24年の帳簿による分析」『専修経営学論集』68号、1999年3月
同「明治中期三井銀行の定期預金—明治22年～24年帳簿からの実証分析」『同』65号、1998年1月
- (2) 拙稿「近江信託の金銭信託の性格—戦前期地方信託会社の事例研究」『信託』218号、2004年5月
同「秋田信託の金銭信託の性格(上)」『同』223号、2005年8月
同「同 (中)」『同』225号、2006年2月
同「同 (下)」『同』227号、2006年8月
- (3) 「業務報告書」の性格について若干の説明をしておこう。各種金融機関では、明治以降それぞれに根拠法が制定され、その中で認可権限を持つ監督官庁＝大蔵省に営業実績を報告することが義務付けられている。普通銀行、貯蓄銀行、信託会社、無尽会社などいずれも「業務報告書」の名称で毎期提出するが、その報告内容は施行細則の中で雛形の中で示され、相当に詳細な項目が規定されている。当局が提出された業務報告書を詳細にチェックし、報告内容の修正、営業の改善を求めていることを筆者は虎屋信託の事例で実証した(拙著『戦前期中小信託会社の実証的研究—大阪所在の虎屋信託会社の事例』専修大学出版局、2005年、の「第3章大蔵省の監督指導と検査」を参照)。一般に金融機関は株主宛の営業報告書では粉飾することがあっても、当局へ提出する業務報告書では、よほどの意図がない限り正直ベースであると考えられる。したがって公表される営業報告書より経営実態が忠実に反映していると考えれば、それに依拠する分析がより有効であることは自明であろう。

ところが大蔵当局へ提出された業務報告書は門外不出である。大蔵側では当局自体が震災、戦災で蓄積されていた業務報告書を焼失し、披見することは不可能となっている。他方、金融機関側は提出した業務報告書の控えを持っていたはずであるが、秘匿されたままで、外部からそれに接近することは従来不可能であった。

- (4) 住友信託の業務報告書は、筆者が『住友信託銀行五十年史』を執筆した際に社内資料から発掘したもので、創業期以来完全な形を保っていた。現在でも同社の社史編纂資料として保存されている。虎屋信託のそれは、同社が三和信託に合併されて消滅した後も、同社を経営した肥田家が保存して

いたもので、筆者を介して専修大学経営研究所に寄贈された資料の一部として残されている。一部欠如があるものの、ほぼ連続して消滅時まで揃っている。

- (4) これまで金融機関の分析において業務報告書を利用した事例は、寡聞にして知らない。また社史の編纂時に内部資料として業務報告書が発掘されてしかるべきであるが、管見の限りでは金融機関の社史を見ても業務報告書が使用された痕跡がほとんどない。業務報告書の価値を認識しなかったとすれば論外であるが、未だに秘匿しているのか、あるいはすでに廃棄されているのであろう。

2. 業務報告書による金銭信託の分析

1) 財閥系大信託の金銭信託推移

(1) 金銭信託全体

戦前期の大信託会社といえば、三井、三菱、住友、安田のいわゆる財閥系4大信託が代表的存在である。財閥系4大信託は、大正13(1924)年3月の三井信託をはじめとして、同14年5月安田信託、同年7月住友信託、昭和2(1927)年3月三菱信託の順に設立されている。周知のごとく、いずれも受託財産の中心は金銭信託で、その急速且つ大規模な集積によって日本信託業の代表的大信託会社となった。金銭信託は特定金銭信託、指定金銭信託、いずれでもない金銭信託(便宜上「無指定」と称しておく)に分かれるが、「無指定」は事実上皆無であり、特定も少なく、指定がほとんどを占めている。

第1表は財閥系4大信託と、行論の都合上大阪の中小信託である虎屋信託を加え、金銭信託の推移を整理したものである。

同表によって金銭信託全体の推移をみると、先発の三井が終始残高でトップを守り、昭和初期まで安田、住友、三菱と続くが、昭和4年住友が安田を抜き、同5年には三菱も安田を抜き、以後三井、住友、三菱、安田の順が確定する。そして各期の増減をみると、三井、住友、三菱は昭和7年5月期のみ微減となっているものの、創業以来ほぼ一貫して増加を続けている。安田のみ昭和4年11月期をピークに減少が続き、7年5月期を底に増加に転ずるが、11、12年にも微減をみせ、以後増加基調を保つわけで、他の3社とやや傾向を異にしている。

同表の増減欄でみられるように、各社とも創業以来昭和4年上期まで、金銭信託の集積は著しく、銀行定期預金の預け替えによるものが多いと推測される。預け替えが一段落すると、増加ペースは落ち、少額の増加が続くことになるが(安田だけは減少さえする)、世界恐慌を含む経済の沈滞を背景としている。8年下期から増加基調は回復し、12年前後に中だるみがあるものの、戦時体制期には昭和初期を超える著しい増加が続く。安田を除く3社の金銭信託の集積振りは共通の傾向をみせ、住友は財閥系大信託共通の性格を具現していると言えよう。すなわち、住友の考察は決して特殊な事例ではないことを意味する。

第1表 財関係4大信託の金銭信託の推移

(金額単位:千円)

決算期	三井信託		安田信託		住友信託		三菱信託		虎屋信託	
	残高	増減	残高	増減	残高	増減	残高	増減	残高	増減
大13	5	4,516	4,516							4,323
	11	31,038	26,522							4,970
	14	5	47,389	16,351						5,386
	11	73,734	26,345	21,564	21,564	10,184	10,184			6,295
	15	5	117,583	43,849	54,241	32,677	28,075	17,891		7,586
	11	137,137	19,554	79,583	25,342	49,805	21,730			9,313
昭2	5	170,456	33,319	105,417	25,834	73,931	24,126	11,307	11,307	8,894
	11	206,395	35,939	123,393	17,976	101,225	27,294	41,609	30,302	8,907
	3	5	250,603	44,208	160,011	36,618	128,627	27,402	70,379	28,770
	11	292,963	42,360	183,147	23,136	161,403	32,776	103,373	32,994	10,041
	4	5	312,330	19,367	195,251	12,104	179,065	17,662	130,207	26,834
	11	320,450	8,120	190,165	△ 5,086	188,546	9,481	146,420	16,213	10,336
	5	5	327,122	6,672	173,257	△ 16,908	191,428	2,882	165,629	19,209
	11	333,500	6,378	157,618	△ 15,639	194,247	2,819	176,294	10,665	9,860
	6	5	339,868	6,368	139,092	△ 18,526	197,216	2,969	190,282	13,988
	11	346,428	6,560	140,418	1,326	207,518	10,302	203,005	12,723	9,050
	7	5	342,507	△ 3,921	133,923	△ 6,495	205,071	△ 2,447	200,552	△ 2,453
	11	346,864	4,357	136,806	2,883	207,552	2,481	208,687	8,135	8,480
	8	5	352,761	5,897	138,484	1,678	212,051	4,499	215,812	7,125
	11	370,501	17,740	147,832	9,348	234,380	22,329	242,475	26,663	8,473
	9	5	385,456	14,955	156,266	8,434	254,557	20,177	259,861	17,386
	11	395,510	10,054	163,248	6,982	271,707	17,150	276,011	16,150	8,967
	10	5	404,498	8,988	170,025	6,777	286,439	14,732	287,244	11,233
	11	413,153	8,655	181,495	11,470	305,302	18,863	303,500	16,256	8,737
	11	5	427,228	14,075	190,650	9,155	318,429	13,127	322,136	18,636
	11	443,852	16,624	189,442	△ 1,208	329,346	10,917	333,323	11,187	8,472
	12	5	458,361	14,509	192,462	3,020	335,306	5,960	344,401	11,078
	11	464,483	6,122	189,955	△ 2,507	344,254	8,948	352,714	8,313	8,405
	13	5	482,429	17,946	195,923	5,968	352,079	7,825	361,735	9,021
	11	512,224	29,795	209,368	13,445	384,166	32,087	374,853	13,118	8,368
	14	5	577,514	65,290	223,075	13,707	409,714	25,548	390,139	15,286
	11	607,513	29,999	244,809	21,734	431,440	21,726	407,009	16,870	9,266
	15	5	626,346	18,833	262,371	17,562	442,362	10,922	427,684	20,675
	11	657,143	30,797	282,993	20,622	468,080	25,718	456,767	29,083	10,526
	16	5	692,825	35,682	313,809	30,816	512,900	44,820	490,413	33,646
	11	738,174	45,349	342,312	28,503	532,857	19,957	504,693	14,280	10,438
	17	5	768,730	30,556	366,262	23,950	566,045	33,188	541,432	36,739
	11	805,238	36,508	393,556	27,294	602,273	36,228	575,155	33,723	
	18	5	860,475	55,237	427,600	34,044	640,719	38,446	610,953	35,798
	9	874,233	13,758	456,507	28,907	672,226	31,507	644,781	33,828	
	19	3	909,517	35,284	513,140	56,633	746,443	74,217	696,956	52,175
	9	979,027	69,510	579,100	65,960	818,664	72,221	745,114	48,158	
	20	3	1,023,396	44,369	658,630	79,530	885,431	66,767	826,900	81,786
	9	1,046,330	22,934	709,863	51,233	905,008	19,577	824,973	△ 1,927	

[備考]各信託会社の営業報告書より計算の上作成。△印は減少。

他方、大阪所在の中小信託である虎屋信託では、昭和4年まで金銭信託は漸増し、1,000万円を超えるまでになったが、以後合併の直前まで8~900万円が続き停滞的である。同じく大阪を営業基盤としながら、住友と虎屋では金銭信託の集積振りは著しく異なっており、大信託と中小信託の差は歴然としている。

(2) 特定金銭信託

金銭信託の種類別考察に移ろう⁽¹⁾。まず特定金銭信託をみるに、金銭信託全体での比重、受託額推移は、4社で若干の差がある(第2表参照)。

第2表 特定金銭信託の受託額と構成比

(金額単位:千円)

決算期	三井信託		安田信託		住友信託		三菱信託		虎屋信託		住友信託		虎屋信託	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	口数	1口当り	口数	1口当り
大13 5	0	0.0%							605	14.0%			39	16
11	4,307	16.1							758	15.3			41	18
14 5	635	1.4							708	13.2			40	18
11	3,588	5.1	不明	不明	0	0.0%			674	10.7			39	17
15 5	16,007	15.8	不明	不明	1,000	3.7			1,135	15.0	1	1,000	58	20
11	7,001	5.3	6,171	8.4%	1,410	2.9			1,296	15.6	5	282	57	23
昭2 5	6,516	4.0	6,277	6.3	2,378	3.3	1,705	17.8%	1,331	15.0	12	198	72	18
11	12,708	6.5	8,262	7.2	4,682	4.8	6,504	18.5	1,258	14.1	18	260	66	19
3 5	6,822	2.8	7,446	4.9	5,035	4.1	6,516	10.2	1,421	15.1	15	336	74	19
11	7,237	2.5	7,240	4.1	8,989	5.9	4,515	4.6	1,344	13.4	19	473	71	19
4 5	6,359	2.1	6,107	3.2	13,493	8.1	5,052	4.0	1,401	13.8	30	450	72	19
11	5,022	1.6	5,082	2.7	13,441	7.7	6,179	4.4	1,243	12.0	33	407	71	18
5 5	4,956	1.5	5,058	3.0	12,506	7.0	6,954	4.4	985	9.8	41	305	64	15
11	3,832	1.2	3,189	2.1	11,208	6.1	7,660	4.5	1,028	10.4	40	280	78	13
6 5	1,790	0.5	2,587	1.9	8,984	4.8	6,979	3.8	1,098	11.5	38	236	76	14
11	1,727	0.5	3,769	2.8	9,391	4.7	11,476	6.0	985	10.9	42	224	60	16
7 5	1,382	0.4	3,061	2.3	6,893	3.5	不明		854	9.8	35	197	53	6
11	1,408	0.4	5,198	3.9	7,888	4.0	11,461	5.8	841	9.9	41	192	51	16
8 5	681	0.2	5,274	4.0	7,671	3.8	不明		814	9.8	52	147	49	17
11	692	0.2	4,864	3.4	7,111	3.1	11,640	5.0	804	9.5	49	145	42	19
9 5	422	0.1	3,636	2.4	5,956	2.4	不明		757	8.7	42	142	43	18
11	439	0.1	4,022	2.5	6,307	2.4	6,082	2.3	761	8.5	42	150	48	16
10 5	237	0.1	4,017	2.4	6,574	2.3	不明		550	6.3	42	157	44	13
11	184	0.0	3,834	2.2	7,844	2.6	7,249	2.4	568	6.5	37	212	46	12
11 5	205	0.0	3,969	2.1	5,198	1.7	不明		551	6.7	32	162	47	12
11	263	0.1	2,464	1.3	4,893	1.5	11,988	3.7	450	5.3	35	140	37	12
12 5	504	0.1	1,713	0.9	3,563	1.1	不明		480	5.6	37	96	41	12
11	470	0.1	2,047	1.1	10,043	3.0	15,029	4.5	476	5.7	38	264	40	12
13 5	505	0.1	2,635	1.4	12,731	3.8	不明		640	7.0	60	212	40	16
11	491	0.1	5,019	2.5	17,019	4.6	12,550	3.5	588	7.4	57	299	40	15
14 5	368	0.1	5,061	2.3	13,917	3.5	不明		614	6.9	61	228	37	17
11	605	0.1	6,147	2.6	14,872	3.6	10,463	2.6	481	5.2	53	281	37	13
15 5	429	0.1	5,492	2.1	4,699	1.1	不明		231	2.4	19	247	32	11
11	383	0.1	5,357	1.9	3,446	0.7	19,079	4.4	177	1.7	21	164	18	10
16 5	332	0.0	6,183	2.0	5,285	1.0	不明		67	0.6	25	211	9	7
11	335	0.0	7,197	2.1	7,806	1.5	7,018	1.4			25	312		
17 5	1,026	0.1	6,758	1.9	6,046	1.1	不明				22	275		
11	2,990	0.4	7,043	1.8	7,565	1.3	13,134	2.3			21	360		
18 5	3,284	0.4	7,537	1.8	3,536	0.6	不明				15	236		
9	6,856	0.8	13,056	2.9	2,585	0.4	15,098	2.4			12	215		
19 3	2,948	0.3	9,967	2.0	1,625	0.2	不明				10	163		
9	16,694	1.7	13,928	2.5	2,044	0.3	3,318	0.4			8	256		
20 3	11,743	1.2	13,220	2.0	2,043	0.2	不明				8	255		
9	3,510	0.3	10,632	1.5	1,960	0.2	6,580	0.8			8	245		

〔備考〕『三井信託銀行五十年史』398頁、『安田信託銀行四十年史』115,153,195,247,302頁、『住友信託銀行五十年史別巻』129頁、『三菱信託銀行四十年史』206,209,213頁、虎屋信託の業務報告書より計算の上作成。

三井では、残高が1,000万円を超えたのは全期間44期のうち4期、大正末～昭和初年は増減が激しく、大正15年5月期は1,600万円で、金銭信託全体の16%を占めるほどに多額であったが、以後どんどん減少し、8～16年は数十万円(最低額18万円)が続き、17年からにわか増加して19年9月期は1,669万円の最多となっている。しかし指定金信が順調に増大しているので、特定の金信全体における比重は極小化して8～16年では0.1%程度であり、戦時末期に急増しても比重は2%未満である。要するに、大正末期にやや多額の受託があったが、それ以降の特定は取るに足りぬ存在なのである。

次に安田では、1,000万円をこえるのは戦時末期の4期(全期間39期のうち)だけであるが、

創業以来絶えず数百万円の受託残高があり、概して金信全体の2～3%の比重が続いている。比重は大正15年11月期の8%が最高で、戦時末期の1,000万円超も金信全体が多額となっているので2～3%に過ぎない。

住友では、1,000万円超が9期(全体で41期)もあり、それは昭和4、5年と12～14年に発生している。前者の時期で比重は7～8%、後者の時期で3～4%であるが、それ以外の期間では2～3%、特に戦時期では0～1%と低率である。

三菱では、1,000万円超が判明した24期のうち10期を数え、4社中もっとも高水準である。しかし金信全体での比重では、創業当初の約18%を別とすれば、昭和初期では4～6%が続き、10年以降は2～4%程度に下がる。

以上のように三菱では4社中相対的に特定が多く、住友、安田がついで多く、三井が著しく少ないという姿である。しかしいずれにせよ、指定に対して特定は僅か数%の比重に過ぎないことは各社共通で、残高自体が最多の三菱で1,907万円、最小の三井で18万円なのである。

ところが虎屋信託をみると、特定の比重は昭和6年まで10～15%の高水準を続け、以後合併時まで逐次下がって行くものの、財閥系信託よりも一貫して高水準である。金銭信託の集積規模が小さい割に特定の受託が多いことは、単なる利殖目的の顧客以外に特別な取引関係がいくつも存在していたことを意味する。

業務報告書によれば、住友と虎屋では特定金銭信託の口数が判明するので、1口当たり金額まで計算できる。第2表の右欄をみると、住友の口数は昭和初期に漸増して、4～14年では30～60口が続くが、1口当たりを計算すると、15年5月期の1口100万円は別格として、10～40万円の中で増減し、のちにみる指定金銭信託と比較して相当に大口といわねばならない。虎屋信託の方は、口数が多い期では70口を超えるが、多くの期は40口前後であって、1口当たり金額は多い期で約2万円、1万円台がほとんどである。住友より口数はやや多いものの、小口である。しかし小口といっても指定金信よりは数倍大きく、特別の取引であることは言うまでもない。

特定金信の委託者および内容を知りたいが、三菱信託については昭和11年6月時点における特定金信の大口委託者が判明している⁽²⁾。すなわち、東京海上火災405万円、明治生命252万円、明治火災152万円、千代田生命100万円、帝国生命75万円、第一生命50万円で、いずれも保険会社であったという。その信託目的(運用面)は明らかでない。また、財閥系4大信託ではないが、虎屋信託についても断片的ではあるが判明している⁽³⁾。すなわち、大蔵検査資料により大正14年、昭和11年、15年の3時点について特定金信の明細を知ることができるが、それによればすべてが貸付目的で、委託者が特定先への直接貸を嫌って信託会社経由としたものであった。最多で40万円(委託者富田林銀行、債務者大阪鉄道、大正14年)もあるが、

10万円超は数件に過ぎず、数千円程度も少なくない。

それでは住友信託ではどうであろうか。具体的に解明できる資料はないが、特定金信について本支店別にそれぞれが受託した特定の口数、元本、運用状況を知ることができ、そこから特定の内容をある程度推察することが可能である。第3表は昭和10年についてであるが、上期では本支店全体で42口、657万円の受託があり、1口当たり約16万円、すべてが貸付目的であることが判明する。東京支店が20口、459万円、1口当たり23万円でもっとも多く、本店営業部がそれに次ぎ15口、164万円、11万円、福岡支店でも7口、34万円、5万円という具合である。運用は貸付金ばかりといってよく、手形貸付がほとんどを占める。下期では本店の受託が倍増し、1口当たりが21万円と東京なみになっているが、基本的傾向は変わらない。判明した戦時末期の姿をみると(第4表参照)、昭和17年上期では22口600万円の受託は1口当たり27万円であり、10年頃よりも大口となっている。本店営業部が504万円で大部分を占め、1口当たりが32万円と大型化し、その運用は貸付金もあるものの(73万円)、431万円を本店経理課へ回して国債に運用し(324万円)、残りが運用委託金となっている。東京支店は5口80万円、1口16万円と10年より激減し、福岡支店も1口16万円へと半減している。東京、福岡両店は貸付目的であるが、本店営業部には国債運用が登場している点が注目される。この傾向は同年下期でも同様である。ただ福岡支店に1口80万円の大口が登場し、18年まで継続しているが、本店経理課に回金され、有価証券担保貸付に運用された可能性があること、本店経理課の有価証券運用に社債が加わったことを指摘しておく。

18年、19年と進むに連れ、特定の受託額は縮小するが、本店営業部の本店経理課への回金は続き(貸付は継続)、東京支店の受託は一層減少、福岡支店の80万円の大口が解約されるといふ変化がある。

以上の二つの時期の住友信託における特定金信の運用から次の点が明らかである。

第3表 住友信託の特定金信の運用(昭和10年)

(金額単位:千円)

科 目	昭10. 5				昭10. 11			
	総括	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	42	15	20	7	37	13	18	6
元本	6,572	1,642	4,590	340	7,842	3,328	4,158	356
収益	2	1	1		2	1	1	
計	6,574	1,643	4,592	340	7,844	3,329	4,159	256
不動産抵当貸付金	778	389	114	275	653	226	113	314
証書貸付金	73	70	2	1	73	67	1	6
保証貸付金	6	6			6	6		
手形貸付金	5,650	1,177	4,473		7,072	3,029	4,043	
小計	6,507	1,642	4,589	276	7,804	3,328	4,157	320
銀行への預け金	68	1	3	64	40	1	2	36

[備考]住友信託の「各種信託別貸借対照表」より計算の上作成。

第4表 住友信託の特定金信の運用(昭17~19)

(金額単位:千円)

科 目	昭17. 5					昭17. 11				
	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	22		16	5	1	21		16	4	1
元本	6,003		5,038	803	163	7,536		5,974	762	800
収益	14	14				28	28			
雑口	29	29				1	1			
計	6,046	43	5,038	803	163	7,565	29	5,974	762	800
国債	3,236	3,236				1,771	1,771			
社債						988	988			
有価証券担保貸付金	340		340	76		3,548	3,300	248	35	
不動産抵当貸付金	189		114			142		107		
証書貸付金	127			127		127			127	
保証貸付金	244		244			254		254		
手形貸付金	798		35	600	163	660		60	600	
小計	1,698		733	803	163	4,731	3,300	669	762	
銀行への預け金						75				
本店勘定			4,305					5,305		800
支店勘定		4,305					6,105			
運用委託金		1,112					75			
科 目	昭18. 5					昭18. 9				
	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	15		10	4	1	13		9	2	1
元本	3,480		1,918	762	800	2,507		1,572	135	800
収益	45	45				22	22			
雑口	11	11				57	56			
計	3,537	56	1,918	762		2,585	78	1,572	135	
国債	405	405				101	101			
社債	988	988				988	988			
有価証券担保貸付金	1,048	800	248			248		248		
不動産抵当貸付金	102		68	37		76		68	8	
証書貸付金	127			127		167		40	127	
保証貸付金	148		148			117		117		
手形貸付金	650		50	600						
小計	2,075		513	762		607		472	135	
銀行への預け金	69					889				
本店勘定			1,405		800			1,100		800
支店勘定		2,205					1,900			
運用委託金		69					889			
科 目	昭19. 3					昭19. 9				
	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	経理部	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	10		8	2		8	6		2	
元本	1,579		1,444	135		2,031	1,898		133	
収益	19	19				13	13			
雑口	29	29								
計	1,626	47	1,444	135		2,044	1,911		133	
国債										
社債	988	988				965	965			
有価証券担保貸付金	248		248			248	248			
不動産抵当貸付金	74		66	8		72	65		6	
証書貸付金	167		40	127		127			127	
保証貸付金	90		90			85	85			
手形貸付金										
小計	579		443	135		531	398		133	
銀行への預け金	59					548				
本店勘定			1,000							
支店勘定		1,000								
運用委託金		59					548			

[備考]住友信託の「各種信託別貸借対照表」より計算の上作成。

- ①昭和 10 年での受託は貸付目的ばかりであったが、戦時下の受託では証券投資の事例があること、その金額は多額であり、本店営業部から本店経理部に回されていること、
- ②10 年では東京支店での受託が多かったが、戦時下には下火になり、本店営業部が中心になること、
- ③戦時下の福岡支店で 1 口 80 万円という大口があり、本店経理部に回金されているが、委託先が解明できないのが残念なこと、
- ④福岡の 80 万円は例外であり、東京、大阪に特定金信を希望する大口の委託者があって、むしろ貸付目的が多く、証券取得は少数と推測される。
- (1) 業務報告書には特定・指定別の記載が義務づけられており、住友と虎屋はそれによって判明する。三井、安田、三菱の業務報告書は未見のため社史によったが、三菱は一部不明がある。各社の社史では、特定・指定別が時期毎に区分されているので、時系列に見るために連結表示したが、三菱は昭和 7 年以降年度表示のため一部欠けることになっている。因みに営業報告書では金銭信託全体しか記載されず、特定、指定別は把握できない。
 - (2) 『三菱信託銀行六十年史』45 頁による。これら大口委託者 6 社 1034 万円のうち、三菱系 3 社が 810 万円、78%余を占めていた。
 - (3) 拙著『戦前期中小信託会社の実証的研究』第 4 章第 2 節 二検査資料による具体的分析(その二)―特定金銭信託(218 頁以下)を参照。

(3) 指定金銭信託

次に指定金銭信託を第 5 表でみよう。周知のごとく指定金銭信託には合同運用と単独運用がある。合同運用は利殖目的から分別管理の例外として認められたもので、大小さまざまな資金を内包しているが、単独運用は分別管理の原則に従い独立に運用されるだけに、逆に言えば独立の運用が可能だけの資金単位であることを意味する。両者の性格は異なる以上、指定金銭信託の分析上、両者を区別して考察することが必要であろう。しかし業務報告書でも区別しての記載が求められていないから、それを知るには内部資料を発掘する外はない。

財閥系大信託の単独運用はどの程度の規模であったのか、目下のところ三井信託しか判明しない。第 5 表の右欄によれば、同社では昭和 2 年以降、単独運用が登場するが、残高約 100 万円から出発して昭和 4 年頃には 500 万円に達し、以後 400～800 万円の幅で増減を繰り返すことになる。15、16、17 年各上期は 1,350 万円であり、前後の期より倍増しているのは何か事情がありそうである。19 年 3 月期が突如 4,990 万円の残高となっているのは、あまりにもその前後とかけ離れており不可解である。余程特殊な事態があったのか、記載上の誤りの可能性も否定できない。指定単独運用は合同運用の残高に対し最大で 2.5% (昭和 7 年 5 月期)、多くの期では 1% 台であるから、僅かな存在と言うべきであろう (上記の 4,990 万円では 5.5% になるが、例外と見なされるべきであろう)。また、合同運用の残高が安定的に増加していくのに対し、単独運用は相当に増減がはげしいこと (網掛けの箇所が対前期減少を示すが、かなり多い)、す

第5表 指定金銭信託の残高と構成比

(金額単位:千円)

決算期	三井信託		安田信託		住友信託		三菱信託		虎屋信託		三井信託		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	指定合同	指定単独	
大13	5	4,516	100.0%							3,718	86.0%	4,516	
	11	26,731	86.1							4,211	84.7	26,731	
	14	46,754	98.7							4,678	86.9	46,754	
	11	70,146	95.1			10,184	100.0%			5,622	89.3	70,146	
	15	101,576	86.4			27,075	96.4			6,451	85.0	101,576	
	11	130,137	94.9	73,411	92.2%	48,395	97.2			7,017	75.3	130,136	
昭2	5	163,940	96.2	99,140	94.0	71,553	96.8	9,602	84.9%	7,562	85.0	162,919	1,021 0.6%
	11	193,687	93.8	115,131	93.3	96,543	95.4	35,104	84.4	7,649	85.9	192,630	1,057 0.5
	3	243,781	97.3	152,565	95.3	123,592	96.1	63,863	90.7	8,001	84.9	240,687	3,094 1.3
	11	285,726	97.5	175,907	96.0	152,414	94.4	98,857	95.6	8,698	86.6	280,764	4,962 1.7
	4	305,971	98.0	189,144	96.9	165,572	92.5	125,154	96.1	8,762	86.2	300,942	5,029 1.6
	11	315,428	98.4	185,082	97.3	175,105	92.9	140,240	95.8	9,093	88.0	310,309	5,119 1.6
	5	322,166	98.5	168,199	97.1	178,922	93.5	158,674	95.8	9,034	90.2	316,926	5,240 1.6
	11	329,668	98.9	154,429	98.0	183,039	94.2	168,634	95.7	8,833	89.6	323,869	5,799 1.8
	6	338,078	99.5	136,504	98.1	188,232	95.4	183,302	96.3	8,436	88.5	333,461	4,617 1.4
	11	344,701	99.5	136,648	97.3	198,127	95.5	191,529	94.3	8,065	89.1	339,970	4,731 1.4
	7	341,125	99.6	130,862	97.7	198,178	96.6			7,827	90.2	332,736	8,389 2.5
	11	345,456	99.6	131,608	96.2	199,664	96.2	197,226	94.5	7,639	90.1	339,780	5,676 1.6
	8	352,080	99.8	133,209	96.2	204,380	96.4			7,500	90.2	343,603	8,477 2.4
	11	369,809	99.8	142,967	96.7	227,269	97.0	230,835	95.2	7,669	90.5	363,831	5,978 1.6
	9	385,034	99.9	152,630	97.7	248,601	97.7			7,944	91.3	378,092	6,942 1.8
	11	395,071	99.9	159,226	97.5	265,400	97.7	269,928	97.8	8,206	91.5	389,342	5,729 1.5
	10	404,261	99.9	166,007	97.6	279,865	97.7			8,242	93.7	397,799	6,462 1.6
	11	412,969	100.0	177,661	97.9	297,458	97.4	296,251	97.6	8,169	93.5	407,723	5,246 1.3
	11	427,023	100.0	186,680	97.9	313,231	98.4			7,735	93.4	420,794	6,229 1.5
	11	443,589	99.9	186,977	98.7	324,453	98.5	321,335	96.4	8,022	94.7	438,607	4,982 1.1
	12	457,857	99.9	190,748	99.1	331,743	98.9			8,084	94.4	451,109	6,748 1.5
	11	464,013	99.9	187,908	98.9	334,211	97.1	337,685	95.7	7,929	94.3	459,635	4,378 0.9
	13	481,924	99.9	193,288	98.7	339,348	96.4			8,045	92.6	475,244	6,680 1.4
	11	511,733	99.9	204,349	97.6	367,147	95.6	362,302	96.7	7,780	93.0	503,910	7,823 1.5
	14	577,146	99.9	218,014	97.7	395,797	96.6			8,272	93.1	569,961	7,185 1.2
	11	606,908	99.9	238,662	97.5	416,568	96.6	396,546	97.4	8,785	94.8	600,586	6,322 1.0
	15	625,917	99.9	256,878	97.9	437,663	98.9			9,574	97.6	618,884	7,033 1.1
	11	656,760	99.9	277,636	98.1	464,634	99.3	437,688	95.8	10,349	98.3	643,251	13,509 2.1
	16	692,493	100.0	307,625	98.0	507,615	99.0			10,371	99.4	685,372	7,121 1.0
	11	737,839	100.0	335,115	97.9	525,051	98.5	497,674	98.6			724,271	13,568 1.8
	17	767,704	99.9	359,503	98.2	559,999	98.9					759,904	7,800 1.0
	11	802,248	99.6	386,513	98.2	594,708	98.7	562,020	97.7			788,632	13,616 1.7
	18	857,191	99.6	420,063	98.2	637,183	99.4					849,534	7,657 0.9
	9	867,377	99.2	443,451	97.1	669,641	99.6	629,683	97.7			859,541	7,836 0.9
	19	906,569	99.7	503,173	98.1	744,818	99.8					856,665	49,904 5.5
	9	962,333	98.3	565,172	97.6	816,620	99.8	741,795	99.6			953,752	8,581 0.9
	20	1,011,653	98.9	645,409	98.0	883,388	99.8					1,004,887	6,766 0.7
	9	1,042,820	99.7	699,231	98.5	903,048	99.8	818,392	99.2			1,036,029	6,791 0.7

なわち受託・解約が頻繁で、安定した資金ではないように思われる。その委託者、資金内容を知りたいが、三井信託でも明らかでない。

住友信託の場合、昭和10年と17～20年の時期だけであるが、若干の事実を知ることができる。すなわち、単独運用の運用面からの手掛かりである。第6表でみるとおり、昭和10年上期における単独運用は19口1,312万円であるが、そのうち本店営業部は3口、約20万円、1口当たり7万円弱と小さいが、東京支店は10口、1,045万円、1口当たり105万円と多額であり、福岡支店でも6口、247万円、41万円とやはり大口である。同年下期でもその傾向は変わらない。運用は、本店営業部、東京支店とも有価証券(国債、社債、地方債の順)であり、福岡支店は手形貸付と財団抵当貸付が主であり、国債にも投資している。下期では本店営業部と東京支店は本店総務部へ回金し、有価証券(社債、国債、地方債の順)に投資しているが、福岡

第6表 住友信託の指定金信単独運用の運用(その1)

(金額単位:千円)

科目	昭10.5					昭10.11				
	総括	本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	19		3	10	6	19		3	10	6
元本	13,116		195	10,450	2,471	13,274		203	10,450	2,621
収益	56		3	1	52	61	1	4		56
雑口	2				2					
計	13,175		198	10,451	2,526	13,335	1	207	10,450	2,676
国債	7,037			6,420	618	3,131	3,131			
地方債	1,511		63	1,448		1,236	1,236			
社債	2,607		134	2,473		6,666	6,666			
小計	11,155		196	10,340		11,033	11,033			
有価証券担保貸付金						1,925				1,925
財団抵当貸付金	675				675					
手形貸付金	1,188				1,188					
小計	1,863				1,863	1,925				1,925
銀行への預け金	158	156	1			377	377			
本店勘定				111	45			207	10,450	751
支店勘定		156					11,409			

[備考]住友信託の「各種信託別貸借対照表」より計算の上作成。第7表も同様。

支店だけは有価証券担保貸付に運用している。本店営業部の単独運用が小口であるのが意外であるが、東京支店、福岡支店の受託は単独運用可能なだけの大口であることを物語っている。

その後、昭和17～20年につき単独運用が判明したのは第7表のごとくである。すなわち、本店営業部での受託はなくなり、東京、名古屋、京都、福岡の各店に受託がみられる。東京支店は17～18年に3,400万円前後の受託があり、30口から24口に減少しているが、1口当たりは110万円から140万円へと大口化している。その運用は8割前後を貸付金とし、2割前後を本店へ回金している。名古屋支店が19年に8口、65万円、1口当たり8万円の受託があつて、20年まで継続、手形貸付であつた。京都支店が2口、10万円、1口当たり5万円で、貸付金とし、福岡支店は38口、784万円で1口当たり21万円、360万円を貸付け、本店へ410万円を回金している。

以上、住友信託の場合、東京、福岡支店で単独運用の受託が若干あり、大口資金であつて、有価証券あるいは貸付金に運用されていることが確認される。ただ、いくつか疑問も残るものの、解明の材料が得られない⁽¹⁾。

このような指定単独運用の存在が判明したものの、委託者など具体的な内容を知りたいものであるが、残念ながら現在のところ解明できる資料がない。辛うじて得られたのが住友信託の昭和15年5月末での事例である。第8表によれば、23口363万円の単独運用の内容が判明する。すなわち、名寄せすれば委託者は9、銀行3行(南都、松山五十二、百五)、生保3社(日本、住友、福德)、2会社(北海道開発、山口商店)、1団体((財)大阪府殉職警察官救慰会)で、金融機関が多い。

第7表 住友信託の指定金信単独運用の運用(その2)

(金額単位:千円)

科目	東京支店			
	昭 17.5	17.11	18.5	18.9
口数	30	29	24	24
元本	33,491	34,588	33,781	33,279
収益	567	578	647	335
雑口	86	86	114	218
計	34,145	35,252	34,542	33,832
有価証券担保貸付金	3,164	8,804	6,491	6,901
財団抵当貸付金		400		
債権担保貸付金	15,000	13,800	14,950	14,601
保証貸付金			600	800
手形貸付金	10,310	6,891	5,854	4,593
小計	28,474	29,595	27,895	26,895
本店勘定	5,562	5,530	6,469	6,831
運用委託金	109	127	178	106

科目	名古屋支店			京都支店	福岡支店
	昭 19.3	19.9	20.3	19.9	19.9
口数	8	8	8	2	38
元本	650	650	650	100	7,844
収益	1	1	1		2
雑口	7	8	12		
計	658	658	663	100	7,846
有価証券担保貸付金				50	
債権担保貸付金				50	
財団抵当貸付金					500
手形貸付金	650	650	650		3,100
小計	650	650	650		3,600
本店勘定					4,109
運用委託金	8	8	13	0	137

第8表 本店営業部の金銭信託指定単独運用の事例(昭和15年5月末)

(金額単位:円)

番号	委託者	口数	元本	収益	未経過利益	計	有価証券	貸付金	預け金	摘要
1001	(財)大阪府殉職警察官救慰会	4	80,100	1,572		81,672	73,964		7,708	地方債4,500、社債69,464
1005	(株)山口商店	2	700,000	4,518	6,384	710,902		700,000	10,902	手形貸付金
1008	日本生命保険	2	500,000	9,500	460	511,240		500,000	11,240	"
1009	住友生命保険	2	250,000	4,500	1,438	255,937		250,000	5,938	有価証券担保貸付金
1010	南都銀行	2	500,000	9,500	1,020	510,520		500,000	10,520	手形貸付金
1011	福徳生命保険	2	200,000	3,800	1,824	205,624		200,000	5,624	"
1012	松山五十二銀行	1	100,000	1,900	912	102,812		100,000	2,812	"
1013	"	3	400,000	7,200	460	407,660		400,000	7,660	"
1014	百五銀行	2	200,000	3,800	1,824	205,624		200,000	5,624	"
1015	"	2	200,000	2,421	94	203,364		200,000	3,364	"
1016	北海道開発	1	500,000	6,411	2,588	508,998		500,000	8,998	"
	計	23	3,630,100	55,122	17,004	3,704,353	73,964	3,550,000	80,390	
(参考)	指定日鉄口	3	1,610,428	32,208		1,642,637		300,000	1,342,637	有価証券担保貸付金

〔備考〕住友信託の「金銭/信託財産目録(単独運用分)」より作成。

上記団体は4口8万円で、社債、地方債に運用されている。1口当たり2万円といえば単独運用としては少額過ぎるが、4口纏めて8万円の運用なのであろう。これを例外として、残る8委託者はすべて貸付金に運用され、ほとんどが手形貸付であった。1口では松山五十二銀行の10万円が最低で、北海道開発の50万円が最高であるが、ほとんどが2、3口一括で貸付に

運用されている。むしろ一括の金額が実質上の委託額であって、そうみれば山口商店 70 万円、南都銀行、松山五十二銀行、日本生命各 50 万円、百五 40 万円など、かなり大口といえよう。そして運用面での「預け金」は利息の滞留額と思われる。委託者は余裕金の運用として単独運用を依頼し、受託者は資金需要者を当てはめる形である。資金の規模が大きいため、委託者の希望に添った運用が可能なのであろう。

次に指定金銭信託の合同運用についてであるが、残念ながら合同運用だけの実態を検証する材料が全く得られない。意外にも指定金銭信託のうち単独運用を除いたものが、合同運用であるということだけのことしかいえないのである。強いて探せば実態を垣間見ることのできる唯一の事例は、三菱信託の昭和 11 年 6 月時点での大口委託者 20 名だけである⁽²⁾。それも指定単独、指定合同の区別がなく、指定金銭信託全体での大口委託者であるが、若干の参考になるであろう。すなわち、20 名の合計は 4,181 万円で、同時点での指定金銭信託の 13%程度にあたり、三菱系企業 9 社 2,266 万円⁽³⁾、共済組合 2 つ 680 万円、会社重役 4 名 614 万円、岩崎八穂 100 万円、その他企業 4 社 510 万円という構成であった。確かに三菱信託では三菱財閥関係への依存が大きかったことがわかるが、これが一時的であったのか、恒常的であったかが知りたいところである。もし恒常的であれば極めて重要な特徴といえよう。他の財閥系 3 大信託ではどうであったか目下のところ知るべくもない。

(1) 疑問点を列挙すれば次のごとくである。

- ① 東京支店での受託が 17~18 年で約 3,300 万円の多額で続いているのに、19 年から消滅しているのは不可解である。実際は消滅ではなく、単独運用の表示を止め、合同運用と合算されたのであろうか
 - ② 東京支店の約 3,300 万円受託の半分が債権担保貸付金に運用されているが、どのような事態なのか理解に苦しむ。
 - ③ 名古屋支店、京都支店も少額ながら単独運用があるのは意外である。本店営業部でもそうであったが、小口資金でありながらよく単独運用が出来るものかと疑問に思われる。実は依拠した「各種信託別貸借対照表」における両店は単独運用に一旦記載しながら、抹消して合同運用に加算している。東京支店で 19 年以降単独運用が消滅したかにみえるのも、両店の記載抹消と重ねてみると符合し、区別表示を止めた公算が大きい。ただ、名古屋、京都両店以外にも単独運用があって、合同運用と合算されているのか否か、新たな疑問が起こるが証明できない。
- (2) 『三菱信託銀行六十年史』45 頁、「2-7 表 指定金銭信託の大口委託者(昭和 11 年 6 月 18 日現在)参照。
- (3) 同上によれば、三菱系企業 9 社の内訳は、三菱銀行 410 万円、三菱合資経理部 308 万円、三菱鉱業 277 万円、東山農事 270 万円、三菱重工業 251 万円、三菱電機 249 万円、三菱商事 200 万円、明治生命 200 万円、明治火災 100 万円であった。

2) 金銭信託の内容

(1) 考察の前提

日本信託業の金銭信託を問題とする時、特定金銭信託・指定金銭信託別に内容を掘り下げたが、前掲のごとく不完全にしか分類できなかった。さらに指定金信を合同運用と単独運用に

分けてその特徴を把握したいが、それも不可能である。ましてやそれぞれの資金的特質の解明は、個別信託会社の内部資料に依らない限り一層困難である。ただし日本信託業全体でも、個別信託会社レベルでも、特定・指定を内包した金銭信託全体ならば、期間別、受入金額別に分解した計数が把握可能である。すなわち、『銀行局年報』には「信託契約期間別」と「信託契約金額別」が記載され、日本全体の金銭信託について期間別と受入金額別は判明する。各社が当局に提出した業務報告書に記載されているので、それを集計した結果にほかならない。もともと業務報告書では、特定・指定別には求めているので、金銭信託全体での「期間別」、「金額別」しか報告されていないわけである。いずれにせよ、特定・指定別に期間別、受入金額別を解明することは資料的に不可能であるが、金銭信託の性格解明に少しでも接近するためには、金銭信託全体についてであっても期間別、受入金額別を検討する方法を採らざるを得ない。

業務報告書が利用できた住友信託の場合、金銭信託全体の期間別、受入金額別の検討が可能であるが、もう一つ幸いなのは店部別に分解できることである。大信託会社は複数地域に店舗を構えて金銭信託を受託しているから、店部別に検討できれば、地域性、営業規模による差異まで視野に入れることができるであろう。業務報告書が未見の三井、三菱、安田ではごく一部の時点を除いて、期間別、金額別も店部別も把握できないが、せめて住友だけでも検討できるのは前進であろう⁽¹⁾。以下、全国信託会社の金銭信託を意識しながら、住友信託の事例を業務報告書ベースから知りうる限り解明を行ってみよう。

- (1) 虎屋信託でも業務報告書があるので、住友と同じ考察が可能であるが、同社は大阪所在の本社だけであるから、店部別考察の意味がない。ただ、同じ大阪立地ということで、住友信託本店との比較は財閥系大信託と中小信託という視点からあり得よう。

(2) 期間別

まず、全国信託会社の金銭信託の期間別をみよう。第9表は、『銀行局年報』から作成しているが、昭和16年以降は記載がなく、昭和2～15年の各11月期に限定される。信託業法施行細則の雛形に定められた期間分類、すなわち「10年以上」「5年以上」「2年以上」、「2年未満」「期間ノ定メナキモノ」(以下「無期限」と略す)に分けられ、口数と金額が記載されている⁽¹⁾。

信託業法では金銭信託合同運用が期間2年以上となっているので、同表の「2年未満」「無期限」は合同運用以外の受託と推測されよう。その口数、金額とも金銭信託全体からみれば僅かのものであるが、1口当たりを計算すると、「2年未満」では昭2～4で7万円前後、昭5～9で4～6万円、以後大口化して20万円台に達し、極めて大口資金であるし、「無期限」でも昭2で10万円、以後逐次小口化するが、それでも1～2万円であって、「10年以上」「5年以上」「2年以上」とは大きく異なっている。

昭2～10では「2年以上」が口数で全体の9割から7割へ、金額で8割から7割へと比重が

下がるが、金銭信託の大部分を占めている。「10年以上」「5年以上」は着実に口数、金額とも比重が増しているが、長短2率制が採用される昭和11年以降、「2年以上」からのシフトを生じて急増することになる。「5年以上」は10年では全体の2割強であったが、15年では6割に達している（「2年以上」が24%、「10年以上」が12%、いずれも金額ベース）。つまり委託者が高い収益配当率を求めて短期から長期契約へと乗り換えたわけである。しかし1口当たりを計算すると、いずれの分類でも逐次漸増するものの、9千円前後で大差がない。長期に大口資金、短期に小口資金ということも、その逆に長期に小口資金、短期に大口資金ということもなく、それぞれの期間分類には、類似した大きさの資金が集積されていたとみることができよう。前掲の「2年未満」「無期間」がそれとは大差がある1口当たりであったことは、3つの期間分類の資金とは異質な資金であることを示唆していよう。おそらく3つの期間分類は、指定金銭信託合同運用の集積と推測してよからう。

第9表 全国信託会社の金銭信託の期間別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

年 11月末	10年以上			5年以上			2年以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	2,896	20,725	7,156	2,818	16,280	5,777	70,208	552,049	7,863
3	4,415	29,177	6,609	4,549	28,160	6,190	102,127	877,148	8,589
4	5,603	46,455	8,291	6,799	37,210	5,473	114,010	1,012,097	8,877
5	6,619	57,043	8,618	8,698	47,052	5,410	114,295	1,030,372	9,015
6	7,609	64,889	8,528	11,630	85,353	7,339	115,828	1,048,157	9,049
7	8,496	74,196	8,733	18,451	162,146	8,788	108,550	958,912	8,834
8	9,622	84,749	8,808	26,587	245,427	9,231	114,540	1,012,815	8,842
9	10,706	95,059	8,879	34,819	335,684	9,641	125,351	1,097,188	8,753
10	12,566	116,054	9,236	42,236	401,445	9,505	130,942	1,155,025	8,821
11	16,802	152,595	9,082	78,036	660,440	8,463	105,116	990,656	9,424
12	20,652	189,868	9,194	108,909	927,125	8,513	76,302	702,593	9,208
13	22,316	212,167	9,507	122,034	1,111,677	9,110	68,882	635,769	9,230
14	24,482	258,533	10,560	135,493	1,367,397	10,092	69,695	612,538	8,789
15	33,034	321,509	9,733	154,342	1,560,751	10,112	72,159	624,998	8,661

年 11月末	2年未満			無期間			計		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	372	27,449	73,788	654	65,227	99,735	76,943	681,731	8,860
3	433	29,158	67,339	676	40,139	59,377	112,200	1,003,784	8,946
4	472	32,943	69,794	784	40,131	51,188	127,668	1,168,840	9,155
5	458	25,172	54,961	609	19,108	31,376	130,674	1,178,749	9,021
6	382	17,640	46,178	632	15,810	25,016	136,081	1,231,851	9,052
7	338	14,375	42,530	657	16,374	24,922	136,492	1,226,005	8,982
8	377	20,846	55,294	748	14,535	19,432	151,874	1,378,374	9,076
9	417	25,028	60,019	790	17,230	21,810	172,083	1,570,191	9,125
10	434	41,748	96,194	833	15,718	18,869	187,011	1,729,992	9,251
11	352	36,276	103,057	833	14,184	17,028	201,139	1,854,152	9,218
12	277	53,282	192,354	853	13,547	15,882	206,723	1,886,416	9,125
13	310	62,592	201,910	831	15,376	18,503	211,373	2,037,528	9,639
14	391	76,331	195,220	876	15,860	18,105	230,937	2,330,660	10,092
15	314	76,997	245,213	737	17,670	23,976	260,586	2,601,930	9,985

〔備考〕『日本金融史資料 昭和編』第1～4巻所収の「銀行局年報」第52～65次より計算の上作成。

それでは大信託会社の事例として業務報告書のある住友信託の場合をみよう。第 10 表は住友信託における金銭信託全体の期間別推移である。

同表で「2 年未満」があるのは、指定金銭信託合同運用の期間制限が 2 年以上であることから奇異に思われるが、期間制限に無関係な特定金銭信託や指定金銭信託単独運用によるものと推測される。「2 年未満」は口数が最多で 30 口(昭和 13 年 5 月期)と少なく、受託額も最多で 1,389 万円(同 13 年 11 月期)であって、金銭信託全体からみれば僅かな金額である。しかし 1 口当たりを計算してみると最多 103 万円(15 年 5 月期)を初めとし 50 万円を超える期も散見され、9 年 11 月期の 4 万円を除いて 10~50 万円ばかりである。つまり特定金銭信託や指定単独なのでかなりの大口資金であることを示している。

「10 年以上」「5 年以上」「2 年以上」の区分はほとんどが指定金銭信託合同運用による受託と推測されるが^②、その特徴は次のようである。

第 1 に、創立から昭和 6 年 5 月期まで「2 年以上」が金信全体の 9 割以上を占め、「10 年以上」「5 年以上」が合わせて 3~4%に過ぎない。圧倒的部分が「2 年以上」であると共に、最初から長期のもの、すなわち「5 年以上」「10 年以上」がないわけではなかったことも確認して置かねばならない。2 年以上は収益配当率は一定であるから、同利率ならば期間の短い契約にしておくのが委託者の心理であろうが、それでも最初から長期契約するのは単なる利殖目的だけの投資資金ではなく、信託を利用する何らかの目的を持つ資金なのであろう。ただ、それらの資金の 1 口当たりを計算してみると、長期だから大口というわけでない。「2 年以上」が 7~8 千円であるのに、「5 年以上」で 3~5 千円、「10 年以上」で 4~5 千円であるから、むしろやや少額であり、利殖目的とみられる「2 年以上」よりやや特殊な意図を持つのかも知れない。

第 2 に、世界恐慌が深まるにつれ、昭和 6 年以降上記の構成は変化する。すなわち「2 年以上」の比重が 9 割から 7 割へ逐次低下し、「5 年以上」が 6%から 2 割台へと増加、「10 年以上」も 3%からじりじりと 8%まで増加する。受託内容の長期化である。「2 年以上」の 1 口当たりは 8 千円前後で変わりなく、「10 年以上」も 5~6 千円であまり変わらないが、「5 年以上」が残高の急増と共に 1 口当たりは 1 万円台へと倍増した。「2 年以上」の残高は創業以来一貫して増加していたが、初めて昭和 7 年上、下期は減少したのである(残高が 2.2 億円から 1.6 億円へ)。世界恐慌の中で銀行定期預金も純減であり、信託会社全体の金銭信託も同様であったから、住友信託だけの減少ではなかったが、その中で「2 年以上」のうち大口資金が「5 年以上」へとシフトしたわけである。

第 3 に、銀行定期預金利率とのバランス上、多くの信託会社が昭和 11 年下期以降長短 2 利率制となるが、住友信託も 12 年上期からそれまでの一律年 3.8%を、「5 年以上」3.8%、「2 年以上」3.6%へと変更した^③。一律の時は期間最短の「2 年」を選択していた者が 2 利率になる

第10表 住友信託全体の金銭信託の期間別

決算期	10年以上			5年以上			2年以上			2年未満			計		
	口数	金額	1口当り 構成比	口数	金額	1口当り 構成比	口数	金額	1口当り 構成比	口数	金額	1口当り 構成比	口数	金額	1口当り
1	26	46	0.5	24	88	0.9	3,667	853	10,051	98.7	11,783	0.7	903	10,185	11,279
2	103	517	1.8	109	387	1.4	3,550	4,101	27,172	96.8	6,626	0.7	4,313	28,076	6,510
3	229	1,069	2.1	4,668	658	1.3	3,392	6,044	47,708	95.8	7,893	0.7	6,470	49,806	7,698
4	362	1,513	2.0	4,180	1,576	2.1	4,956	9,234	68,715	92.9	7,442	2.9	9,972	73,932	7,414
5	442	2,137	2.1	4,835	4,453	1.4	3,570	12,541	95,415	94.3	7,608	2.2	13,395	101,227	7,557
6	599	3,158	2.5	5,272	2,117	1.6	3,794	15,980	118,542	92.2	7,418	3.7	17,147	128,627	7,501
7	671	3,529	2.2	5,259	3,949	2.4	5,508	18,616	145,559	90.2	7,819	5.2	20,019	161,403	8,062
8	536	4,441	1.5	5,170	2,164	1.2	4,277	20,886	164,317	91.8	7,867	5.5	21,939	179,066	8,162
9	821	4,441	2.4	5,409	4,368	2.3	4,843	20,939	169,990	92.8	8,118	1.5	22,681	188,547	8,313
10	1,023	6,028	3.1	5,892	5,596	2.9	4,930	20,604	171,732	90.2	8,626	1.1	22,773	191,428	8,406
11	1,128	6,875	3.5	6,095	7,197	3.7	5,265	20,483	179,105	92.2	8,744	0.6	22,987	194,248	8,450
12	1,208	7,196	3.6	5,957	11,691	5.9	7,799	21,118	177,458	90.0	8,403	0.4	23,831	197,217	8,276
13	1,267	6,920	3.3	5,462	18,058	8.7	9,347	21,454	181,369	87.4	8,454	1.1	188,455	207,519	8,405
14	1,344	7,258	3.5	5,400	31,267	15.2	10,767	20,407	165,598	80.8	8,115	0.5	24,661	205,073	8,316
15	1,409	7,501	3.6	5,324	39,242	18.9	10,448	20,063	160,506	77.3	8,000	0.1	25,231	207,553	8,226
16	1,522	8,027	3.8	5,274	4,542	4.542	13,205	20,284	163,219	77.0	8,047	4	49,263	212,053	8,060
17	1,680	9,238	3.9	5,499	49,208	21.0	9,172	21,842	175,491	74.9	8,035	3	54,283	234,381	8,111
18	1,878	10,986	4.3	5,850	53,658	21.1	9,009	24,174	189,565	74.5	7,842	2	74,320	254,558	7,951
19	2,061	12,812	4.7	6,216	65,446	25.1	10,427	25,753	200,481	73.8	7,785	2	76,343	271,708	7,906
20	2,238	13,938	4.9	6,228	62,415	21.8	8,487	26,825	209,257	73.1	7,859	4	66,362	286,440	7,907
21	2,569	17,414	5.7	6,779	82,111	23.7	8,827	27,446	214,637	70.3	7,820	4	37,382	305,302	7,986
22	3,189	24,605	7.7	7,716	8,525	22.8	8,517	28,861	220,909	69.4	7,654	3	5,405	318,430	7,847
23	4,898	37,107	11.3	7,576	16,755	38.4	7,553	20,704	165,088	50.1	7,974	5	1,423	329,348	7,774
24	6,333	43,765	13.1	6,911	22,900	52.5	7,681	15,304	114,941	34.3	7,511	6	2,445	335,308	7,528
25	6,496	46,259	13.4	7,121	18,728	54.4	7,613	13,946	106,563	31.0	7,641	8	2,450	344,255	7,641
26	6,443	47,891	13.6	7,433	20,346	57.8	7,850	12,866	91,734	26.1	7,243	30	45,719	352,080	7,701
27	7,131	55,590	14.5	7,796	27,493	59.1	8,253	12,462	87,785	22.9	7,230	28	46,794	384,167	8,210
28	8,042	90,115	22.0	11,206	28,699	55.6	7,944	11,262	84,437	20.6	7,498	22	48,025	409,715	8,531
29	7,424	85,068	19.7	11,459	29,899	57.0	8,222	12,003	96,166	22.3	8,012	10	49,336	431,441	8,745
30	9,335	105,839	23.9	10,761	30,547	58.4	8,463	10,243	74,913	16.9	7,314	3	50,628	442,363	8,738
31	11,033	108,993	23.3	9,879	32,073	59.9	8,748	10,051	76,514	16.3	7,613	6	53,163	468,082	8,805
32	14,239	138,176	26.9	9,704	32,092	57.5	9,184	10,415	77,663	15.1	7,457	7	56,753	512,901	9,037
33	15,356	143,688	27.0	9,357	30,810	57.8	8,791	10,690	75,877	14.2	7,098	11	61,094	532,857	8,722
34	15,968	158,758	28.0	9,942	38,365	57.6	8,498	11,735	76,912	13.6	6,554	8	106,077	566,046	8,566
35	16,478	162,778	27.0	9,879	43,348	58.9	8,190	12,141	78,611	13.1	6,475	7	107,975	602,274	8,368

〔備考〕住友信託銀行五十年史 別巻126頁より計算の作成。

と利率の高い方を選択し、「2年以上」から「5年以上」へとシフトすることになった。すなわち、11年下期の「2年以上」の激減(残高2.2億円から1.7億円へ、比重が70%から50%へ低下)、「5年以上」が激増(残高0.7億円から1.3億円へ、比重が23%から38%へ上昇)したのである。「10年以上」も0.2億円から0.4億円へ、8%から11%へと増加している。翌12年上期以降もこのシフトは続き、13年には「2年以上」は0.8億円まで減少、比重は2割まで縮小、反面、「5年以上」は2.3億円まで増加、比重も6割へと拡大している。「10年以上」も増加しているものの、それほど多額ではない。

確かに2利率制の採用によって「2年以上」にあった多くの資金が「5年以上」にシフトしたが、長期投資は無理な資金が若干ではあるが「2年以上」に止まっていること、新規増加分は高配当を求めて最初から「5年以上」を選択したこと、結局、長期化が著しく促進されたとみることができよう。

第4に、昭和15年以降には「2年以上」は残高横這い、「5年以上」が漸増を続けるが、「10年以上」が意外によく伸びている。17年下期までの金銭信託の構成比は、「5年以上」が約6割弱、「10年以上」が3割弱、「2年以上」が1～2割に固定することになった。

以上の住友信託以外で期間別が判明するのは、安田と三菱両信託であるが、ほんの1時点のみである。

安田信託の場合は、大正14年11月(第2期)で第11表のごとくである⁽⁴⁾。まだ、金銭信託の期間制限が2年以上に改正される前なので、「1年以上」「1年未満」の分類であるが、圧倒的に「1年以上」の区分に集中している。創業まもなくの時期であるが、最初から「10年以上」「5年以上」が少額ではあるが存在していること、本店、東京支店、京都支店、名古屋支店のどれも構成が類似していることも窺われ、期間別の特徴は本支店共通であったことが示されて

第11表 安田信託の金銭信託店部別、期間別(第2期)

(金額単位:千円、1口当たり:円)

店部名	10年以上			5年以上			1年以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
本店	28	48	1.714	19	106	5.579	705	8,769	12.438
東京支店	23	111	4.826	15	134	8.933	389	6,785	17.442
京都 "	24	49	2.042	24	67	2.792	696	5,049	7.254
名古屋 "	4	31	7.750	2	6	3.000	167	395	2.365
計	79	239	3.025	60	312	5.200	1,957	20,998	10.730
店部名	1年未満			計					
本店				752	8,923	11.866			
東京支店				427	7,031	16.466			
京都 "	1	15	15.000	745	5,179	6.952			
名古屋 "				173	431	2.491			
計	1	15	15.000	2,097	21,564	10.283			

いる。

三菱信託の場合は、昭和11年と14年の各11月末が判明し、第12表のごとくである⁽⁶⁾。合計と本店分が分かるので、本店以外を逆算してみたが、それは大阪支店分と推測される。本店が圧倒的部分を占めていることが歴然としている。同時期の住友信託と比較してみると、11年では三菱は「2年以上」が全体の35%、「5年以上」が56%であって、住友よりより長期へのシフトが進んでいたこと(住友はそれぞれ50%、38%)、1口当たりも各区分とも1万円台で住友よりやや大口であること(住友は7千円台)、14年でも同様な傾向である。すなわち、「2年以上」が18%、「5年以上」が71%で、住友の22%、57%より長期の比重が高く、1口当たりも1万円台と住友の8千円台という違いが続いている。

第12表 三菱信託の金銭信託の期間別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

区分	科目	11年11月			14年11月		
		本店	その他	計	本店	その他	計
10年以上	口数	1,928	484	2,412	2,143	411	2,554
	金額	20,907	3,944	24,851	31,957	3,493	35,450
	1口当たり	10,844	8,149	10,303	14,912	8,499	13,880
5年以上	口数	10,826	4,494	15,320	13,159	6,405	19,564
	金額	142,015	44,841	186,856	215,681	74,306	289,987
	1口当たり	13,118	9,978	12,197	16,390	11,601	14,822
2年以上	口数	5,994	4,035	10,029	4,767	2,345	7,112
	金額	79,700	35,768	115,468	52,133	19,536	71,669
	1口当たり	13,297	8,864	11,513	10,936	8,331	10,077
2年未満	口数	32	5	37	26		26
	金額	6,147	0	6,147	9,903		9,903
	1口当たり	192,094	0,000	166,135	380,885		380,885
計	口数	18,785	9,013	27,798	20,095	9,161	29,256
	金額	248,770	84,553	333,323	309,674	97,336	407,010
	1口当たり	13,243	9,381	11,991	15,411	10,625	13,912

- (1) 信託業法施行時は指定金銭信託合同運用の期間制限は「1年以上」であったが、銀行資本の圧力で大正13年12月「2年以上」に変更された経緯がある。住友信託の設立はその後なので、第1期から「2年以上」で区分されている。
- (2) 逆に特定や指定単独に「2年以上」の契約があれば「10年以上」「5年以上」「2年以上」の中に含まれている可能性も否定できない(但し検証の方法が目下のところない)。しかし前述のように住友信託での特定および指定単独の受託額自体が指定合同よりも遙かに少額なので、「10年以上」「5年以上」「2年以上」に含まれていてもごく僅かと推測され、「10年以上」「5年以上」「2年以上」のほとんどが指定合同と見なされるであろう。
- (3) 三井信託だけは昭和6年上期より長短2利率制に踏み切り、すでに長期契約の比重が高まっていったが、大蔵省、銀行資本の圧力で昭和11年下期以降、多くの信託会社は長短2率制に移行せざるを得なかった。詳しくは拙著『日本信託業発展史』330頁以下を参照。
- (4) 安田信託の場合、第2期の営業報告書にだけ金銭信託の期間別、受入金額別が店部別に記載されている。業務報告書ならば記載事項であるが、営業報告書ではどの信託会社でも記載されていない。

安田は第2期では記載したものの、そこまで公表する必要はないと翻意して翌期から止めたと推測される。しかし1期だけでも店部別が判明するのは、住友との比較で有益である。

- (5) 『三菱信託銀行六十年史』(86頁)に記載されているが、業務報告書に依拠したものと想像される。ただ、なぜこの時点だけ取り出したのか明らかでない。

(3) 受入金額別

次に金銭信託の受入金額別であるが、まず、全国信託会社の金銭信託の受入金額別を第13表でみよう。信託業法施行細則で定められた区分では「10万円以上」「1万円以上」「500円以上」「500円未満」となっており、第13表もその区分に従っている。信託業法で指定金銭信託合同運用は最低受託金額500円以上と定められているから、同表の500円未満の受託は指定合同分ではなく、特定金銭信託によるものと推測される。その口数、金額とも僅かで問題とする

第13表 全国信託会社の金銭信託の受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

年 11月末	10万円以上			1万円以上			500円以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	969	284,264	293,358	11,903	243,145	20,427	63,990	154,295	2,411
3	1,519	401,207	264,126	17,780	355,470	19,993	92,841	247,091	2,661
4	1,778	476,490	267,992	20,445	426,332	20,853	105,400	266,007	2,524
5	1,716	440,543	256,727	22,063	473,014	21,439	106,674	265,158	2,486
6	1,768	443,264	250,715	23,695	502,015	21,187	110,546	286,526	2,592
7	1,616	420,350	260,118	23,552	510,085	21,658	111,244	295,549	2,657
8	1,897	467,910	246,658	26,160	564,152	21,565	123,727	346,289	2,799
9	2,229	542,058	243,184	30,048	639,184	21,272	139,777	388,940	2,783
10	2,599	611,271	235,195	32,620	701,479	21,505	151,699	417,214	2,750
11	2,576	627,110	243,443	35,546	766,567	21,565	162,896	460,442	2,827
12	2,623	635,013	242,094	36,289	789,665	21,760	167,665	461,695	2,754
13	2,767	728,057	263,121	38,089	830,791	21,812	173,403	478,703	2,761
14	3,228	903,689	279,953	41,243	911,351	22,097	186,396	515,600	2,766
15	3,719	1,032,473	277,621	44,569	901,937	20,237	212,199	577,490	2,721

年 11月末	500円未満			計		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	86	26	302	76,943	691,731	8,990
3	60	14	233	112,200	1,003,784	8,946
4	45	10	222	127,668	1,168,840	9,155
5	221	32	145	130,674	1,178,749	9,021
6	72	43	597	136,081	1,231,851	9,052
7	80	20	250	136,492	1,226,005	8,982
8	90	22	244	151,874	1,378,374	9,076
9	29	8	276	172,083	1,570,191	9,125
10	93	27	290	187,011	1,729,992	9,251
11	121	32	264	201,139	1,854,152	9,218
12	146	41	281	206,723	1,886,416	9,125
13	114	30	263	211,373	2,037,528	9,639
14	70	19	271	230,937	2,330,660	10,092
15	99	28	283	260,586	2,601,930	9,985

[備考]第9表と同様。

に当たるまい⁽⁴⁾。

昭和2年では「500円以上」は口数で圧倒的な比重であるが(全体の83%)、金額では23%にすぎず、「10万円以上」が口数で1%だが金額では42%、「1万円以上」が口数で16%だが金額で36%、というように、少数の大口委託者が金額では圧倒的な比重を占めていた。15年でも各区分の口数の比重も金額の比重もあまり変わらず、1口当たりも昭和2年から15年まで「10万円以上」が20万円台、「1万円以上」が2万円前後、「500円以上」が2千円台が続いている。つまり金銭信託全体が著しく増加したが、各区分に集積された資金単位はあまり変わっていない、同質の資金が累積されていたということである。

それでは大信託の場合はどうであったか、住友信託の場合をみよう。第14表は住友信託の金銭信託全体の受入金額別推移である。前にみたとおり特定金信にも指定単独にも大口資金があり、それらは上記区分のいずれかに含まれているはずであろう。したがって同表の「10万円以上」「1万円以上」「500円以上」は指定合同分がほとんどであろうが、若干の特定金信、指定単独が含まれていることを考慮しなければならない。そのことを前提に次のような特徴が見出される。

「500円以上」は口数では全体の9割前後を占めるが、金額的には全体の2割台の比重で、多い期でも3割程度、1口当たり金額は2,000円台、多くて3,000円止まり、「1万円以上」は口数では全体の1割5分程度であるが、金額では4割前後を占め、1口当たりは2万円前後、「10万円以上」は全体の1%前後だが、金額は3割前後を占め、1口当たりも20万円台で、14年頃から30万円に近づく。この構造は4年5月期の異常値⁽⁵⁾を別とすれば、創業以来17年までほぼ一貫して変わらない。要するに、圧倒的多数の委託者は平均2,000円程度であり、他方、数十万円を擁する少数の大口委託者がいて、全体の平均を8,000円前後に引き上げる働きをしている形である。

住友以外の財閥系4大信託ではどうであったか。期間別でみた安田、三菱の金額別をみよう。第15表は安田の第2期(大正14年11月)であるが、「500円以上」が全体のうち口数で75%、金額で16%、「10万円以上」と「1万円以上」が口数で25%、金額で84%を占め、創業当初から少数の大口委託者と多数の平均2千円程度の委託者で構成されていたことが知られる。1口当たり1万円強は創業期の住友が1.1万円であるのと大差はない。

三菱は第16表の通り、昭和11年と14年の2時点のみが判明する。前者では、「500円以上」が全体のうち口数で74%、金額で22%、「1万円以上」が25%と45%、「10万円以上」が2%と34%であり、後者でも構成比はあまり変わっていない。同じ時点の住友と比較すると、「500円以上」の比重がやや小さく、「10万円以上」と「1万円以上」の比重がやや大きい(住友は金額で「500円以上」が28%、「1万円以上」が17%、「10万円以上」が28%、11年時点)。1

第14表 住友信託全体の金銭信託の受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円、構成比:%)

決算期	10万円以上			1万円以上			500円以上			計		
	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	1口当り
1 大14.11	48	3,792	37.2	210,667	211	4,571	44.9	1,822	17.9	2,703	903	10,185
2 15.5	13	9,335	33.2	217,093	619	11,797	42.0	6,945	24.7	2,525	3,413	28,076
3 11	77	14,836	29.8	192,675	1,101	21,491	43.1	13,479	27.1	2,547	6,470	49,806
4 昭 2.5	115	22,146	30.0	192,574	1,599	32,527	44.0	19,259	26.0	2,346	9,922	73,932
5 11	150	32,180	31.8	214,533	2,077	40,955	40.5	28,092	27.8	2,515	13,395	101,227
6 3.5	206	42,260	32.9	205,146	2,668	52,879	41.1	33,488	26.0	2,346	17,147	128,627
7 11	242	56,548	35.0	233,669	3,122	60,104	37.2	44,752	27.7	2,687	20,019	161,403
8 4.5	166	44,035	24.6	265,271	1,328	24,267	13.6	110,764	61.9	5,418	21,939	179,066
9 11	276	66,945	35.5	242,554	3,482	69,785	37.0	51,817	27.5	2,738	22,681	188,547
10 5.5	639	71,410	37.3	111,753	3,619	75,172	39.3	44,847	23.4	2,422	22,773	191,428
11 11	283	70,576	36.3	249,385	3,755	75,780	39.0	47,892	24.7	2,527	22,937	194,248
12 6.5	285	68,046	34.5	238,758	3,931	79,669	40.5	49,303	25.0	2,514	23,831	197,217
13 11	293	70,767	34.1	241,526	4,172	84,473	40.7	52,279	25.2	2,589	24,659	207,519
14 7.5	284	67,499	32.9	237,673	4,160	84,509	41.2	53,084	25.9	2,625	24,661	205,073
15 11	266	67,652	32.6	254,331	4,189	84,916	40.9	54,988	26.5	2,647	25,231	207,553
16 8.5	265	63,168	29.8	238,370	4,176	83,325	39.3	65,560	30.9	2,998	26,308	212,053
17 11	307	74,903	32.0	243,984	4,673	93,725	40.0	65,753	28.1	2,749	28,896	234,381
18 9.5	328	77,244	30.3	235,500	5,137	104,289	41.0	73,025	28.7	2,750	32,016	254,558
19 11	357	81,290	29.9	227,703	5,587	104,194	38.3	86,224	31.7	3,034	34,366	271,708
20 10.5	354	83,266	29.1	235,215	5,794	120,651	42.1	82,523	28.8	2,744	36,226	286,440
21 11	354	89,233	29.2	252,071	6,289	127,290	41.7	88,780	29.1	2,810	38,232	305,302
22 11.5	380	92,844	29.2	244,326	6,946	129,852	40.8	95,734	30.1	2,879	40,581	318,430
23 11	407	92,469	28.1	227,197	7,196	143,881	43.7	92,998	28.2	2,676	42,363	329,348
24 12.5	396	86,520	25.8	218,485	7,330	147,615	44.0	101,172	30.2	2,748	44,544	335,308
25 11	390	91,251	26.5	233,977	7,380	152,196	44.2	100,806	29.3	2,704	45,051	344,255
26 13.5	430	102,275	29.0	241,215	7,641	156,227	44.4	93,577	26.6	2,486	45,719	352,080
27 11	430	117,685	30.6	273,686	7,848	162,432	42.3	104,045	27.1	2,702	46,794	384,167
28 14.5	461	133,022	32.5	288,551	8,137	169,242	41.3	107,448	26.2	2,726	48,025	409,715
29 11	495	142,855	33.1	288,596	8,511	178,348	41.3	110,236	25.6	2,734	49,336	431,441
30 15.5	518	146,378	33.1	282,583	8,680	182,908	41.3	113,079	25.6	2,731	50,628	442,363
31 11	567	160,100	34.2	282,363	9,008	190,997	40.8	116,978	25.0	2,685	53,163	468,082
32 16.5	617	184,882	36.0	299,647	9,481	202,221	39.4	125,789	24.5	2,698	56,753	512,901
33 11	656	185,198	34.8	282,314	9,702	211,324	39.7	136,318	25.6	2,690	61,094	532,857
34 17.5	674	189,136	33.4	280,617	10,175	227,527	40.2	149,347	26.4	2,709	66,077	566,046
35 11	730	206,500	34.3	282,877	10,746	239,076	39.7	156,632	26.0	2,597	71,975	602,274

〔備考〕「住友信託銀行五十年史」別巻「17頁より計算の作成。」

第 15 表 安田信託の店部別、受入金額別(第 2 期)

(金額単位:千円、1口当たり:円)

店部名	10万円以上			1万円以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
本店	16	3,218	201.125	203	4,280	21.0837
東京支店	13	3,089	237.615	136	3,275	24.0809
京都 "	6	995	165.833	133	3,014	22.6617
名古屋 "				11	137	12.4545
計	35	7,302	208.629	483	10,706	22.1656
店部名	500円以上			計		
本店	533	1,425	2,674	752	8,923	11,865
東京支店	278	667	2,399	427	7,031	16,465
京都 "	606	1,170	1,931	745	5,179	6,952
名古屋 "	162	295	1,821	173	431	2,494
計	1,579	3,557	2,253	2,097	21,564	10,283

第 16 表 三菱信託の金銭信託の受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

区分	科目	11年11月			14年11月		
		本店	その他	計	本店	その他	計
10万円以上	口数	304	109	413	427	146	573
	金額	90,595	21,263	111,858	141,243	29,889	171,132
	1口当たり	298.010	195.073	270.843	330.780	204.719	298.660
1万円以上	口数	4,678	2,115	6,793	5,370	2,163	7,533
	金額	106,877	43,021	149,898	121,976	44,690	166,666
	1口当たり	22.847	20.341	22.067	22.714	20.661	22.125
500円以上	口数	13,808	6,784	20,592	14,298	6,852	21,150
	金額	51,297	20,270	71,567	46,455	22,757	69,212
	1口当たり	3,715	2,988	3,475	3,249	3,321	3,272
計	口数	18,785	9,013	27,798	20,095	9,161	29,256
	金額	248,770	84,553	333,323	309,674	97,336	407,010
	1口当たり	13,243	9,381	11,991	15,411	10,625	13,912

口当たりを計算すると、三菱は 11 年で 11,991 円(住友は 7,774 円)、14 年で 13,912 円(住友は 8,745 円)であり、いずれでも住友よりは資金単位がやや大きいことを意味しよう。

また三井では、第 17 表のごとく昭和 3 年 11 月時点だけ受入金額別が判明するが、社内資料のため独自の金額区分となっている。すなわち、同社が受入金額制限を自主的に 3,000 円に引き上げた時点での現状説明のための資料であったからである⁽³⁾。同表は本店だけであるが(すでに大阪支店が 2 年 9 月に開業)、千円刻みに口数、金額を明らかにしており、なかなか興味深い。3,000 円未満は全体のうち口数で 54%を占めるが、金額ではわずか 7%にすぎないこと、3,000 円以上は口数で 46%だが、金額では 93%を占めること、その中でも 5,000 円以上が口数で 35%でありながら、金額では 89%と圧倒的な比重であることが示されている。つまり 3,000 円に引き上げても、それ以下の受託は金額的に少額なので、影響は小さいと推測したのである

第 17 表 三井信託本店の金銭信託受入金額構成比

(金額単位:千円、構成比:%)

金額区分	口数	構成比	金額	構成比
500円～1000未満	4,007	16.0	2,333	1.0
1000～2000 "	6,473	25.8	7,884	3.3
2000～3000 "	3,095	12.3	7,014	2.9
小計	13,575	54.0	17,231	7.1
3000～4000未満	2,068	8.2	6,834	2.8
4000～5000 "	775	3.1	3,328	1.4
5000～	8,698	34.6	215,087	88.7
小計	11,541	46.0	225,249	92.9
合計	25,116	100.0	242,480	100.0

〔備考〕『三井信託銀行三十年史』98頁の「第16表我社指定金銭信託金額口数別調」より計算の上作成。

う。本店の1口当たりは9,654円であって、同時期の住友が8,062円であったから、やや多額といえよう。

- (1) 1口当たりを計算すると300円程度であり、昭和15年以降口数が多くなり17年には191口にもなるので、果たしていかなる資金なのか気になるが解明にいたらない。
- (2) 第14表にみるごとく、4年5月期の「1万円以上」は口数、金額ともその前の期より激減し、「500円以上」が口数、金額とも激増している。そして翌期にはふたたび元の姿に戻っている。これは「1万円以上」の区分にあった多数の委託者が突然少額に分割し、翌期には元に戻すという異常な行動を取ったことになるが、常識上あり得ないと思える。おそらく集計上の誤りではないかと想像される。
- (3) 『三井信託銀行三十年史』はこの間の事情を次のように説明している。
「我社に於ては当時の我邦定期預金1口当たり平均より指定金銭信託の最低額を相当高めて銀行との摩擦を緩和し、且中小信託会社の立場を考慮して昭和3年11月28日より率先、従来の指定金銭信託最低額五百円(施行細則第8条)を自発的に3千円に引上げて、其の襟度を示した。尤も右引上は特殊の契約条項を含む指定金銭信託や期間5ヶ年以上の長期信託は除外されて居る。これ等は銀行の定期預金と競争の立場に無いからである」(97～8頁)
この引上措置の直前の状況を本店について調べたのが第17表なのである。

(4) 店部別

以上は住友信託を中心に金銭信託全体の資金的特徴をみてきたが、店部別に分解してみるとどうなのか。それが可能なのは業務報告書に依存できる住友信託の場合である。同社は大阪に本店を置き、大正15年8月に東京支店を開設、昭和3年12月福岡支店を設置、3店体制が長く続き、戦時体制下の昭和15年7月名古屋支店、16年9月京都支店と貯蓄増強政策に呼応して支店を次々に展開していった。集積された金銭信託の内容は、住友財閥の本拠地大阪に立地する本店、東京地区の拠点としての大規模な東京支店、福岡をはじめとする地方支店ではどう異なるのか、地域特性を検討する手掛かりとして、期間別、受入金額別を店部毎に当てはめてみよう。

まず、期間別。第18表は本店、第19表は東京支店、第20表は福岡支店、第21表は名古屋、

京都支店について、「10年以上」「5年以上」「2年以上」「2年未満」の分類で、口数、受託額、構成比、1口当たり金額の推移を整理したものである。

本店は第18表のように、開業当初2年間、「2年以上」が95%以上を占め、「10年以上」が2%、「5年以上」が1%というように長期信託はまだわずかであった。信託業法の期間制限の最短、すなわち2年契約が圧倒的であったのである。

昭和3～6年では、「2年以上」の比重は9割に落ちるが、「10年以上」の増加(2→4%)、「5年以上」の増加(1→5%)と、特定金信と想像される「2年未満」が5%前後の比重で登場したためである。

同7～11年では、「10年以上」が増加(4→8%)、「5年以上」が著しく増加(5→22%)、「2年以上」の比重は逐年低下して71%までになる。「2年以上」も受託額自体は膨張を続けているが、金銭信託の増加分が長期へと傾斜しているからである。前述の11年11月期の長短2利率制への移行は、本店で期間構成の激変をもたらしている。すなわち、「2年以上」は71%から49%へ激減し、翌期もさらに34%へと減少し、「5年以上」が21%から39%、さらに53%へ激増した。「10年以上」も8%→11%→14%へと増加した。16/5期以降、「2年以上」は15～16%、「5年以上」は56～59%、「10年以上」は24～27%でほぼ固定している。

他方、東京支店では(第19表参照)、開設後1年間「2年以上」が8割台で、本店とは異なるのは特定金信と想像される「2年未満」が2割弱あったからで、「5年以上」「10年以上」は合わせても1～3%程度と僅かであった。3年以降5年までは「2年以上」の順調な増加で、比重は9割台を保ち、それ以降は東京支店全体の金信が純減の期すらあり、「2年以上」も純減の期すらあって比重は72%まで低下する。その中であって「5年以上」だけが増加してその比重は3%から27%へと上昇した。同じ時期の本店より「2年以上」の低下、「5年以上」の増加が著しい。

長短2利率制への移行では、東京支店も本店と同様な傾向である。すなわち、「2年以上」は11年11月期に67%から57%へ、翌期さらに38%へと激減し、反面、「5年以上」が26→32→51%へと激増し、「10年以上」も7→10→11%と微増する。以後、14年に異常な現象があるものの⁽¹⁾、「2年以上」は減少を続け、「10年以上」が激増していく。16年以降の姿は「5年以上」が5割強、「10年以上」が3割強、「2年以上」が1割強で固定し、本店と比較すると「10年以上」が多く、「2年以上」が少ないこと、本店より長期化が進んでいるといえよう。

次に福岡支店をみると(第20表参照)、昭和4～6年では「2年以上」が9割、本店、東京と同様な比重であるが、「10年以上」「5年以上」がともに5%前後で両店よりも多い。その後も「2年以上」の比重はじりじりと下がって6割程度となり、逆に「5年以上」は3割弱まで上昇、「10年以上」も1割にまでなる。長期化の傾向は本店、東京より早く、大きく出ている。

第18表 住友信託本店の金銭信託期間別

決算期	10年以上			5年以上			2年以上			2年未満			無期限			計
	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	
1K14.11	26	1,769	0.5	88	3,667	98.7	11,783	10,051	853	11,783	98.7	11,783	903	10,185	90.3	
2 15.5	103	5,019	1.8	387	3,550	96.8	27,172	27,172	4,101	6,626	96.8	123,333	4,313	28,076	28.076	
3 11	221	1,051	2.4	644	3,481	95.3	41,963	41,963	5,767	7,276	95.3	100,000	6,176	44,028	44.028	
4昭2.5	344	1,465	2.3	1,500	5,172	95.1	59,719	59,719	8,537	6,995	95.1	100,000	9,172	62,784	62.784	
5 11	409	1,819	2.2	1,222	3,321	96.4	80,278	80,278	7,026	7,026	96.4	501,000	12,203	83,319	83.319	
6 3.5	549	2,756	2.7	1,861	3,656	92.4	93,120	93,120	14,200	6,558	92.4	2,050,000	15,264	100,744	100.744	
7 11	601	3,217	2.7	3,579	5,489	89.2	107,565	107,565	16,399	6,559	89.2	513,833	17,664	120,527	120.527	
8 4.5	434	2,308	1.7	5,318	3,861	92.4	122,258	122,258	18,088	6,759	92.4	2,050,000	18,927	132,268	132.268	
9 11	683	3,739	2.8	773	4,731	90.0	121,962	121,962	17,644	6,912	90.0	774,375	19,108	135,553	135.553	
10 5.5	864	5,104	3.8	4,705	3,5	91.8	123,106	123,106	16,573	7,428	91.8	96,143	18,814	134,827	134.827	
11 11	930	5,553	4.1	5,971	4,531	89.0	124,195	124,195	16,971	7,318	89.0	68,000	18,606	134,120	134.120	
12 6.5	991	5,845	4.2	5,898	1,169	90.2	126,828	126,828	16,971	7,318	90.2	68,000	19,135	137,653	137.653	
13 11	999	5,599	3.9	5,605	7,100	89.0	115,176	115,176	16,257	7,390	89.0	106,000	19,552	142,524	142.524	
14 7.5	1,066	5,875	4.2	5,494	2,787	79.1	114,668	114,668	15,920	7,085	79.1	67,000	19,441	140,799	140.799	
15 11	1,104	6,065	4.2	5,494	2,787	79.1	114,668	114,668	15,920	7,203	79.1	67,000	19,812	144,902	144.902	
16 8.5	1,186	6,357	4.3	5,360	3,310	79.9	118,002	118,002	16,025	7,364	79.9	67,000	20,522	147,652	147.652	
17 11	1,288	7,337	4.6	5,696	3,898	77.4	122,399	122,399	17,126	7,147	77.4	42,500	22,314	158,172	158.172	
18 9.5	1,419	8,516	5.0	4,299	29,782	76.8	131,674	131,674	18,777	7,122	76.8	77,000	24,495	169,973	169.973	
19 11	1,521	9,619	5.3	4,669	3,624	76.8	139,156	139,156	19,860	7,007	76.8	77,000	26,050	181,295	181.295	
20 10.5	1,650	10,265	5.4	6,221	5,290	76.1	144,502	144,502	20,290	7,008	76.1	47,000	27,231	189,879	189.879	
21 11	1,843	12,018	6.0	6,521	6,021	71.6	144,469	144,469	20,615	7,008	71.6	77,000	28,480	201,795	201.795	
22 11.5	2,301	16,581	7.9	7,206	6,252	71.0	148,545	148,545	21,344	6,960	71.0	77,000	29,897	209,200	209.200	
23 11	3,472	24,371	11.3	7,019	11,892	49.4	106,312	106,312	15,516	6,852	49.4	10,000	30,880	215,388	215.388	
24 12.5	4,560	30,273	13.7	6,639	15,938	33.7	74,501	74,501	11,671	6,383	33.7	1,086,667	32,170	220,776	220.776	
25 11	4,642	32,036	14.0	6,901	17,116	30.6	69,957	69,957	10,510	6,656	30.6	1,086,667	32,271	228,386	228.386	
26 13.5	4,490	33,053	14.1	7,361	18,580	25.3	59,297	59,297	9,461	6,268	25.3	341,917	32,555	234,183	234.183	
27 11	5,077	38,682	15.7	7,619	19,008	22.4	55,161	55,161	9,048	6,096	22.4	645,500	33,153	245,826	245.826	
28 14.5	5,696	43,236	17.4	7,591	19,762	20.8	49,749	49,749	8,408	6,155	20.8	358,053	33,885	248,772	248.772	
29 11	6,201	48,107	18.6	7,758	20,602	19.1	49,456	49,456	7,783	6,354	19.1	557,571	34,593	258,768	258.768	
30 15.5	6,903	52,645	19.9	7,626	20,820	18.6	49,112	49,112	7,426	6,614	18.6	1,033,667	35,152	264,282	264.282	
31 11	7,009	49,585	18.2	7,074	21,202	18.1	47,129	47,129	8,101	7,164	18.1	355,750	35,073	271,890	271.890	
32 16.5	9,593	71,099	24.3	7,412	20,011	16.0	68,847	68,847	8,631	6,847	16.0	331,429	36,478	293,147	293.147	
33 11	9,273	70,187	25.2	7,569	19,576	16.2	45,284	45,284	6,437	7,035	16.2	364,500	35,294	278,779	278.779	
34 17.5	9,512	79,536	27.3	8,362	20,661	15.3	44,724	44,724	6,667	6,708	15.3	543,500	36,848	291,839	291.839	
35 11	9,598	78,528	25.8	8,182	23,252	14.5	44,172	44,172	6,743	6,551	14.5	840,667	39,599	304,622	304.622	

〔備考〕住友信託の各期業務報告書より計算の作成。第19～25、28表も同様。

第19表 住友信託東京支店の金銭信託期間別

決算期	10年以上			5年以上			2年以上			2年未満			無期限	計		
	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比			口数	金額
3	11	8	19	0.3	2,375	0.2	1,556	5,745	99.4	20,740	6	2,015	18.1	294	5,778	
4	2.5	18	48	0.4	2,667	77	2,750	8,996	80.7	12,907	5	2,221	12.4	750	11,148	
5	11	33	319	1.8	9,667	231	5,923	15,137	84.5	13,576	5	1,804	6.5	1,192	17,908	
6	3.5	50	402	1.4	8,040	49	2,555	25,422	91.2	14,282	4	1,804	6.5	1,883	27,883	
7	11	70	312	0.8	4,457	370	5,692	37,994	92.9	17,138	3	2,200	5.4	2,355	40,876	
8	4.5	78	394	0.9	5,051	518	7,096	40,508	89.9	16,229	8	3,664	8.1	2,655	45,084	
9	11	91	446	0.9	4,901	83	5,521	44,773	90.8	16,576	11	3,554	7.2	2,886	49,325	
10	5.5	102	653	1.3	6,402	98	6,561	48,602	94.7	17,308	4	1,400	2.7	3,012	51,297	
11	11	124	1,011	1.9	8,153	173	10,954	49,947	93.5	17,446	4	585	1.1	3,164	53,439	
12	6.5	125	1,011	1.9	8,088	225	3,912	46,475	89.4	15,445	2	600	1.2	3,361	51,998	
13	11	129	478	0.9	3,705	388	7,438	46,938	84.1	15,553	3	930	1.7	3,538	55,784	
14	7.5	131	505	0.9	3,855	585	10,853	42,695	77.9	14,871	4	737	1.3	3,591	54,790	
15	11	142	520	1.0	3,662	770	14,040	37,777	71.9	13,579	2	237	0.5	3,696	52,574	
16	8.5	168	748	1.4	4,452	954	15,395	36,924	68.7	13,131	3	711	1.3	3,937	53,776	
17	11	194	949	1.5	4,892	1,085	19,045	43,196	68.0	13,779	1	305	0.5	4,415	63,496	
18	9.5	223	1,100	1.6	4,933	1,179	20,019	47,758	69.1	13,548	2	275	0.4	4,929	69,152	
19	11	246	1,321	1.8	5,370	1,276	20,819	50,529	69.5	13,159	2	85	0.1	5,364	72,754	
20	10.5	275	1,991	2.6	7,240	1,395	21,529	52,647	68.5	13,064	3	686	0.9	5,703	76,854	
21	11	366	3,141	3.8	8,582	1,438	20,915	57,578	69.9	13,384	3	686	0.8	6,109	82,321	
22	11.5	500	5,698	6.6	11,396	1,492	22,211	57,615	67.1	12,356	1	300	0.3	6,656	85,825	
23	11	773	8,765	9.9	11,339	2,486	28,382	50,637	57.2	13,232	4	700	0.8	7,090	88,484	
24	12.5	1,064	9,224	10.6	8,669	4,125	44,010	33,039	38.0	13,552	4	700	0.8	7,629	86,973	
25	11	1,132	10,083	11.7	8,907	4,438	46,038	29,880	34.7	13,105	1	160	0.2	7,851	86,160	
26	13.5	1,187	10,312	11.9	8,687	4,753	49,709	26,650	30.7	12,636	1	160	0.2	8,050	86,831	
27	11	1,458	40,457	32.3	27,748	5,332	67,131	26,344	25.2	12,945	3	137	0.1	8,354	104,377	
28	14.5	228	30,185	22.6	132,390	5,600	63,815	36,329	21.0	14,240	2	78	0.1	9,084	125,240	
29	11	1,729	45,081	33.0	26,073	6,013	71,988	20,182	14.8	10,945	3	481	0.4	9,586	133,728	
30	15.5	2,239	47,461	33.4	21,197	6,118	74,127	22,472	14.4	11,317	1	70	0.0	10,167	142,130	
31	11	2,594	51,061	32.9	19,684	6,652	82,218	20,471	14.2	11,927	1	2,003	1.2	11,092	155,297	
32	16.5	2,842	52,459	31.6	18,458	7,460	92,640	18,976	11.4	10,386	1	2,003	1.2	12,130	166,078	
33	11	3,105	57,400	32.4	18,486	8,184	99,773	19,820	11.2	10,393	1	2,003	1.2	13,196	176,992	
34	17.5	3,306	60,613	32.4	18,334	8,714	105,358	20,929	11.2	10,305	1	2,003	1.2	14,051	186,899	
35	11															

第20表 住友信託福岡支店の期間別

決算期	10年以上						5年以上						2年以上						2年未満						計		
	金額		構成比		1口当り		口数		金額		構成比		1口当り		口数		金額		構成比		1口当り		口数		金額		
	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	
8	4.5	24	69	4.0	2,875	31	3,032	5.5	1,551	90.5	5,136	302	3,032	90.5	5,136	302	3,032	90.5	5,136	302	3,032	90.5	5,136	302	3,032	357	1,714
9	11	47	256	7.0	5,447	46	3,457	4.3	159	88.7	5,480	594	3,457	88.7	5,480	594	3,457	88.7	5,480	594	3,457	88.7	5,480	687	3,670		
10	5.5	57	271	5.1	4,754	67	3,701	4.7	248	90.2	4,785	823	3,701	90.2	4,785	823	3,701	90.2	4,785	823	3,701	90.2	4,785	947	5,305		
11	11	74	310	4.6	4,189	96	3,396	4.9	326	89.7	4,181	1,138	3,396	89.7	4,181	1,138	3,396	89.7	4,181	1,138	3,396	89.7	4,181	1,217	6,689		
12	6.5	92	340	4.5	3,696	105	4,399	5.8	418	89.7	3,696	1,138	4,399	89.7	3,696	1,138	4,399	89.7	3,696	1,138	4,399	89.7	3,696	1,335	7,566		
13	11	139	843	9.2	6,065	156	4,904	8.3	765	92.2	6,041	1,279	4,904	92.2	6,041	1,279	4,904	92.2	6,041	1,279	4,904	92.2	6,041	1,569	9,212		
14	7.5	147	879	9.3	5,980	203	877	9.2	877	80.0	5,922	1,361	877	80.0	5,922	1,361	877	80.0	5,922	1,361	877	80.0	5,922	1,629	9,484		
15	11	163	916	9.1	5,620	199	1,100	10.9	528	77.9	5,936	1,397	1,100	77.9	5,936	1,397	1,100	77.9	5,936	1,397	1,100	77.9	5,936	1,849	10,645		
16	8.5	168	923	8.7	5,494	278	1,580	14.8	5,683	77.9	6,259	1,581	5,683	77.9	6,259	1,581	5,683	77.9	6,259	1,581	5,683	77.9	6,259	2,167	12,714		
17	11	198	951	7.5	4,803	382	1,813	14.3	4,746	61.1	5,259	2,053	4,746	61.1	5,259	2,053	4,746	61.1	5,259	2,053	4,746	61.1	5,259	2,592	15,433		
18	9.5	236	1,370	8.9	5,805	478	3,857	25.0	8,069	61.4	5,259	2,053	3,857	61.4	5,259	2,053	3,857	61.4	5,259	2,053	3,857	61.4	5,259	2,952	17,659		
19	11	294	1,872	10.6	6,367	601	4,915	29.8	8,178	61.4	6,194	2,305	4,915	61.4	6,194	2,305	4,915	61.4	6,194	2,305	4,915	61.4	6,194	3,292	19,707		
20	10.5	313	1,682	8.5	5,374	669	5,851	27.8	8,746	59.4	4,978	2,529	5,851	59.4	4,978	2,529	5,851	59.4	4,978	2,529	5,851	59.4	4,978	3,643	21,186		
21	11	360	2,255	10.6	6,264	752	6,304	29.8	8,383	63.0	5,168	2,854	6,304	63.0	5,168	2,854	6,304	63.0	5,168	2,854	6,304	63.0	5,168	4,028	23,406		
22	11.5	388	2,325	9.9	5,992	781	6,321	27.0	8,093	62.9	5,981	1,195	6,321	62.9	5,981	1,195	6,321	62.9	5,981	1,195	6,321	62.9	5,981	4,428	25,476		
23	11	653	3,971	15.6	6,081	2,377	13,362	52.4	5,621	22.6	6,194	1,195	5,621	22.6	6,194	1,195	5,621	22.6	6,194	1,195	5,621	22.6	6,194	4,745	27,560		
24	12.5	709	4,268	15.5	6,020	2,839	15,888	57.6	5,596	18.6	6,259	1,195	5,596	18.6	6,259	1,195	5,596	18.6	6,259	1,195	5,596	18.6	6,259	4,929	29,708		
25	11	722	4,140	13.9	5,734	3,046	18,108	61.0	5,945	22.6	5,818	1,156	5,945	22.6	5,818	1,156	5,945	22.6	5,818	1,156	5,945	22.6	5,818	5,114	31,066		
26	13.5	766	4,526	14.6	5,909	3,247	20,010	64.4	6,163	18.5	6,281	1,059	6,163	18.5	6,281	1,059	6,163	18.5	6,281	1,059	6,163	18.5	6,281	5,287	33,964		
27	11	828	6,143	18.1	7,419	3,395	20,698	60.9	6,097	17.8	6,327	1,005	6,097	17.8	6,327	1,005	6,097	17.8	6,327	1,005	6,097	17.8	6,327	5,499	35,703		
28	14.5	888	6,422	18.0	7,232	3,605	22,622	63.4	6,275	19.2	7,718	967	6,275	19.2	7,718	967	6,275	19.2	7,718	967	6,275	19.2	7,718	5,659	38,945		
29	11	995	6,776	17.4	6,810	3,697	24,705	63.4	6,682	13.6	7,463	973	6,682	13.6	7,463	973	6,682	13.6	7,463	973	6,682	13.6	7,463	5,890	41,420		
30	15.5	1,203	8,114	19.6	6,745	3,714	27,687	66.8	7,455	11.7	7,555	973	7,455	11.7	7,555	973	7,455	11.7	7,555	973	7,455	11.7	7,555	6,302	45,413		
31	11	1,496	10,023	22.1	6,700	3,829	29,963	66.0	7,825	12.0	6,235	1,102	7,825	12.0	6,235	1,102	7,825	12.0	6,235	1,102	7,825	12.0	6,235	6,968	53,070		
32	16.5	1,574	13,375	25.2	8,497	4,292	33,460	63.0	7,796	63.0	6,874	1,152	7,796	63.0	6,874	1,152	7,796	63.0	6,874	1,152	7,796	63.0	6,874	7,789	58,267		
33	11	1,928	13,304	22.8	6,900	4,707	37,726	64.7	8,015	11.8	5,967	2	8,015	11.8	5,967	2	8,015	11.8	5,967	2	8,015	11.8	5,967	8,384	61,110		
34	17.5	1,889	13,405	21.9	7,096	4,872	40,888	66.9	8,392	10.9	4,282	1	8,392	10.9	4,282	1	8,392	10.9	4,282	1	8,392	10.9	4,282	9,315	67,291		
35	11	2,006	14,276	21.2	7,117	5,596	44,885	66.7	8,021	1.2	800	1	8,021	1.2	800	1	8,021	1.2	800	1	8,021	1.2	800	9,315	67,291		

第 21 表 住友信託名古屋・京都支店の金銭信託期間別

(金額単位:千円、1口当たり:円、構成比:%)

	決算期		10年以上				5年以上				無期限	計	
			口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り			
名古屋	31	11	289	1,924	22.2	6.657	924	4,732	54.7	5.121			
	32	16.5	478	2,641	23.2	5.525	1,137	6,354	55.8	5.588			
	33	11	413	2,733	19.0	6.617	1,717	8,612	60.0	5.016			
	34	17.5	460	2,848	16.8	6.191	2,400	10,646	63.0	4.436			
	35	11	494	2,961	14.3	5.994	2,955	13,994	67.7	4.736			
京都	33	11	900	5,006	32.6	5.562	1,577	8,640	56.2	5.479			
	34	17.5	1,002	5,570	29.0	5.559	2,248	11,481	59.8	5.107			
	35	11	1,074	6,400	28.1	5.959	2,831	13,917	61.0	4.916			
	決算期		2年以上				2年未満				無期限	計	
			口数	金額	構成比	1口当り	口数	金額	構成比	1口当り			
名古屋	31	11	407	1,486	17.2	3.651	1	507	5.9	507.000		1,621	8,649
	32	16.5	600	2,394	21.0	3.990						2,215	11,389
	33	11	838	3,020	21.0	3.604						2,968	14,365
	34	17.5	944	3,409	20.2	3.611						3,804	16,903
	35	11	953	3,703	17.9	3.886						4,402	20,658
京都	33	11	436	1,722	11.2	3.950						2,913	15,368
	34	17.5	594	2,142	11.2	3.606					10	3,845	19,202
	35	11	702	2,477	10.9	3.528					10	4,608	22,804

長短2利率制への移行では、11年11月期に「2年以上」は63%から一気に32%へと激減、翌期も27%へと縮小するが、「5年以上」は27→52→58%、「10年以上」は15%横這いであった。その後も「2年以上」の比重はじりじりと低下し、「5年以上」は6割台を続け、「10年以上」が2割台へと多くなる。16年以降の姿は「5年以上」が66%で、本店、東京より高く、「10年以上」は2割強で、本店、東京よりやや低い。「2年以上」は1割強で変わらない。

第21表によれば、戦時体制下に設置された名古屋支店では、当初から「5年以上」が中心で、55%から逐次上昇して68%の高率に達し、「10年以上」が当初23%だったのが14%にまで低下、「2年以上」は2割前後で横這いの比重である。京都支店では「5年以上」が6割前後、「10年以上」が3割前後、「2年以上」が1割強と云う構成である。同じ地方支店といっても、同時期でありながら三者三様である。

次に受入金額別をみよう。第22表は本店、第23表は東京支店、第24表は福岡支店、第25表は名古屋、京都支店で、「10万円以上」「1万円以上」「500円以上」「500円未満」の区分であるが、「500円未満」には指定合同はないはずで、特定金信と推測されるが、各店とも極めて少額であり、考察対象から外して差し支えなからう。

まず本店を第22表でみよう。昭和4年5月期の異常値を除き^②、一貫して「1万円以上」が全体の4割台を占め、1口当たりは2万円前後である。「10万円以上」の比重は創業当初だけ3割を超えていたが、以後2割台が続き、昭和3～5年と16年以降は3割近い比重で、それ以外では20～26%の幅で変動している。1口当たりを計算すると20万円台が多く、19万円から25万円の幅で変動している。「500円以上」の比重は創業時の2割弱から次第に増加して3割

前後が続く。多いときは38%に達するが、1口当たりは2,500～3,000円程度が続く。いずれの区分でも極端な変動はなく、「1万円以上」が中心を占め(約4割)、「500円以上」(約3割)、「10万円以上」(約2割)が固定化している。

次に東京支店を第23表でみよう。一貫して「10万円以上」の比重が多く、設置から昭和6年までは6割前後、以後低下して5割台となるが、長短2利率制移行から2年ほどは4割台に落ち込む。東京支店全体の金信が低迷していた時期でもある。しかし本店の「10万円以上」が2割程度であったことを想起すれば、東京支店の大口性は顕著である。1口当たりを計算すれば5年5月期の異常値^③を別とすれば、20万円台が5年頃には次第に30万円に近づき、14年からは40万円前後に達する。本店が一貫して20万円台であったことと比較して、この点でも東京支店での大口性は際立っている。「1万円以上」の比重は2割台から3割台へと上昇するが、2利率制移行のすぐ後だけ4割になっている。1口当たりは一貫して21,000円前後である。「500円以上」の比重は昭和3年下期ごろ2割であったが、それ以外は1割台が続き、11%から20%の間で変動する。1口当たりは3年下期ごろの5,000円前後は例外で、2,500～3,000円が続き、本店と大差はない。要するに、東京支店は本店よりも「10万円以上」の比重が大きく、反面「1万円以上」「500円以上」が少ないという関係にある。

福岡支店を第24表でみよう。「1万円以上」が昭和4年下期～6年上期の2年間だけ全体の5割であるが、それ以外は一貫して4割台の比重である。すなわちこの層が金信の中心であるが、本店と構成が類似している。ただし1口当たりを計算してみると17,000円台が長く続き、最終では23,000円まで大きくなるが、本店や東京の2万円台よりやや少額である。「500円以上」が一貫して3割台を占め、1口当たり2,400～2,800円は本店・東京と大差がない。「10万円以上」が1割台から2割台へと比重を増すが、本店よりやや少ない。1口当たりは10万円台から20万円台へとやや大きくなるものの、東京とは大差、本店よりやや少な目である。16年以降の構成は、「1万円以上」約4割、「500円以上」約3割、「10万円以上」約2割が固定化する。11年5月期の異常値^④を除けば、各区分とも順調に増加し、1口当たりも次第に大きくなって行くが、本店と大まかに云えば類似しているものの、やや小型の資金を吸収していたとみられる。

名古屋・京都支店を第25表でみよう。名古屋は「1万円以上」が全体の約4割台を占めるものの、2年間で45%から37%へ低下し、「500円以上」が36%から44%へと増加している。「1万円以上」の1口当たりは2万円前後で福岡より少なく、「500円以上」も2,200円前後で、福岡よりかなり少ない。「10万円以上」の比重は2割弱で、1口当たりも20万円以下である。要するに、本店はもちろん、福岡よりもやや小口資金といえよう。京都は名古屋より1年後に開設されながら、名古屋より金信残高は多くなり、受入金額構成も若干異なっている。すなわ

第22表 住友信託本店の受入金額別推移

決算期	10万円以上			1万円以上			500円以上			500円未満			計		
	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比
	1口当り			1口当り			1口当り			1口当り			1口当り		
1 大14.11	18	3,792	37.2	210,667	211	4,571	44.9	21,664	674	1,822	17.9	2,703	903	10,185	11,279
2 15.5	43	9,335	33.2	217,093	619	11,797	42.0	19,058	2,751	6,945	24.7	2,525	3,413	28,076	8,226
3 11	59	11,009	25.0	186,593	1,041	19,986	45.0	19,199	5,076	13,033	29.6	2,568	6,176	44,028	7,129
4 昭2.5	80	15,660	24.9	195,750	1,456	29,203	46.5	20,057	7,636	17,921	28.5	2,347	7,172	62,784	8,754
5 11	103	22,078	26.5	214,350	1,848	35,688	42.8	19,312	10,252	25,554	30.7	2,493	12,203	83,319	6,828
6 3.5	127	26,380	26.2	207,717	2,282	44,300	44.0	19,413	12,855	30,064	29.8	2,339	15,264	100,744	6,600
7 11	145	34,272	28.4	236,359	2,612	50,594	42.0	19,370	14,907	35,661	29.6	2,392	17,664	120,527	6,823
8 4.5	53	18,439	13.9	347,906	738	13,368	10.1	18,114	18,136	100,461	76.0	5,539	18,927	132,268	6,998
9 11	158	38,559	28.4	244,044	2,762	54,378	40.1	19,688	16,188	42,615	31.4	2,633	19,108	135,553	7,094
10 5.5	161	39,554	29.3	245,677	2,830	58,142	43.1	20,545	15,823	37,130	27.5	2,347	18,814	134,827	7,166
11 11	161	38,340	28.6	238,137	2,906	57,789	43.1	19,886	15,539	37,991	28.3	2,445	18,606	134,120	7,208
12 6.5	163	36,971	26.9	226,816	3,017	60,761	44.1	20,140	15,955	39,920	29.0	2,502	19,135	137,653	7,194
13 11	166	36,752	25.8	221,398	3,176	63,903	44.8	20,121	16,210	41,869	29.4	2,583	19,552	142,524	7,289
14 7.5	163	34,847	24.7	213,785	3,152	63,664	45.2	20,198	16,126	42,287	30.0	2,622	19,441	140,799	7,242
15 11	156	37,649	26.0	241,340	3,146	63,415	43.8	20,157	16,511	43,839	30.3	2,655	19,812	144,902	7,314
16 8.5	157	33,476	22.7	213,223	3,080	60,760	41.2	19,727	17,285	53,396	36.2	3,089	20,522	147,652	7,195
17 11	174	37,292	23.6	214,322	3,441	68,767	43.5	19,985	18,699	52,113	32.9	2,787	22,314	158,172	7,088
18 9.5	184	37,675	22.2	204,755	3,736	75,201	44.2	20,129	20,575	57,097	33.6	2,775	24,495	169,973	6,939
19 11	208	39,908	22.0	191,865	4,065	72,665	40.1	17,876	21,777	68,722	37.9	3,156	26,050	181,295	6,960
20 10.5	192	39,839	21.0	207,495	4,156	86,811	45.7	20,888	22,883	63,229	33.3	2,763	27,231	189,879	6,973
21 11	189	42,690	21.2	225,873	4,495	90,601	44.9	20,156	23,796	68,504	33.9	2,879	28,480	201,795	7,085
22 11.5	208	44,199	21.1	212,495	4,974	101,054	48.3	20,316	24,715	63,947	30.6	2,587	29,897	209,200	6,997
23 11	224	45,672	21.2	203,893	5,087	101,105	46.9	19,875	25,569	68,610	31.9	2,683	30,880	215,388	6,975
24 12.5	213	43,148	19.5	202,573	5,134	102,690	46.5	20,002	26,821	74,937	33.9	2,794	32,170	228,776	6,863
25 11	219	49,795	21.8	227,374	5,086	105,105	46.0	20,666	26,963	73,485	32.0	2,725	30,827	228,386	7,077
26 13.5	257	62,591	26.7	243,545	5,264	106,100	45.3	20,156	27,031	65,491	28.2	2,423	30,632	234,183	7,193
27 11	255	61,654	25.1	241,780	5,326	108,997	44.3	20,465	27,570	75,174	30.6	2,727	33,153	245,826	7,415
28 14.5	269	58,543	23.5	217,632	5,508	112,976	45.4	20,511	28,106	77,253	31.1	2,749	33,885	248,772	7,342
29 11	283	61,934	23.9	218,848	5,720	118,186	45.7	20,662	28,598	80,647	30.4	2,751	34,593	258,768	7,480
30 15.5	295	63,963	24.2	216,824	5,772	120,140	45.5	20,814	29,080	86,178	30.3	2,757	35,152	264,282	7,518
31 11	318	72,313	26.6	227,399	5,780	120,485	44.3	20,845	28,970	79,091	29.1	2,730	35,073	271,890	7,752
32 16.5	337	85,700	29.2	254,303	5,933	124,843	42.6	21,042	30,200	82,601	28.2	2,735	36,478	293,147	8,036
33 11	335	77,573	27.8	231,561	5,632	121,206	43.5	21,521	29,302	79,993	28.7	2,730	35,294	278,779	7,899
34 17.5	327	77,442	26.5	236,826	5,819	128,151	43.9	22,023	30,678	86,237	29.5	2,811	36,848	291,839	7,920
35 11	357	86,650	28.4	242,717	6,053	131,570	43.2	21,736	33,144	86,385	28.4	2,606	39,599	304,622	7,693

第23表 住友信託東京支店の金銭信託受入金額別

決算期	(金額単位:千円、1口当たり:円、構成比:%)														
	10万円以上			1万円以上			500円以上			500円未満	計				
	口数	金額	構成比	1口当たり	口数	金額	構成比	1口当たり	口数	金額		1口当たり			
3	11	3,827	66.2	212,611	60	1,505	26.0	25,083	216	446	7.7	2,065	294	5,778	19,653
4	2	6,487	58.2	185,343	143	3,324	29.8	23,245	572	1,338	12.0	2,339	750	11,148	14,864
5	11	10,102	56.4	214,936	229	5,267	29.4	23,000	916	2,538	14.2	2,771	1,192	17,908	15,023
6	3	15,880	57.0	201,013	386	8,579	30.8	22,225	1,418	3,424	12.3	2,415	1,883	27,893	14,808
7	11	22,276	54.5	229,649	510	9,510	23.3	18,647	1,748	9,091	22.2	5,201	2,355	40,876	17,357
8	4	25,393	56.3	228,766	544	10,122	22.5	18,607	2,000	9,570	21.2	4,785	2,655	45,084	16,981
9	11	28,001	56.8	239,325	618	13,554	27.5	21,932	2,151	7,770	15.8	3,612	2,886	49,325	17,091
10	5	31,228	60.9	65,882	642	14,334	27.9	22,327	1,896	5,735	11.2	3,025	3,012	51,297	17,031
11	11	31,468	58.9	266,678	656	14,639	27.4	22,316	2,390	7,332	13.7	3,068	3,164	53,439	16,890
12	6	30,016	57.7	258,759	693	15,271	29.4	22,036	2,552	6,712	12.9	2,630	3,361	51,998	15,471
13	11	32,453	58.2	272,714	749	16,293	29.2	21,753	2,670	7,038	12.6	2,636	3,538	55,784	15,767
14	7	31,091	56.7	275,142	745	16,366	29.9	21,968	2,733	7,332	13.4	2,683	3,591	54,789	15,257
15	11	28,140	53.5	278,614	774	16,905	32.2	21,841	2,821	7,530	14.3	2,669	3,696	52,574	14,225
16	8	27,664	51.4	279,434	825	17,915	33.3	21,715	3,013	8,198	15.2	2,721	3,957	53,776	13,590
17	11	34,943	55.0	286,418	903	19,496	30.7	21,590	3,390	9,056	14.3	2,671	4,415	63,496	14,382
18	9	36,426	52.7	278,061	1,020	22,603	32.7	22,160	3,778	10,122	14.6	2,679	4,929	69,152	14,030
19	11	37,509	51.6	279,918	1,082	23,982	33.0	22,165	4,148	11,262	15.5	2,715	5,364	72,754	13,563
20	10	39,281	51.1	270,903	1,161	25,559	33.3	22,015	4,397	12,014	15.6	2,732	5,703	76,854	13,476
21	11	42,192	51.3	283,168	1,275	27,611	33.5	21,656	4,685	12,518	15.2	2,672	6,109	82,321	13,475
22	11	43,824	51.1	284,571	1,396	27,737	32.3	19,869	5,106	14,263	16.6	2,793	6,656	85,825	12,894
23	11	41,612	47.0	258,460	1,493	31,835	36.0	21,323	5,436	15,037	17.0	2,766	7,090	88,484	12,480
24	12	37,937	43.5	244,110	1,539	33,104	38.1	21,510	5,935	16,032	18.4	2,701	7,629	86,973	11,400
25	11	34,772	40.4	241,472	1,584	34,628	40.2	21,861	6,123	16,760	19.5	2,737	7,851	86,160	10,974
26	13	33,395	38.5	235,176	1,650	36,231	41.7	21,958	6,258	17,204	19.8	2,749	8,050	86,831	10,786
27	11	48,203	46.2	332,434	1,746	38,433	36.8	22,012	6,459	17,739	17.0	2,746	8,354	104,377	12,494
28	14	66,680	53.2	432,987	1,822	40,121	32.0	22,020	6,658	18,436	14.7	2,769	8,641	125,240	14,494
29	11	71,488	53.5	420,518	1,920	42,859	32.0	22,322	6,989	19,380	14.5	2,773	9,084	133,728	14,721
30	15	71,944	52.6	411,109	2,014	44,556	32.6	22,123	7,386	20,157	14.7	2,729	9,586	136,661	14,256
31	11	74,842	52.7	411,220	2,073	45,946	32.3	22,164	7,900	21,338	15.0	2,701	10,167	142,130	13,980
32	16	82,812	53.3	398,135	2,194	49,508	31.9	22,565	8,674	22,972	14.8	2,648	11,092	155,297	14,001
33	11	89,158	53.7	398,027	2,307	51,820	31.2	22,462	9,580	25,094	15.1	2,619	12,130	166,078	13,692
34	17	93,217	52.7	375,875	2,430	56,362	31.8	23,194	10,495	27,406	15.5	2,611	13,196	176,992	13,413
35	11	98,430	52.7	374,259	2,582	59,513	31.8	23,049	11,152	28,939	15.5	2,595	14,051	186,899	13,301

第24表 住友信託福岡支店の金銭信託受入金額別

決算期	10万円以上				1万円以上				500円以上				500円未満				計
	金額		構成比		金額		構成比		金額		構成比		金額		構成比		
	口数	1口当り	口数	1口当り	口数	1口当り	口数	1口当り	口数	1口当り	口数	1口当り	口数	1口当り	口数	1口当り	
8	4.5	2	203	11.8	101,500	46	778	45.4	16,913	309	733	42.8	2,372	357	1,714	4.801	
9	11	3	385	10.5	128,333	101	1,853	50.5	18,347	583	1,432	39.0	2,456	687	3,670	5,342	
10	5.5	4	628	11.8	157,000	147	2,695	50.8	18,333	796	1,982	37.4	2,490	947	5,305	5,602	
11	11	4	768	11.5	192,000	193	3,352	50.1	17,368	1,020	2,569	38.4	2,519	1,217	6,689	5,496	
12	6.5	6	1,059	14.0	176,500	221	3,857	51.0	17,452	1,108	2,671	35.3	2,411	1,335	7,566	5,667	
13	11	8	1,562	17.0	195,250	247	4,278	46.4	17,320	1,314	3,372	36.6	2,566	1,569	9,212	5,871	
14	7.5	8	1,561	16.5	195,125	263	4,478	47.2	17,027	1,358	3,444	36.3	2,536	1,629	9,484	5,822	
15	11	9	1,863	18.5	207,000	270	4,594	45.6	17,015	1,444	3,620	35.9	2,507	1,723	10,077	5,849	
16	8.5	9	2,028	19.1	225,333	271	4,651	43.7	17,162	1,569	3,966	37.3	2,528	1,549	10,645	6,872	
17	11	11	2,668	21.0	242,545	329	5,461	43.0	16,599	1,827	4,584	36.1	2,509	2,167	12,714	5,867	
18	9.5	13	3,142	20.4	241,692	381	6,485	42.0	17,021	2,198	5,806	37.6	2,641	2,592	15,433	5,954	
19	11	15	3,873	21.9	258,200	440	7,547	42.7	17,152	2,497	6,240	35.3	2,499	2,952	17,659	5,982	
20	10.5	17	4,146	21.0	243,882	477	8,281	42.0	17,361	2,797	7,300	37.0	2,610	0.3	19,707	5,986	
21	11	16	4,350	20.5	271,875	519	9,078	42.8	17,491	3,108	7,758	36.6	2,496	3,643	21,186	5,816	
22	11.5	18	4,820	20.6	267,778	576	1,061	4.5	1,842	3,433	17,524	74.9	5,105	0.4	4,028	23,406	5,811
23	11	22	5,184	20.3	235,636	616	10,941	42.9	17,761	3,754	9,350	36.7	2,491	0.4	4,393	25,476	5,799
24	12.5	28	5,536	20.1	197,714	657	11,821	42.9	17,992	4,059	10,203	37.0	2,514	0.2	4,745	27,560	5,808
25	11	27	6,684	22.5	247,556	710	12,463	42.0	17,554	4,189	10,561	35.5	2,521	1	4,929	29,708	6,027
26	13.5	25	6,289	20.2	251,560	727	13,895	44.7	19,113	4,359	10,382	35.0	2,496	0.7	5,114	31,066	6,075
27	11	30	7,827	23.0	260,900	776	15,001	44.2	20,006	4,480	11,136	32.8	2,486	0.4	5,287	33,964	6,424
28	14.5	38	7,799	21.8	205,237	807	16,145	45.2	19,331	4,653	11,759	32.9	2,527	0	5,499	35,703	6,493
29	11	42	9,433	24.2	224,595	871	17,302	44.4	19,865	4,744	12,209	31.3	2,574	1	5,659	38,945	6,882
30	15.5	48	10,471	25.3	218,146	894	18,204	43.9	20,362	4,947	12,744	30.8	2,576	0	5,890	41,420	7,032
31	11	57	11,250	24.8	197,368	965	20,765	45.7	21,518	5,277	13,398	29.5	2,539	1	6,302	45,413	7,206
32	16.5	60	14,430	27.2	240,500	1,096	22,739	42.8	20,747	5,805	15,899	30.0	2,739	4	6,968	53,070	7,616
33	11	73	14,636	25.1	200,493	1,130	25,437	43.7	22,511	6,579	18,191	31.2	2,765	3	7,789	58,267	7,481
34	17.5	68	14,066	23.0	206,853	1,162	27,188	44.5	23,398	7,132	19,848	32.5	2,783	8	8,384	61,110	7,289
35	11	74	15,135	22.5	204,527	1,257	29,628	44.0	23,570	7,933	22,510	33.5	2,838	18	9,315	67,291	7,224

第 25 表 住友信託名古屋支店と京都支店の金銭信託受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円、構成比:%)

	決算期		10万円以上				1万円以上				
			口数	金額	構成比	1口当たり	口数	金額	構成比	1口当たり	
名古屋	31	11	10	1,695	19.6	169,500	190	3,802	44.0	20,011	
	32	16.5	12	1,939	17.0	161,583	258	5,132	45.1	19,891	
	33	11	15	2,573	17.9	171,533	280	5,862	40.8	20,936	
	34	17.5	15	2,532	15.0	168,800	315	6,806	40.3	21,606	
	35	11	21	4,063	19.7	193,476	347	7,679	37.2	22,130	
京都	33	11	9	1,258	8.2	139,778	353	7,000	45.5	19,830	
	34	17.5	16	1,879	9.8	117,438	449	9,020	47.0	20,089	
	35	11	15	2,223	9.7	148,200	507	10,686	46.9	21,077	
	決算期		500円以上				500円未満		計		
			口数	金額	構成比	1口当たり	口数	金額	口数	金額	1口当たり
名古屋	31	11	1,421	3,152	36.4	2,218		1,621	8,649	5,336	
	32	16.5	1,945	4,317	37.9	2,220		2,215	11,389	5,142	
	33	11	2,669	5,929	41.3	2,221	4	1	2,968	14,365	4,840
	34	17.5	3,469	7,563	44.7	2,180	5	2	3,804	16,903	4,443
	35	11	4,024	8,913	43.1	2,215	10	3	4,402	20,658	4,693
京都	33	11	2,550	7,110	46.3	2,788	1	0.1	2,913	15,368	5,276
	34	17.5	3,347	8,292	43.2	2,477	33	11	3,845	19,202	4,994
	35	11	4,055	9,885	43.3	2,438	31	10	4,608	22,804	4,949

ち、「1万円以上」の比重が5割弱、「500円以上」が4割強で、両者はあまり変わらず、「10万円以上」が約1割である。名古屋より「1万円以上」の比重がやや大きく、「10万円以上」の比重が半分に過ぎない。1口当たりをみても、「1万円以上」の2万円前後は名古屋と変わらないが、「500円以上」は2,400円程度で僅かに多く、「10万円以上」は若干少額である。要するに京都は、名古屋より大口が少なく、「1万円以上」と「500円以上」に集中していること、福岡、名古屋よりやや小口資金と云うことである。

住友以外の財閥系大信託では、業務報告書が未見のため同様な考察が出来ないが、ごく僅かの事例を垣間見ることができる。安田では、前掲第11、15表に示したように、大正14年11月期だけであるが、本店(大阪所在)、東京、京都、名古屋の4店部別が判明している。創業当初から4店体制という特異な行き方をしていること、本店の受託額(892万円)が最多ではあるが、東京(703万円)、京都(518万円)が相対的に多く、東京は本店よりも大口資金を受託していたことが知られる。三菱では、前掲第12、17表に示したように昭和11、14年の各11月期だけであるが、本店・大阪支店別に判明する。本店の受託(2億4877万円)が圧倒的であること(大阪はその1/3の8,455万円、11年11月期)、本店の方が大阪より長期が多く、資金単位が大きいことが読みとれる。

因みに『銀行局年報』によれば、「金銭信託地方別」には府県別に金銭信託の各年11月末残高と口数が掲載されている。東京・大阪・福岡を摘出し、1口当たりを計算したのが第26表である。昭和2～11年の全国金銭信託の1口当たりは一貫して9,000円前後であるが、東京は

第 26 表 東京・大阪・福岡の金銭信託

(金額単位:千円、1口当たり:円)

	東京			大阪		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
大14	9,045	159,822	17,670	7,936	51,365	6,472
15	17,909	255,770	14,282	20,006	135,635	6,780
昭2	20,479	384,926	18,796	33,218	239,669	7,215
3	41,492	531,136	12,801	49,140	373,805	7,607
4	44,973	587,767	13,069	55,280	453,189	8,198
5	45,933	572,019	12,453	55,913	475,054	8,496
6	48,850	596,487	12,211	58,288	501,634	8,606
7	49,762	590,549	11,867	58,850	508,006	8,632
8	55,200	667,947	12,100	66,423	570,058	8,582
9	61,290	734,516	11,984	76,021	674,905	8,878
10	66,043	801,276	12,133	82,228	746,845	9,083
11	71,803	862,755	12,016	86,600	792,630	9,153
	福岡			全国		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
大14				20,966	224,830	10,724
15				46,421	423,005	9,112
昭2				76,948	681,731	8,860
3				112,200	1,003,784	8,946
4	687	3,669	5,341	127,668	1,168,840	9,155
5	1,217	6,688	5,495	130,674	1,178,749	9,021
6	1,569	9,211	5,871	136,081	1,231,851	9,052
7	1,723	10,076	5,848	136,492	1,226,005	8,982
8	2,126	12,713	5,980	151,874	1,378,374	9,076
9	2,952	17,659	5,982	172,088	1,570,191	9,124
10	3,643	21,186	5,816	187,011	1,729,992	9,251
11	4,393	25,475	5,799	201,139	1,854,152	9,218
(参考)	秋田(秋田信託)			滋賀(近江信託)		
昭11	1,315	6,434	4,893	544	2,272	4,176

[備考]第9表と同様。

12,000円前後、大阪は8~9,000円、福岡は5,000円台とかなり差がある。福岡は住友信託福岡支店のみであり、同店の計数そのままであるが、東京、大阪は複数信託会社の合計を意味する。東京は三井信託本店、三菱信託本店、住友信託東京支店、安田信託東京支店(のち本店)をはじめ、川崎(本店を京都から移転後)、国際、織田、日米、朝日、大信社の各信託本店の合計であり、大阪は住友信託本店、安田信託本店(のち大阪支店)、三井信託大阪支店、三菱信託大阪支店をはじめ、関西、共同、鴻池、加島、虎屋、北撰、大正(のち野村)の各信託本店の合計ということになる。これまでみてきた住友信託と三井、三菱、安田の断片的な資料を勘案すると、東京の1口当たりが大きいのは4大財閥系信託の本支店、特に三井、三菱の本店が大口委託者を抱えていたことの反映ではないか(国際以下5信託の残高は少ないから影響も小さい)、大阪の1口当たりが東京より小さいのは、住友信託本店自体が三井、三菱の本店より1口当た

りがやや小さく、有力信託の比重がかなりあるので、それに影響されているのではないかと想像される。それでも福岡が5,000円台であり、他の地方県もそれに類似した1口当たりであることから、東京、次いで大阪は大口委託者の存在を示唆するといえよう。

ところで銀行定期預金との比較も一瞥しておこう。指定金銭信託合同運用は、その資金的類似性の故に銀行定期預金と競合する。前者には受入金額制限、期間制限が課せられているから、集積された資金は当然定期預金とは性格を異にする筈であるが、その証明の一方法として一口当たり金額を取り上げておく。第27表は信託会社の存在した府県における普通銀行定期預金の1口当たりを計算、同一府県における金銭信託の1口当たりと対比したものである。定期は同一府県における多数行の1口当たりであり、金銭信託は単一社、あるいは複数店での1口当たりであるが、いずれも集積した資金単位の大きさを表現するものとして意味があると思われる。同表では、銀行定期預金の分解が一応終わって金銭信託の大集積が実現された昭和4年、不況下で預貯金が減少した7年、好況に転じ相対的に安定していた戦時体制直前の11年の3時点について対照させたが、いくつかの特徴をみることができる。

第27表 定期預金と金銭信託の1口当たり比較

(単位:円)

府県名	普通銀行定期預金			信託会社名	信託会社金銭信託					
	昭4	7	11		昭4	倍率	7	倍率	11	倍率
東京	5,380	6,770	7,081	三井、三菱、安田ほか	13,069	2.4	11,867	1.8	12,016	1.7
大阪	4,347	5,049	5,286	住友ほか	8,198	1.9	8,632	1.7	9,153	1.7
青森	1,094	1,762	1,851	青森	3,324	3.0	3,549	2.0	4,369	2.4
岩手	1,039	1,164	974	盛岡	4,019	3.9	4,442	3.8	廃業	
宮城	1,405	1,615	1,671	仙台	7,305	5.2	7,454	4.6	10,883	6.5
秋田	1,684	1,921	1,832	秋田	5,111	3.0	4,821	2.5	4,893	2.7
神奈川	1,579	1,622	2,094	日加	2,663	1.7	2,615	1.6	2,555	1.2
新潟	998	1,115	1,349	新潟	5,002	5.0	4,401	3.9	6,260	4.6
富山	590	703	782	富山、北陸	2,274	3.9	2,684	3.8	3,035	3.9
石川	940	1,052	1,253	第三	4,952	5.3	4,963	4.7	4,583	3.7
福井	1,133	1,225	1,510	福井	2,569	2.3	2,962	2.4	2,728	1.8
岐阜	1,037	1,415	1,516	岐阜	2,841	2.7	2,829	2.0	2,464	1.6
愛知	1,752	2,830	3,144	名古屋、(安田)、(関西)	4,985	2.8	4,658	1.6	4,840	1.5
滋賀	1,063	1,193	1,195	近江	4,016	3.8	3,287	2.8	4,178	3.5
京都	2,508	2,831	3,268	川崎、(安田)	4,966	2.0	4,542	1.6	4,567	1.4
兵庫	2,024	2,470	3,064	神戸	11,772	5.8	9,175	3.7	9,034	2.9
奈良	1,053	1,310	1,688	奈良	4,751	4.5	4,211	3.2	4,557	2.7
和歌山	1,163	1,650	2,107	南海	1,681	1.4	2,601	1.6	2,050	1.0
岡山	992	1,176	1,452	中国	2,587	2.6	2,600	2.2	2,692	1.9
香川	1,240	1,279	1,403	讃岐	3,237	2.6	3,239	2.5	3,553	2.5
福岡	1,633	1,797	2,252	(住友)	5,342	3.3	5,848	3.3	5,799	2.6
長崎	1,797	1,313	1,447	大正興業	2,946	1.6	3,448	2.6	3,822	2.6
全国	1,729	2,112	2,537		9,155	5.3	8,982	4.3	9,218	3.6

- 〔備考〕 1.第54,57,61次「銀行局年報」の普通銀行「定期預金地方別」および信託業「金銭信託地方別」から計算の上作成。
2.信託会社名において東京は三井、三菱、安田、川崎、国際、日米、織田、朝日、大信社、(住友)、大阪は安田、住友、関西、共同、鴻池、加島、野村、虎屋、北摂、(三井)、(三菱)がある。
傍線は本店が移転したもの(安田は大阪から東京へ、川崎は京都から東京へ)、()は支店を示す。
3.倍率は定期に対する金銭信託の倍率。

- ①金銭信託の1口当たりはほぼすべての時期、すべての府県で定期より多額であって、定期より相対的に大口資金であることを物語っている。ただし、多額の程度は府県によってまちまちで、金信の定期に対する倍率は1~6倍の幅があり、2倍以下も少なくない(東京、大阪、神奈川、福井、岐阜、愛知、京都、和歌山、岡山の府県)。2倍以下の府県は概して定期の集積が大きい地域である。
- ②定期の1口当たりは多くの府県において3時点で次第に大きくなっており、反面、金銭信託は多くの信託で必ずしも大きくなり、定期との差は縮まっている(金信の定期に対する倍率が下がっている)ところが少なくない。
- ③東京、大阪の1口当たりは、金信において他府県より高水準であるが、定期においても同様に他府県とは隔絶した高水準である。つまり東京、大阪は金信でも、定期でも他府県より大口資金が集積されていることを物語っている。そして金信は、東京、大阪の中で定期の2倍近い大口資金を集積していたことになる。

財閥系4大信託はいずれも東京・大阪に営業基盤を持ち、中小信託会社が吸収した資金単位の受託ばかりでなく、東京・大阪ならではの大口資金も集積し、大から中に至る諸資金を幅広く受託していたと考えられる。

- (1) 昭和14年上期に「5年以上」が急減して(6,713万円から5,838万円へ、口数は却って増加)、「10年以上」が急増する(1,077万円から4,046万円へ、口数も増加)。ところが翌下期には「5年以上」は増加(5,833万円から6,382万円へ、口数も増加)、「10年以上」は減少(4,046万円から3,019万円へ、口数は激減)、「2年以上」が増加(2,633万円から3,925万円へ、口数も激増)という姿になっている。その前後の趨勢に反し、異常な増減で、不可解である。余程の大口資金が動き、そして元に戻ったことになるが、東京支店だけの特別な事情が発生したのであろうか。むしろこれも集計上の誤りのためではなかろうか。
- (2) 昭和4年5月期は「10万円以上」が口数(145→53口)、金額(3,427→1,844万円)とも激減、「1万円以上」でも口数(2,612→738口)、金額(5,059→1,337万円)とも激減、「500円以上」が口数(14,907→18,136口)、金額(3,566→1億46万円)とも異常な増加となっている。この期だけが大口資金が大挙小口資金に分割され、そして翌期には旧に復すという姿であって、常識では考えられぬ変動である。事実ならば本店でなぜこのような異常な大変動が起こったのか問われねばならない。しかしこれは区分を誤った集計なのではあるまいか。その前後を連結すれば、此の期だけの異常さが際立ち、集計ミスであれば妥当な数値が浮上しよう。
- (3) 昭和5年5月期の「10万円以上」の口数474は、前後の時期と比較して異常に多く、そのため1口当たりが65,882円となっている。「10万円以上」という区分なのに、この平均値は矛盾しており、口数が誤りの可能性がある。「500円以上」の区分でもこの期に口数が若干減少しており(2,151→1,896口)、この区分の口数が「10万円以上」に混入しているためではないか。
- (4) 昭和11年5月期の「1万円以上」では、口数はその前期より増加(519→576)しているのに、残高は1/9に激減(907→106万円)し、その分「500円以上」が激増(775→1,752万円)しており、翌期には旧状に復元している。前後を通じてみると、いかにも不自然な変動で、ここでも特別な事情よりも分類違いが疑われる。

(5) 店部別増減

それでは住友信託の金銭信託は各店で一様に受託されていたのか、同一時点での本支店間の異同について考察しておこう。第 28 表は創業以来昭和 17 年までの各期について、各店の金信受託口数、残高、その期の口数、受託額の増減を整理したものである。各期について残高を各店別にみることによって、同時点での各店の全体における位置づけ(期末の構成比)がわかり、その期における受託の増減比較によって各店の受託行動の差異が判明する。全体を見渡すと、いくつかの時期で異なった傾向があることが分かる。以下、4 つの時期に分けて特徴を考察することにしよう。

①創業～昭和 3 年 11 月期

創業以来本店の金信は順調に伸び、大正 15 年 11 月期から東京支店が加わるが、東京も順調に受託が進み、残高の構成比は本店 75%、東京 25%となる。2 店体制となつてからの純増額は本店 9,245 万円、東京 4,088 万円で、69%対 31%である。各期毎の純増額をみれば、本店は 2,000 万円前後が続くが、東京での毎年の増加額は逐次大きくなっていき、本店との差はじりじり縮まっていく。いずれにせよ両店は順調に金信を蓄積していったのである。

②4 年 5 月期～8 年 5 月期

この間の金信全体の伸びは微増であつて、昭和 7 年 5 月期は初めて純減となつている。業界全体でもこの期は純減であり、住友信託だけのことではない。創業から昭和 17 年までを通じても純減はこの期だけであつた。銀行定期預金を分解して金銭信託に吸引して成長していった信託会社にとって、昭和 4 年ごろは分解が一段落して漸増ないし停滞に移行したのである。

本店では 4 年 11 期はまだ 1,174 万円の増加であるが、それ以後は純減の期が 5/5 期、5/11 月期、7/5 月期の 3 回あり、増加の期も 200～300 万円の少額である。東京でも純減が 6/5 月期、7/5 月期、7/11 月期の 3 回を数え、増加の期も 100～400 万円であつた。ただ本店と東京の増減ぶりは同一歩調ではなく、食い違つている。しかし福岡は純減がなく、少額ながら増加が続いている。要するに、地域的差異が強く現れているといえよう。3 店の残高構成は本店 70%前後、東京 25%前後、福岡は少しづつ比重を増して 5%というところである。

③8 年 11 月期～11 年 11 月期

この期間では 3 店合計で半期 1,000～2,000 万円の増加が続き、金信の順調な集積が再開された。増加の中心は本店で 6,774 万円、東京が 3,471 万円、福岡が 1,483 万円という純増額である。その比重は 58%、30%、13%であつた。本店に対して、東京・福岡の吸収力が相対的に大きくなつていることを意味する。ただし、残高でみると 11 年 11 月期では、本店

第 28 表 住友信託の金銭信託の店部別増減

(金額単位:千円、構成比:%)

決算期	店名	期末			期中			
		口数	残高	構成比	増減口数	増減額	構成比	
1	大14.11	本店	903	10,185	100	903	10,185	100
2	15.5	本店	4,313	28,076	100	3,410	17,891	100
3	11	本店	6,176	44,028	88.4	1,863	15,952	73.4
		東京支店	294	5,778	11.6	294	5,778	26.6
		計	6,470	49,806		2,157	21,730	
4	昭 2.5	本店	9,172	62,784	84.9	2,996	18,756	77.7
		東京支店	750	11,148	15.1	456	5,370	22.3
		計	9,972	73,932		3,502	24,126	
5	11	本店	12,203	83,319	82.3	3,031	20,535	75.2
		東京支店	1,192	17,908	17.7	442	6,760	24.8
		計	13,395	101,227		3,423	27,295	
6	3.5	本店	15,264	100,744	78.3	3,061	17,425	63.6
		東京支店	1,883	27,883	21.7	691	9,975	36.4
		計	17,147	128,627		3,752	27,400	
7	11	本店	17,664	120,527	74.7	2,400	19,783	60.4
		東京支店	2,355	40,876	25.3	472	12,993	39.6
		計	20,019	161,403		2,872	32,776	
8	4.5	本店	18,927	132,268	73.9	1,263	11,741	66.5
		東京支店	2,655	45,084	25.2	300	4,208	23.8
		福岡 "	357	1,714	1.0	357	1,714	9.7
		計	21,939	179,066		1,920	17,663	
9	11	本店	19,108	135,553	71.9	181	3,285	34.6
		東京支店	2,886	49,325	26.2	231	4,241	44.7
		福岡 "	687	3,670	1.9	330	1,956	20.6
		計	22,681	188,547		742	9,481	
10	5.5	本店	18,814	134,827	70.4	△ 294	△ 726	△ 25.2
		東京支店	3,012	51,297	26.8	126	1,972	68.4
		福岡 "	947	5,305	2.8	260	1,635	56.8
		計	22,773	191,428		92	2,881	
11	11	本店	18,606	134,120	69.0	△ 208	△ 707	△ 25.1
		東京支店	3,164	53,439	27.5	152	2,142	76.0
		福岡 "	1,217	6,689	3.4	270	1,384	49.1
		計	22,987	194,248		214	2,820	
12	6.5	本店	19,135	137,653	69.8	529	3,533	119.0
		東京支店	3,361	51,998	26.4	197	△ 1,441	△ 48.5
		福岡 "	1,335	7,566	3.8	118	877	29.5
		計	23,831	197,217		844	2,969	
13	11	本店	19,552	142,524	68.7	417	4,871	47.3
		東京支店	3,538	55,784	26.9	177	3,786	36.8
		福岡 "	1,569	9,212	4.4	234	1,646	16.0
		計	24,689	207,519		858	10,302	
14	7.5	本店	19,441	140,799	68.7	△ 111	△ 1,725	△ 70.5
		東京支店	3,591	54,790	26.7	53	△ 994	△ 40.6
		福岡 "	1,629	9,484	4.6	60	272	11.1
		計	24,661	205,073		△ 28	△ 2,446	

15	11	本店	19,812	144,902	69.8	371	4,103	165.4
		東京支店	3,696	52,574	25.3	105	△ 2,216	△ 89.4
		福岡 "	1,723	10,077	4.9	94	593	23.9
		計	25,231	207,553		570	2,480	
16	8.5	本店	20,522	147,652	69.6	710	2,750	60.8
		東京支店	3,937	53,776	25.4	241	1,202	26.6
		福岡 "	1,849	10,645	5.0	126	568	12.6
		計	26,308	212,073		1,077	4,520	
17	11	本店	22,314	158,172	67.5	1,792	10,520	47.1
		東京支店	4,415	63,496	27.1	478	9,720	43.5
		福岡 "	2,167	12,714	5.4	318	2,069	9.3
		計	28,896	234,381		2,588	22,328	
18	9.5	本店	24,495	169,973	66.8	2,181	11,801	58.5
		東京支店	4,929	69,152	27.2	514	5,656	28.0
		福岡 "	2,592	15,433	6.1	425	2,719	13.5
		計	32,016	254,558		3,120	20,177	
19	11	本店	26,050	181,295	66.7	1,555	11,322	66.0
		東京支店	5,364	72,754	26.8	435	3,602	21.0
		福岡 "	2,952	17,659	6.5	360	2,226	13.0
		計	34,366	271,708		2,350	17,150	
20	10.5	本店	27,231	189,879	66.3	1,181	8,584	58.3
		東京支店	5,703	76,854	26.8	339	4,100	27.8
		福岡 "	3,292	19,707	6.9	340	2,048	13.9
		計	36,226	286,440		1,860	14,732	
21	11	本店	28,480	201,795	66.1	1,249	11,916	63.2
		東京支店	6,109	82,321	27.0	406	5,467	29.0
		福岡 "	3,643	21,186	6.9	351	1,479	7.8
		計	38,232	305,302		2,006	18,862	
22	11.5	本店	29,897	209,200	65.7	1,417	7,405	56.4
		東京支店	6,656	85,825	27.0	547	3,504	26.7
		福岡 "	4,028	23,406	7.4	385	2,220	16.9
		計	40,581	318,430		2,349	13,128	
23	11	本店	30,880	215,388	65.4	983	6,188	56.7
		東京支店	7,090	88,484	26.9	434	2,659	24.4
		福岡 "	4,393	25,476	7.7	365	2,070	19.0
		計	42,363	329,348		1,782	10,918	
24	12.5	本店	32,170	220,776	65.8	1,290	5,388	90.4
		東京支店	7,629	86,973	25.9	539	△ 1,511	△ 25.4
		福岡 "	4,745	27,560	8.2	352	2,084	35.0
		計	44,544	335,308		2,181	5,960	
25	11	本店	32,271	228,386	66.3	101	7,610	85.1
		東京支店	7,851	86,160	25.0	222	△ 813	△ 9.1
		福岡 "	4,929	29,708	8.6	184	2,148	24.0
		計	45,051	344,255		507	8,947	
26	13.5	本店	32,555	234,183	66.5	284	5,797	74.1
		東京支店	8,050	86,831	24.7	199	671	8.6
		福岡 "	5,114	31,066	8.8	185	1,358	17.4
		計	45,719	352,080		668	7,825	

27	11	本店	33,153	245,826	64.0	598	11,643	36.3
		東京支店	8,354	104,377	27.2	304	17,546	54.7
		福岡 "	5,287	33,964	8.8	173	2,898	9.0
		計	46,794	384,167		1,075	32,087	
28	14.5	本店	33,885	248,772	60.7	732	2,946	11.5
		東京支店	8,641	125,240	30.6	287	20,863	81.7
		福岡 "	5,499	35,703	8.7	212	1,739	6.8
		計	48,025	409,715		1,231	25,548	
29	11	本店	34,593	258,768	60.0	708	9,996	46.0
		東京支店	9,084	133,728	31.0	443	8,488	39.1
		福岡 "	5,659	38,945	9.0	160	3,242	14.9
		計	49,336	431,441		1,311	21,726	
30	15.5	本店	35,152	264,282	59.7	559	5,514	50.5
		東京支店	9,586	136,661	30.9	502	2,933	26.9
		福岡 "	5,890	41,420	9.4	231	2,475	22.7
		計	50,628	442,363		1,292	10,922	
31	11	本店	35,073	271,890	58.1	△ 79	7,608	29.6
		東京支店	10,167	142,130	30.4	581	5,469	21.3
		福岡 "	6,302	45,413	9.7	412	3,993	15.5
		名古屋 "	1,621	8,649	1.8	1,621	8,649	33.6
計	53,163	468,082		2,535	25,719			
32	16.5	本店	36,478	293,147	57.2	1,405	21,257	47.4
		東京支店	11,092	155,297	30.3	925	13,167	29.4
		福岡 "	6,968	53,070	10.3	666	7,657	17.1
		名古屋 "	2,215	11,389	2.2	594	2,740	6.1
計	56,753	512,901		3,590	44,819			
33	11	本店	35,294	278,779	52.3	△ 1,184	△ 14,368	△ 72.0
		東京支店	12,130	166,078	31.2	1,038	10,781	54.0
		福岡 "	7,789	58,267	10.9	821	5,197	26.0
		名古屋 "	2,968	14,365	2.7	753	2,976	14.9
京都 "	2,913	15,368	2.9	2,913	15,368	77.0		
計	61,094	532,857		4,341	19,956			
34	17.5	本店	36,848	291,839	51.6	1,554	13,060	39.4
		東京支店	13,196	176,992	31.3	1,066	10,914	32.9
		福岡 "	8,384	61,110	10.8	595	2,843	8.6
		名古屋 "	3,804	16,903	3.0	836	2,538	7.6
京都 "	3,845	19,202	3.4	932	3,834	11.6		
計	66,077	566,046		4,983	33,189			
35	11	本店	39,599	304,622	50.6	2,751	12,783	35.3
		東京支店	14,051	186,899	31.0	855	9,907	27.3
		福岡 "	9,315	67,291	11.2	931	6,181	17.1
		名古屋 "	4,402	20,658	3.4	598	3,755	10.4
京都 "	4,608	22,804	3.8	763	3,602	9.9		
計	71,975	602,274		5,898	36,228			

66%、東京27%、福岡7%であって、過去の蓄積の大きさが響いているといえよう。

④12年5月期～13年5月期

この期間は長短2利率制への移行にほぼ相当するが、3店合計の金銭信託増加は半期600～900万円で、それ以前よりも低調となっている。本店、福岡はそれぞれ少額ながら純増で

あるが、東京は微減となっている。東京では「10万円以上」から「1万円以上」へ、また「2年以上」から「5年以上」へのシフトが起こっており、後者のシフトは明らかに2利率制移行の反映であるが、前者のシフトは大口資金の分割ないし逃避を想像させる。

⑤13年11月期～17年11月期

この期間は戦時体制の進行期に相当するが、本支店とも一様に金信受託が増大している。通算すると、純増額は本店で7,044万円、東京で1億74万円、福岡で3,004万円、新設の名古屋で2,065万円、京都で2,280万円となっている。本店を上回る東京の著しい増加、短期間での名古屋、京都の受託増加が目立つ。京都が開設と同時に1,537万円の受託となっているのは、本店からの顧客移管があったからであろう。移管の規模は不明であるが、移管がなければ本店の受託増はもっと大きく、反面、京都はもっと少ないはずで、先発の名古屋より多いという形にはなるまい。それにしても東京の受託増加はなぜであろうか。13年11月期1,408万円、14年5月期1,845万円の増加は、「10万円以上」の区分で生じており、その後も増加の多くの部分が「10年以上」であることから、東京ならではの大口資金の受託と想像される。

3. 住友信託の指定金銭信託の内部構造

1) 指定金銭信託の内部構造

信託会社が受託した金銭信託は、特定、指定、無指定に分かれ、指定金銭信託は合同運用と単独運用とに区分されるが、受託の大部分を占めた合同運用は一括された勘定ではなく、大信託会社では一定の区分があった模様である⁽¹⁾。住友信託では内部資料によってその区分が判明する。すなわち、残されていた昭和8～11年度の「信託財産目録記入帳」によって、一時期ではあるがかなりの程度に指定合同の内容が解明されうる。しかし区分の意味は同帳で説明されておらず不詳であるが、幸い同社の元経理課長の証言によって解明されえた⁽²⁾。以下、その証言を踏まえて指定合同の内容を考察する。

指定合同は第1口、第4口、第7口、第8口、免税口、その他に区分されていた。

第1口は、「信託約款によって金銭信託の信託財産である信託金の運用方法を『預入又は貸付』に限定してあったもの(当時所得税法ではこれを『貸付信託』といて、その交付収益に対し銀行預金利息と同様源泉課税されるもの)の運用口で、個人向けの金銭信託」

第4口は、「信託約款によって資金運用の範囲が、預金又は貸付のほかは公社債や株式にも投資できる非貸付信託で、源泉課税しないで一口毎に信託について税務署に届出を要するもので、法人(会社)向けの金銭信託の運用口」、

第7口は、「個人向け金銭信託の運用方法を拡大するため、公社債を拡張解釈して貸付と見なすよう所得税法を改正し、『貸付信託』ではあるが信託約款の違いから第1口と別の運用口としたもの」

第8口は、金融業者向けで、交付収益等を一般より低くする了解の上で受託したもの、免税口は、文字通り免税扱いが受けられる委託者の分

開業当初は信託約款の相違によって第1～第6口の区分を設けたが、第2、第3、第5、第6は消滅し、第1と第4が残り、第7と第8が加わって番号がとびとびの運用口となったといわれる^③。個人向けの金銭信託は第1口から運用範囲が拡大された第7口に移り^④、新規受託は第7口に集中されたから、運用口のなかで第7口が圧倒的存在となったのである。

昭和15年以降、運用口の名称が変更され、第4口は法人口に、第1および第7口は合併されて、個人口と特殊個人口に分けられ、免税口は第1免税口及び第2免税口となった。同年に変更された理由、特殊個人口、2つの免税口の内容は明らかでない。

2) 各口別受託状況

それでは指定合同について昭和8～14年度の各口別の残高を整理してみよう。第29表は店別に展開したが、受託は本店営業部、東京支店、福岡支店の3店であって、本店総務部は運用を掌握する経理課を含んでおり、受託しているわけではない^⑤。

個人受託の第1口をみると、3店とも若干の残高はあるものの、昭和9～14年の3店合計残高は2,000万円台で横這いであり、本店と東京支店がほぼ同規模である。前述の西村証言では第1口には長期契約が含まれていると云うが、検証の材料がない。昭和8～11年での口数、金額が判明するので計算してみると(第30表参照)、本店は800～900口で1口当たりは13,000～14,000円で、東京支店は200～300口、35,000～44,000円、福岡支店は40～90口、8,000～10,000円で、三者三様である。地方である福岡支店は少額であり、東京支店は大阪立地の本店よりも口数では大差があるが、1口当たりは3倍の大口資金である。

第7口も個人であるが、3店とも残高が14年まで着実に増加し、指定合同の大部分が第7口に集中している。本店は昭和8年の1.3億円の残高が12年に1.9億円となり、以後微増となるが、東京、福岡両店では14年まで一貫して残高が増加し続けている。8～11年での計算では、本店では約2万口が3万口弱まで増加し、一貫して1口当たりは6,000円台、東京は4,000口弱が6,000口強まで増加し、1口当たりは一貫して7,500円前後、福岡は1,800口が4,000口弱まで増加し、1口当たりは5,000円前後である。すなわち、第7口では本店に受託の多くが集中しているが、1口当たりは東京がやや大きく、福岡がやや小さいという傾向である。

第4口は法人であるが、8年の残高1,000万円強が漸増して14年で1,600万円強になる程度

であり、個人からの受託と比べて遙かに少額である。店別には本店が残高で230万円から900万円弱まで増加するのに対し、東京は730万円から漸減して600万円になる。8～11年での計算では本店は口数が28口から51口へと漸増、1口当たり8万円台(10年のみ10万円弱)であるのに、東京は50口から40口へと減少、1口当たりは15～16万円(10年のみ17万円強)であって、東京の方が約2倍の大口資金であることを示している。いかなる法人からの受託かは不明であるが、大阪株式取引所、大阪三品取引所、横浜取引所、千代田生命の名が断片的であるが知られる⁶⁾。なお、13年から福岡支店にも受託が始まっている。

第8口は本店しか受託がなく、190万円強の残高が8～10年続き、「静岡銀行外7口」とあ

第29表 住友信託の指定金銭信託合同運用の種類別

(単位:千円)

分類	店部	昭8	9	10	11	12	13	14
第1口	本店総務部	129	209	257	210			
	本店営業部	10,525	13,800	13,768	12,774	14,388	14,012	12,110
	東京支店	6,766	12,672	14,702	12,498	12,680	13,240	11,688
	福岡支店	413	546	742	736	833	686	653
	計	17,832	27,226	29,469	26,218	27,900	27,938	24,450
第4口	本店総務部	158	162	133	132			
	本店営業部	2,337	2,682	4,082	4,534	4,120	6,724	8,989
	東京支店	7,750	7,681	7,141	6,785	6,330	5,939	5,978
	福岡支店	0	0	0	0		701	1,729
	計	10,245	10,524	11,356	11,451	10,449	13,364	16,606
第7口	本店総務部	422	360	432	446			
	本店営業部	129,044	148,997	167,390	187,855	193,267	195,197	197,344
	東京支店	26,837	34,042	39,968	46,273	50,900	53,588	59,418
	福岡支店	9,220	12,641	16,099	19,262	22,772	24,686	28,268
	計	165,522	196,040	223,888	253,837	266,939	273,470	285,031
第8口	本店総務部	19	29	38	37			
	本店営業部	1,949	1,946	1,940	1,225			
	計	1,967	1,975	1,977	1,261			
免税口	本店総務部				55			
	本店営業部				718	1,300	1,742	6,117
	東京支店				5,925	5,898	3,503	6,488
	福岡支店				255	250	729	1,185
	計				6,954	7,448	5,974	13,791
その他	本店営業部					107	110	10,220
	東京支店					8,150	8,050	35,544
	福岡支店					3,037	2,686	2,071
	計					11,294	10,845	47,836
	合計	本店総務部	728	760	860	880		
本店営業部		143,855	167,425	187,180	207,106	213,182	217,785	234,780
東京支店		41,353	54,395	61,811	71,481	83,958	84,320	119,116
福岡支店		9,633	13,187	16,841	20,253	26,892	29,488	33,906
計		195,566	235,765	266,690	299,721	324,030	331,591	387,714

〔備考〕 昭和8～11年は住友信託「信託財産目録記入帳」、同12～14年は同「各種信託引受元本高及増減」より計算の上作成。

第30表 住友信託の指定金銭信託合同運用の各口別内訳

(金額単位:千円、1口当り:円)

	昭8.5			9.5			10.5			11.5		
	口数	金額	1口当り									
第1口												
本店	792	10,525	13,289	936	13,800	14,744	980	13,768	14,049	960	12,774	13,306
東京	195	6,766	34,697	297	12,672	42,667	333	14,702	44,150	347	12,498	36,017
福岡	42	413	9,833	57	546	9,579	69	742	10,754	91	736	8,088
計	1,029	17,832	17,329	1,290	27,226	21,105	1,382	27,469	19,876	1,398	26,218	18,754
第7口												
本店	19,669	129,044	6,561	23,502	148,997	6,340	26,184	167,390	6,393	28,861	187,855	6,509
東京	3,660	26,837	7,333	4,551	34,042	7,480	5,299	39,968	7,543	6,208	46,273	7,454
福岡	1,798	9,220	5,128	2,523	12,641	5,010	3,210	16,099	5,015	3,924	19,262	4,909
計	25,127	165,522	6,587	30,576	196,040	6,412	34,693	222,985	6,427	38,994	253,837	6,510
第4口												
本店	28	2,337	83,464	32	2,682	83,813	41	4,082	99,561	51	4,534	88,902
東京	50	7,750	155,000	50	7,681	153,620	41	7,141	174,171	40	6,785	169,625
計	78	10,087	129,321	78	10,245	131,346	82	11,223	136,866	91	11,319	124,385
第8口												
本店	8	1,949	243,625	8	1,975	246,875	8	1,935	241,875	6	1,225	204,167
免税口												
本店										4	718	179,500
東京										35	5,925	169,286
福岡										1	255	255,000
計										40	6,898	172,450

[備考]昭和8～11年度の住友信託「信託財産目録記入帳」より計算の上作成。以下、第31～35表も同様。

り、11年は120万円強で「百五銀行外5口」となっている。銀行の余裕資金の受け入れと推測される。1口当たりをみると、24万円強であるが、静岡銀行分が解約された後20万円となっている。いずれにせよ大口資金である。なお、第8口は11年11月までは残高が確認されるものの、それ以後の記載が見当たらず、すべて解約されたと思われる。

免税口は11年から3店に受託があるが、残高が700万円から増減して14年には1,400万円となっている。東京支店分が常に多く600万円前後で、本店、福岡が14年から増加の趨勢にある。14年から免税の制度が拡大した模様で、以後免税口が急増することになる(後述)。1口当たりを計算すると、11年だけであるが東京、本店が17万円前後で大口資金であり、福岡が1口(財)佐賀県産業組合25万円強である。その時点で本店は「日本綿織物対印輸出組合外3口」、東京が「(社)電気学会外34口」と例示されている。

- (1) 通常、各信託会社の内部資料によらない限り、指定合同の内訳は知りようがない。三井信託の場合、第1, 第2, 第3合同運用に区分されたという。すなわち「開業当初は合同運用分は全部一括して運用して居った。然るに所轄税務署の貸付信託所得税に関する解釈の厳格化に伴い、我が社取扱の便宜上大正14年2月1日以降左記の2つの合同運用会計に別けて勘定を処理することとし、所謂税法上の貸付信託として所得税を源泉課税するものと然らざるものとに分割した。

第1合同運用

参加者種別 指定金銭信託中受益者が「会社」であるもの

運用方法 預け金、貸付金、証券投資、手形買入、不動産所有等

第2合同運用(所謂税法上の貸付信託)

参加者種別 指定金銭信託中受益者が「個人」並「会社以外の団体」であるもの

運用方法 預け金及貸付金に限る(『三井信託銀行三十年史』96頁)

さらに、昭和2年6月、第2合同のうちの免税団体分を第3合同として分別した。同年3月貸付信託でも公社債への投資が認められたことに関する措置であったという(詳しくは同97頁の説明を参照)。

恐らく他の大信託でも、課税の有無に絡み、個人の貸付信託、個人の非貸付信託、法人の区分ぐらいいはあったに違いない。

- (2) 西村辰四郎氏は住友信託本店の経理課長を長く勤め、まさに経理畑の生き字引的存在であった。同氏へのヒアリングからは金銭信託運営の仕組み、実務的処理を含め、経理問題に関する数々の説明が得られた。その証言は拙著編『日本信託業証言集 下巻』(専修大学出版局、2008年7月)に収録されており、本稿の考察上で多用されている。以下の引用は同書の頁数で示す。
- (3) とびとびの運用口となった事情を同氏は次のように説明している。「もともと第1, 第2, 第3などの区別は、信託金の運用の約款の相違によって出来たもので、……第1口は銀行預金同様に税法上扱うものであったため、個人に歓迎されましたが、その他は個人が一番嫌がる税務署に届けられるものであったため、申込がなく、自然消滅したものではないかと思えます。第4口は会社筋向けのもので、税務署に届けられても困らないから、消えるようなことはなかったものです。……第5, 第6も同様な運命でなくなったものと思われそうです」329頁。
- (4) 第7口の出現で第1口が消滅にはならなかったのは、次のような事情による。「第1口は反対に期日到来毎に漸次減少しましたが、長期契約のものが相当ありましたから、今なお残っているのではないのでしょうか。ほかに第1口の追加金は矢張り第1口で処理しましたから、第1口にも増加はありました」(328頁)
- (5) 本店総務部の残高は、昭和8, 9年では「仮受金」、10, 11年では「繰越利益(補正勘定を含む)」とあり、処理内容は不明であるものの、受託でないことは確かである。
- (6) 帳簿では第4口の記載に、本店の場合「株式会社大阪株式取引所外28口」(8年)、「大阪三品取引

所外〇〇口」(9、10、11年)、東京支店の場合「横浜取引所外50口」(8、9年)、千代田生命相互会社外〇〇口」(10、11年)のような例示があるので、断片的に知り得る。

3) 各口別運用状況

それでは各口で受託された資金はどう運用されていたのか。それが判明するのは昭和8～11年の「財産目録記入帳」からであるが、第31表は各口別に運用概況を整理したものである。

第1口の運用は、貸付金がほとんどを占め、銀行への預け金が少額で、有価証券投資はない。証券担保、財団抵当、保証、手形の各貸付で大部分を占めるが、年によって各貸付の増減が激しく、どれが中心とも云にくい。

第7口の運用は、昭和9年では貸付金が多いが(運用額の6割)、9～11年では有価証券が多い(6～7割)。公社債への運用が認められた第7口は、運用範囲の広い利点を生かし、多くの受託を可能としたのである。有価証券投資の内容は社債を筆頭に、国債、地方債で大部分を占め、運用の認められていない株式投資はない。運用利回りの高い社債、地方債が中心で、国債は利回りが低い、国債消化協力と換金性が高いための投資とみられる。

貸付金が8年に多額であったのは、財団抵当と手形の両貸付が多額であったため、9年には激減し、貸付金全体が約半減となるが、以後漸増する。貸付形態では手形貸付を筆頭に証券担保、財団抵当の両貸付が多く、不動産抵当、公共団体等、保証貸付がそれに次ぐ。不動産、財団、公共、保証の諸貸付は長期の貸付である可能性を持つ。

法人からの受託である第4口の運用では、貸付金の比重が9割から6割に低下し、有価証券投資が3割へと増加している。貸付形態をみると証券担保と手形貸付が大部分を占め、8年に財団と保証の両貸付が若干あった程度である。有価証券投資では9年以降株式投資が年々増加し(80→300万円)、国債が100万円前後である。証券投資はすべて本店総務部(その中に経理課を含む)で行い、支店は無関係である。

金銭信託の資金運用としての株式投資はリスクの点から回避されていたと理解されていたが、実際は第4口で行われていたことが注目される。法人からの受託では、信託約款上株式投資も可能となっていたのであろう。9年の81万円は、住友化学、住友電線、四国中央電力、伊予鉄道電気、中部電力、南満州鉄道の6社の株式であった。10年の196万円は、前記5社に王子製紙、広島電気、京都電灯、大阪瓦斯、日本毛織、大日本電力、日本楽器の7社株が加わっている。さらに11年の294万円は、前年の銘柄の買増と住友金属工業・日本電力株が加わっている。銘柄は住友系企業、鉄道・電力会社を中心に、王子・日本毛織・大阪瓦斯・日本楽器を加え、すべて著名な有配当企業であり、安全性が重視されているようである⁽¹⁾。

金融機関からの受託である第8口の運用は貸付金であり、8年は証券担保、9～11年は手形貸付が中心であった。

第31表 住友信託の指定金銭信託合同運用の口別運用状況

(単位:千円)

運用口	科目	昭8	9	10	11	
第1口	証券担保	1,634	8,131	10,997	3,329	
	不動産抵当	1,740	863	362	227	
	財団抵当	1,335	3,080	2,250	1,500	
	公共団体等		8	979	1,960	
	保証	6,540	3,900	8,153	14,725	
	手形	5,742	10,735	6,150	3,940	
	貸付金計	16,991	26,716	28,890	25,681	
	銀行への預け金	839	508	576	534	
	郵便貯金			1	5	
	現金	2	1	3	3	
	合計	17,832	27,226	29,469	26,218	
	第4口	国債	49	992	1,315	992
		地方債	5			
社債		529	70	39	38	
株式			812	1,956	2,942	
有価証券計		583	1,874	3,311	3,972	
証券担保		3,004	1,826	4,533	2,969	
不動産抵当		843	518	522	329	
財団抵当		1,103	1,000	450	180	
公共団体等		9				
証書		49				
保証		1,396	357			
手形		2,950	4,280	2,050	3,475	
貸付金計		9,354	7,981	7,555	6,953	
銀行への預け金		306	669	490	526	
現金		2				
合計		10,245	10,524	11,356	11,451	
第7口		国債	14,897	38,583	43,258	44,090
	外国債	2		698	2,487	
	地方債	9,027	40,003	29,745	38,816	
	社債	35,237	56,495	56,607	68,140	
	外国証券				4,845	
	有価証券計	59,180	135,082	130,307	158,379	
	証券担保	8,880	5,278	25,061	22,207	
	不動産抵当	6,470	5,790	5,528	5,482	
	財団抵当	40,279	10,456	12,461	13,180	
	公共団体等	2,901	4,033	5,885	5,820	
	債権担保	38	349	212	361	
	証書	1,160	660	160	2,085	
	保証	5,867	2,584	7,403	5,387	
	手形	35,719	24,636	27,969	32,984	
	貸付金計	101,314	53,786	84,675	87,506	
	銀行への預け金	4,556	6,818	8,563	7,387	
	郵便貯金	1,385	49	33	35	
現金	334	305	307	530		
合計	165,522	196,040	223,888	253,837		
第8口	証券担保	1,668	618	440	340	
	不動産抵当	106	171	155	53	
	保証				500	
	手形		1,108	1,071	250	
	貸付金計	1,773	1,896	1,686	1,143	
	銀行への預け金	194	19	291	118	
	合計	1,967	1,975	1,977	1,261	
免税口	社債				1,620	
	証券担保				1,638	
	不動産抵当				167	
	財団抵当				1,500	
	手形				1,770	
	貸付金計				5,075	
	銀行への預け金				259	
現金				0.2		
合計				6,954		

11年から始まった免税口の運用は、貸付金が大部分を占め、社債も若干あるという程度である。

- (1) 西村経理課長の証言では「株式はどちらかというと、貸金先とか、住友本社の関係とかいうもので、そういうところに関連した株を持ったわけです。一応は課長に協議もありますけれども、大体は上で決まっているわけです。」とある。

4) 運用口間の資金移動

本支店に各運用口が分別されているが、各店が自店の各運用口について独自に運用していたのであろうか。8～11年については各店の資金運用表等によって解明可能であり、要約したのが第32表である⁽¹⁾。内容に入る前に第1口を例にとって枠組みを説明すると、本店営業部は791口、引受元本は1,041万円であるが、収益、未交付収益などを加え1,053万円が運用必要額(=受託額)で、自店では1,136万円の運用を行っている。不足額は本店総務部から借りて賄っている形である。東京支店は677万円の受託額で、450万円の運用に止まり、余剰資金127万円を本店総務部に回金している形、福岡支店も同様に12万円を回金している形で、本店総務部は東京支店と福岡支店からの借(資金調達)によって本店営業部への貸(資金供給)を行い、銀行への預け金69万円を持つという形である。すなわち、本店総務部に含まれる経理課が営業店の余剰資金の吸い上げ、不足資金の供給を行い、資金調節の機能を果たしている。そればかりでなく、のちに第7口でみることになるが、営業店から資金を引き揚げて本店総務部が証券投資したり、貸付を行う、いわば全社的立場での運用を担っているのである。要するに、各店が自店で受託した資金を支店独自で運用しきるのでなく、本店総務部の運用調整の下に置かれていたのである。本店総務部といっても実質はその中の経理課であり、以下では「本店」と表示しておこう。また、本店営業部は単に「営業部」と表示しておく。それでは具体的に資金移動の模様を考察してみよう。

個人資金を集積した第7口は、受託額の大部分を占めるが、それだけに運用額も他口より巨額である。しかも運用額は8年の1.7億円から2.5億円へと膨張している。8年だけは、本店は本店営業部から多額の資金を吸い上げ、一部を東京支店と福岡支店の資金不足に回し、大部分を証券投資に振り向けた。9～11年では営業部を中心に、東京支店、福岡支店からも資金を吸い上げて、本店が多額の証券投資に振り向ける構造となっている。すなわち、本店の運用方針によって証券投資と貸付運用の振り分けが決まり、証券投資に要する資金を店部から吸い上げるということか⁽²⁾。第7口でも証券投資はすべて本店が行っている。

同じく個人資金の第1口は、毎年受託額2～3,000万円の規模であるが、証券運用はできず、貸付運用だけである。東京・福岡両店は毎年少額ながら余剰資金を本店に回金しているが、営業部は不足の年に本店から供給を受け、余剰の年に本店に回金している。本店は回金された

第32表 住友信託の指定金銭信託合同運用の運用口間資金移動

(単位:千円)

昭8						昭9					
	本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括		本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括
第1口	口数	791	196	41	1,028	口数	936	297	57	1,290	
	引受元本	10,416	6,753	412	17,581	引受元本	13,571	12,624	545	26,919	
	受託額(a)	129	10,525	6,766	17,831	受託額(a)	209	13,800	12,672	546	27,226
	運用額(b)	692	11,356	5,495	17,832	運用額(b)	*	13,786	12,619	221	27,226
	(a)-(b)	△ 563	△ 831	1,270	124	(a)-(b)	△ 390	13	53	324	0
	東京支店より借	1,270				東京支店より借	53				
	福岡支店より借	124				福岡支店より借	324				
	本店勘定より借		832			営業部より借	13				
	営業部へ貸	832				本店勘定へ貸		13	53	324	
	本店へ貸		1,270	124		東京支店へ貸					
第4口	口数	27	50		77	口数	32	50			82
	引受元本	2,253	7,564		9,817	引受元本	2,671	7,658			10,329
	受託額(a)	158	2,337	7,750	10,245	受託額(a)	162	2,682	7,681		10,524
	運用額(b)	875	5,684	3,686	10,245	運用額(b)	2,243	2,694	5,587		10,524
	(a)-(b)	△ 717	△ 3,347	4,064	0	(a)-(b)	△ 2,081	△ 12	2,094		1
	東京支店より借	4,064				東京支店より借	2,094				
	本店勘定より借		3,348			本店勘定		12			
	営業部へ貸	3,348				営業部へ貸	12				
	本店へ貸		4,064			本店勘定へ貸			2,094		
第7口	口数	19,669	3,660	1,797	25,126	口数	23,502	4,551	2,523		30,576
	引受元本	126,003	26,140	9,012	161,155	引受元本	145,945	33,234	12,397		195,479
	受託額(a)	422	129,044	26,837	165,523	受託額(a)	360	148,997	34,042	12,641	196,040
	運用額(b)	64,293	50,370	40,631	165,521	運用額(b)	139,593	26,556	21,063	8,828	196,040
	(a)-(b)	△ 63,871	78,674	△ 13,794	△ 1,007	(a)-(b)	△ 139,233	△ 22,441	12,979	3,813	0
	営業部より借	78,673				営業部より借	122,441				
	本店勘定より借		13,794	1,007		東京支店より借	12,979				
	本店勘定へ貸	78,673				福岡支店より借	3,813				
	東京支店へ貸	13,795				本店勘定へ貸		122,441	12,979	3,813	
	福岡支店へ貸	1,007									
第8口	口数	7			7	口数					8
	引受元本	1,900			1,900	引受元本	1,900				1,900
	受託額(a)	19	1,949		1,967	受託額(a)	29	1,946			1,975
	運用額(b)	190	1,777		1,967	運用額(b)	79	1,896			1,975
	(a)-(b)	△ 171	172		0	(a)-(b)	△ 50	50			0
	営業部より借	172				営業部より借	50				
	本店勘定へ貸	172				本店勘定へ貸	50				
昭10						昭11					
	本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括		本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括
第1口	口数	980	333	69	1,382	口数	1,192	347	91		1,398
	引受元本	13,730	14,647	741	29,118	引受元本	12,747	12,470	732		25,949
	受託額(a)	257	13,768	14,702	29,469	受託額(a)	210	12,774	12,498	736	26,218
	運用額(b)	859	13,613	14,556	29,469	運用額(b)	1,000	13,026	11,563	629	26,218
	(a)-(b)	△ 602	154	147	302	(a)-(b)	△ 790	△ 252	935	107	0
	営業部より借	154				東京支店より借	935				
	東京支店より借	147				福岡支店より借	107				
	福岡支店より借	302				本店より借		252			
	営業部へ貸					営業部へ貸	252				
第4口	口数	41	41		82	口数	51	40			91
	引受元本	4,066	7,129		11,195	引受元本	4,519	6,774			11,293
	受託額(a)	133	4,082	7,141	11,356	受託額(a)	132	4,534	6,785		11,451
	運用額(b)	3,801	3,969	3,586	11,356	運用額(b)	4,488	2,873	4,090		11,451
	(a)-(b)	△ 3,668	113	3,555	0	(a)-(b)	△ 4,356	1,661	2,695		0
	営業部より借	113				営業部より借	1,660				
	東京支店より借	3,555				東京支店より借	2,695				
第7口	口数	26,184	5,299	3,210	34,693	口数	28,861	4,209	3,924		38,994
	引受元本	167,149	39,888	15,948	222,985	引受元本	187,710	46,184	19,248		253,142
	受託額(a)	432	167,390	39,968	222,888	受託額(a)	446	187,955	46,273	19,262	253,836
	運用額(b)	143,088	42,911	29,772	222,888	運用額(b)	163,790	47,811	33,506	8,941	253,836
	(a)-(b)	△ 142,656	124,478	10,196	7,982	(a)-(b)	△ 163,334	140,245	12,767	10,322	0
	営業部より借	124,478				営業部より借	140,245				
	東京支店より借	10,196				東京支店より借	12,767				
	福岡支店より借	7,982				福岡支店より借	10,322				
第8口	口数	8			8	口数	6				6
	引受元本	1,935			1,935	引受元本	1,222				1,222
	受託額(a)	38	1,940		1,978	受託額(a)	37	1,225			1,262
	運用額(b)	291	1,686		1,977	運用額(b)	118	1,143			1,261
	(a)-(b)	△ 253	253		0	(a)-(b)	△ 81	81			0
	営業部より借	253				営業部より借	81				
	本店へ貸					本店へ貸	81				

分を銀行預け金としている。第1口では各店に運用を任せているごとくである。

他方、法人資金の第4口は、毎年の受託額が1,000万円程度の規模で、福岡支店には受託がない。東京支店は毎年余剰資金を本店に回金し、営業部は8、9年に本店から資金供給を受け、10、11年は本店に回金している。本店は東京支店から引き揚げた資金を8年は営業部に回し、9年以降は証券投資に向け、11年は営業部からの資金も証券投資に向けている。

要するに、本店は営業部、東京支店の資金の調節機能を果たし、証券投資の資金を両店に依存している形である。

第8口は金融機関からの受託であるが、営業部だけに200万円弱の受託しかなく、僅かの資金余剰を本店に回金し、銀行預け金としている。本店がわざわざ営業部の運用を制限しているわけではあるまい。

以上は本支店間での資金移動の状況説明であるが、実は運用口間での調整も行われていた。その事情は次のごとくである⁽³⁾。

各口ごとに受託資金を運用し、運用益から直接的な運用費と信託報酬を差し引き、残余を配当する、詰まり各口が独自に損益計算をおこない、実績配当を実現するわけである。信託会社は決算前に指定金銭信託合同運用の予想収益配当率を公表し、その高率の故に多くの受託をえており、結果として公表通りの配当を行うのが常であった。しかし各口独自で損益計算すれば、それぞれの運用内容が異なるので、運用益の出方が異なり、運用口間で運用実績に差を生ずるのは当然であろう。委託者にとっては信託約款に運用内容の規定が書いてあるとはいえ、どの運用口で運用されているかはどうでもよく、予想配当率に関心を持つ。信託会社側にとっては信託約款の違いによって運用口を分け、それぞれに損益計算するのは当然であっても、運用口によって実績配当が予想配当率と乖離するのは営業上不適当と考え、予想配当率に近づけるべく調整を計ったのである。具体的には圧倒的な比重を占める第7口で立てた予想配当率を基礎に据え、第1口、第4口にも同じ予想配当率を前提に調整を施したのである(金融機関からの受託である第8口は、低率が合意されているので独自の計算がされる)。

調整の手段は、第1に運用内容での調整、第2に信託報酬の調整であった。前者は、証券投資にせよ、貸付金にせよそれによって生ずる収益水準を考慮して、それぞれの運用口に配分する、あるいは運用口間で移動させることによって運用益の実現を均等化しようという方法である。後者は、運用内容を調整しても運用益が過大あるいは過小な場合、その運用口について決算時に信託報酬を減額あるいは増額して予想配当率に近づける方法である。

- (1) 8、9年では各運用口について各店別の「資金内訳表」があり、資金移動が判明する。10、11年はそれがないので、「金銭の信託財産目録記入帳」から筆者が推定計算をした。
- (2) 店部での貸付可能額に限度があり、運用不能な余剰資金を本店に回金して証券投資に向けたという見方や、証券投資の規模が策定され、店部の貸付運用を制限して資金を本店に回金させたという見

方などもあり得るが、断定する材料を欠くので、一応、本店の運用方針としたわけである。

- (3) 西村証言は決算当事者の経験から具体的に仕組みを説明され、極めて有益である。以下、その説明を掲げておこう。

「約款がもともと違うから、夫々分別して運用したものです。……それぞれの口で、決算をして配当をしますから、いわゆる実績配当率が、それぞれの口で変わってまいります。

「(戦前で住友信託の配当率と発表されるのは)第7口が主ですから、その配当率を言ったものです。第1口、第4口も共に第7口と同率でした。第8口は交付収益率を一般より低くする了解がありました。この口には一般より利回りが低目の物件を入れました。実績によるというのは第1口と第4口と第7口です。」

「あらかじめその配当率を考えてね、貸金を配分して行かなければいけないんです。高いのがある、低いのある、と最後に決算の時に困るわけです。それで苦労しました。」(331頁)

「運用利回りは口によって幾分差がありますが、交付収益率は同率でした。……それは信託報酬で調整したわけです。たとえば配当は7分なら7分と決まれば、信託報酬は4厘あるものや、3厘もないものや、ということになるわけです。そのように信託報酬で加減したものです。併し信託報酬といえども、運用口によって高下があることは好ましくないで、平素からそのようなことなるべくないように心掛けたものです。……詳しくいえば実績配当率でなく、交付収益率(予想配当)を公表するわけです。……予想配当ですが、それは7分なら7分、6分なら6分と決めていきますけれども、信託報酬も大体同率にして、それより多い部分は内部留保しました。そして足らんところにはその内部留保から回してやるようなこともやりました。」(331頁)

「証券から含みを吐き出すようなことはしませんでした。」(332頁)

「運用口によっては余るところもあり、信託報酬を或程度多くとっても、まだ余裕がある。それはどうするかというと、それをみな残したわけです。足らん場合もあることです。足らん口はこっちから補充したわけです。……それは金銭信託勘定の雑口(決算剰余金)に残すんです。それは固有勘定の決算剰余金のようにはしないのです。金銭信託という科目の中にはいろいろ雑多なものが入っているわけです。それがだんだん残った、そして金額も多くなりました。」

「東京支店あたりは、どんどん信託金が増える、貸金もどんどん出ていく。第7口が主力となつてからは、あせい、こうせいということをいわず、大体は東京支店任せでしておりました。併し各運用口の利回りの均衡を考慮する必要がある訳です。東京支店で、資金の分量を無関心にやられたら、その運用口の信託金元本額を超過するようなことがあつては困るから、手形の期限が来て、書替の時には、今度は何口に運用替してくれとか、というような指令も出していました」(320～1頁)

5) 貸付金・銀行預け金の内容

以上の説明のように、第7口で巨額の証券投資が、第4口と免税口で少額の証券投資があるが、本店のみがそれぞれの運用口でおこない、営業店では貸付金と銀行預け金しかない。証券投資は本店の所管事項であったと推測される。ただ、巨額な受託資金の運用が必要な第7口において、貸付運用と証券運用を組み合わせ、安全かつ収益的な運用を図るのは理解できるが、第4口や免税口で少額ながら証券に運用した理由が分からない。

逆に、本店での貸付運用がほとんどないのは当然であろう。貸付先の選択、貸付の実行、管理などは営業店の職務であり、本店にその機能はないからである。営業店での貸付は各口でどのように展開されていたのか。大信託会社での貸付の実態は、従来あまり解明されていないだけに、住友信託の实情提示は有益と思われる。ここでは運用口別にその実態を整理した。その場合、貸付金の種類別に貸付先、貸付額、貸付利率を掲げたが、個人貸付は一括し、法人貸付

について個別的に表示してある(複数口は名寄せして口数を付記)。帳簿では期間の記載はなく、利率はある⁽¹⁾。ここでそのすべてを掲げるのは大部過ぎるので、本稿末に別表として添付する。

以下、それら別表の内容からいくつかの特徴を指摘しておこう。

第1に、本店での証券担保貸付と手形貸付は、銀行、信託、ビルブローカーなどに対するコール資金である。貸付利率が一般より低率であることがその証拠であろう。証券担保貸付は国債を担保に取り安全が確保されており、手形貸付は横浜正金銀行大阪支店に対するもので例外的であった。もちろん余裕金の運用としてのコールであるが、第1口と第7口の資金であった。ただ、コール運用額は10年の470万円を除いて、少額である。むしろ余裕金は後述の銀行預け金とした分が大きかった。

第2に、個人向け貸付の規模である。第33表でみるごとく、昭和8年637万円以降11年の727万円まで増減はあるが、1,000万円以下である。貸付金全体に対し個人向けの比重は5~8%であって、少額と言うべきであろう。第1~8口まで各運用口に個人貸付があり、当然ながら第7口での貸付が最多である。口数は8年の314口から11年の426口まで漸増しているが、1口当たりは少額で個人への大口貸付は例外的である。第1口の営業部において10年、11年が多額なのは大原孫三郎へ120万円貸付のためであり、第7口の東京支店において10年が多額なのは、穴水熊雄への83万円、山根十吉への70万円貸付のためであり、通常は証券担保または不動産担保での小口貸付の累積であった。因みに住友系企業の役員・社員への貸付は十数人程度、金額も1口数千円、多くて2万円までであるから、大したものではない。

第3に、公共団体等への貸付である。第1口で、営業部が大阪周辺の町村と金沢市に、東京支店が仙台市と静岡県に、福岡支店が唐津市に貸し付けているが、静岡市の11年98万円が例外で、それぞれは小額である。

第7口で、営業部が大阪府をはじめ周辺市町村に、東京支店が東京府、横浜市、新潟市などに、福岡支店が福岡市を筆頭に長崎県、長崎市、熊本市、延岡市、佐世保市、戸畑市、宇部市のごとく広範囲に貸付を行っている。大阪府への5口166万円(11年)、3口76万円(9,10年)、東京府への100万円(8年)、横浜市への60万円(8年)、福岡市への69万円(8年)、6口198万円(9年)、14口198万円(10年)、13口195万円、佐世保市への8口51万円(9年)、8口47万円(10年)、戸畑市への6口53万円(10年)、6口48万円(11年)などはかなり多額の残高である。府縣市町村だけでなく、土地区画整理組合、耕地整理組合なども散見される。公共団体等貸付が地元だけでなく、遠方へも及んでいること、同一先に口数が分割されている事例が多く見られることも特徴である。

第4に、企業貸付の概要である。各口で貸付が行われているが、企業別に集計し、業種別に分類したのが第34表である。いくつかの業種の特徴を指摘してみよう。

第 33 表 個人への貸付(昭 8～11)

(金額単位:千円)

運用口	店部名	担保	昭8		9		10		11	
			口数	貸付額	口数	貸付額	口数	貸付額	口数	貸付額
第1口	営業部	証券	3	79	2	133	9	1,620	2	1,221
		不動産	23	433	16	365	15	310	11	125
		手形	1							
	東京支店	証券	2	26	1	28				
	福岡 "	証券	25	141	24	102	19	99	14	78
	不動産	9	58	9	53	8	42	12	102	
	手形	2	20	1	5					
	小計		65	757	53	686	51	2,071	39	1,526
第4口	営業部	証券	5	170			8	523	6	265
		不動産	29	739	23	500	21	507	14	221
	東京支店	証券	1	200						
	小計		35	1,109	23	500	29	1,030	20	486
第7口	営業部	証券	31	651	30	1,287	41	1,089	69	1,062
		不動産	110	2,289	89	1,706	93	1,748	92	1,366
		保証	1	1						
		手形	1	1	2	60	1	15	2	13
	東京支店	証券	21	577	18	286	27	2,097	47	937
		不動産	27	724	31	796	30	712	33	704
		債権	6	38	9	150	16	73	15	42
	福岡 "	証券					19	168	56	736
不動産		16	114	15	82	24	177	35	223	
債権				7	58	17	112	14	61	
	保証							1	50	
	手形			3	26	5	34	1	15	
	小計		213	4,395	204	4,451	273	6,225	365	5,209
第8口	営業部	証券			1	50	1	30		
		不動産	1	106	4	171	3	155	2	53
	小計		1	106	5	221	4	185	2	53
合計			314	6,367	285	5,858	357	9,511	426	7,274
貸付金全体に対する比重(%)				4.9		6.4		7.7		7.5

第 34 表 住友信託の指定金銭信託における貸付金の業種別構成

(単位:千円)

業 種	昭8				9				10				11			
	社数	口数	金額	構成比	社数	口数	金額	構成比	社数	口数	金額	構成比	社数	口数	金額	構成比
電力	19	45	39,912	35.1%	12	25	20,217	26.2%	17	40	23,036	21.9%	18	43	24,966	23.6%
鉄道	15	41	24,323	21.4	16	29	16,881	21.9	14	27	17,577	16.7	15	37	21,661	20.5
繊維	10	19	7,939	7.0	7	8	4,006	5.2	9	11	4,382	4.2	12	15	6,552	6.2
製紙	2	10	8,550	7.5	1	7	8,000	10.4	1	7	7,000	6.6	1	2	6,000	5.7
食品	4	5	3,250	2.9	3	6	5,918	7.7	2	5	2,015	1.9	3	5	3,025	2.9
その他製造業	8	9	6,132	5.4	7	7	4,024	5.2	10	16	7,675	7.3	11	22	9,911	9.4
鉱業・石油	5	12	4,950	4.4	4	8	1,970	2.6	4	13	3,150	3.0	5	19	3,860	3.7
瓦斯	1	1	1,200	1.1	2	2	600	0.8	1	1	80	0.1	2	2	310	0.3
金融・証券	7	22	2,104	1.8	13	19	5,392	7.0	23	53	16,622	15.8	14	29	12,618	11.9
不動産	7	9	2,464	2.2	5	7	2,858	3.7	5	6	2,755	2.6	6	9	3,133	3.0
財産保全	3	9	5,562	4.9	2	6	4,350	5.6	4	20	14,063	13.3	3	5	4,530	4.3
卸・小売	4	10	2,623	2.3	1	1	500	0.6	4	17	2,121	2.0	2	8	1,372	1.3
その他	17	25	4,779	4.2	17	23	2,371	3.1	18	27	4,884	4.6	23	28	7,779	7.4
計	102	217	113,788	100.0	90	148	77,087	100.0	112	243	105,360	100.0	115	224	105,717	100.0

電力、鉄道が全体に占める比重は大きく、8年で56%、9年48%、10年38%、11年44%であって、社数も30前後で多い。しかし営業部でも東京支店でも、大電力会社を網羅しているわけではなく、地方電力が多い⁽²⁾。電鉄では、営業部は大阪鉄道以外の関西私鉄を網羅し、東京支店では西武鉄道、東京横浜電鉄、小田急電鉄はないものの、満鉄を含め多くの私鉄に貸している。電力・鉄道への貸付では、その事業性格上財団抵当が多いのは当然であるが、手形貸付がそれに劣らず多いこと、同一企業で財団貸付と手形貸付が併用されていることも少なくない。

繊維では、関西所在の織物関係の会社がほとんどで、概して中堅以下の企業と言っていい。倉敷紡績以外大手紡績会社はほとんどない。

製紙は王子製紙だけといってよく、1社だけだが多額である。

鉱業・石油では、前者が住友炭鉱(後述)と大日本鉱業、後者が北樺太石油と三菱石油でほとんどを占めている。

金融・証券が10、11年に1,000万円を超える多額となっているが、前者は銀行やビルブローカーへのコールが多かったこと、後者は電力系証券への貸付が多かったという事情である⁽³⁾。

財産保全では住友合資が大部分を占め(後述)、大川合名、根津合名、大倉組はあまり多額ではない。

卸小売には三菱商事や三井物産大阪支店が含まれているのが注目される。

また、企業への貸付には親会社ないし関係会社の保証によるものが少なからずあり、保証人の信用が重視されたことを意味しよう⁽⁴⁾。

第5に、住友系企業への貸付である。住友財閥系の住友信託が同財閥系企業にどれだけの関係があったのかは知りたいところである。第35表は各口における住友系企業への貸付金を纏めたものであるが、昭和8年と10年が1,200万円前後、9年と11年が500万円台であって、貸付金総額からみれば住友系企業向けは必ずしも多くはない。その中では住友合資が概して多く、住友炭鉱、住友ビルディングも毎年残高があり、住友肥料製造所(のち住友化学工業)、住友倉庫も2年あるいは3年にわたっている。住友別子鉱山は8年のみ、住友生命は9年のみであるが、住友合資、住友炭鉱、住友化学、住友倉庫、住友ビルディングは2年、3年にまたがった貸付を含んでいるので、中期ないし長期の貸付もあったと推定される。同一企業で複数口の貸付がある場合(たとえば住友化学は11年に20万円と10万円8口、合計100円の貸付)、また同一企業で同時に複数の運用口で貸付がある場合(たとえば住友合資は8年に第1、第4、第7、第8に計10口640万円の貸付)など、なぜ貸金の分割、貸金の諸口への分散が行われているのかは明らかでない。

第6に、銀行への預け金が各運用口にみられるが、その性格に触れておこう。

第 35 表 住友信託の指定金信合同運用における住友系企業への貸付

金額単位：千円、利率は年利%または日歩銭)

運用口	昭8				9				10				11			
	種類	貸付先	貸付額	利率	貸付先	貸付額	利率	貸付先	貸付額	利率	貸付先	貸付額	利率	貸付先	貸付額	利率
第1口	証券	住友合資(2)	1,200	1475	住友合資	1,700	133	住友合資(4)	2,900	13						
					住友炭鉱	700	1375	住友炭鉱								
					住友生命	420	14	住友炭鉱	420	13						
					住友別子	100	0.875片									
					住友別子	300	3.9片									
	手形	住友ビルヂング	300	7%	住友ビルヂング	500	6%									
第4口	証券	住友合資(3)	1,600	1475	住友合資	500	1375	住友合資(3)	2,200	13	住友炭鉱	200	12			
		住友炭鉱	80	1475	住友炭鉱	80	1375				住友炭鉱	300	125			
		住友別子	500	1475	日本電氣	300	1275				住友炭鉱	300	125			
第7口	証券	住友合資(2)	1,700	1475	住友合資	700	1375	住友合資(8)	4,900	13	住友合資	1,000	12			
		住友炭鉱	700	15	住友炭鉱	100	1375	住友炭鉱	380	13						
		住友炭鉱	420	1475	住友生命	100	19									
		住友炭鉱	200	15	住友生命	50	19									
	財団	住友肥料製造	2,000	6%				住友化学工業(5)	1,000	特別	住友化学工業(9)	1,000	特別			
	証券															
	手形	住友炭鉱(2)	1,750	1575	住友倉庫	600	10.7%	住友倉庫	600	特別	住友倉庫	600	特別			
		日本電氣	1,000	137				住友ビルヂング	300	5.5%	住友ビルヂング	300	5%			
第8口	証券	住友合資(2)	1,200	1475												
免税口	証券										住友炭鉱	180	125			

〔上記を名寄せした場合〕

住友合資(10)	6,400	住友合資(4)	3,600	住友合資(15)	10,000	住友合資	1,000
住友炭鉱(5)	2,450	住友炭鉱(3)	600	住友炭鉱(2)	800	住友炭鉱(2)	500
住友肥料製造	2,000	住友生命(4)	550	住友化学工業(5)	1,000	住友化学工業(11)	3,000
住友別子	500	住友倉庫	600	住友倉庫	600	住友倉庫	600
住友ビルヂング	300	住友ビルヂング	500	住友ビルヂング	300	住友ビルヂング	300
日本電氣	1,000	日本電氣	300				
6社(19)	12,650	6社(14)	6,150	5社(24)	12,700	5社(16)	5,400

〔備考〕 1. 貸付先の()は口数。 2. 利用欄の「特別」は「指定金銭信託収益配当率+0.7%」の略。

各店の各口に住友銀行への預け金があるが、営業上の必要から当座預金が設けられ、利用されている。各店の立地によって、本店、営業部は住友銀行本店を、東京支店は同行東京支店を、福岡支店は同行博多支店という具合である。ただ、福岡支店だけに預金先が多いのは、それなりの事情があったという⁽⁵⁾。

日本銀行への預け金は第1、4、7口の本店と第7口の東京支店にみられる。手形交換尻の決済に関係するもので、まず本店が日銀の大阪支店に開設、次いで東京支店が日銀本店に開設したものである。いずれも当座預金であるが、それまでの代理交換で住友銀行に依存していた煩雑さが解消したのである⁽⁶⁾。

また、本店の第1口と第7口に横浜正金銀行への預け金があるが、コール代用の通知預金であったという⁽⁷⁾。特に第7口では毎年200～300万円の残高があり、目立っている。

住友銀行への預け金が各口の各店にみられるのは、日常の営業上の必要からであろうが、多額の残高の場合は余裕金の運用である。同行への預け金の推移は8年196万円、9年389万円、10年541万円、11年658万円と逐年残高は増加しているが、その大部分は余裕金とみられる⁽⁸⁾。余裕金の多くを、大阪では本店が住友銀行本店へ預け、東京では東京支店が住友銀行東京支店に預けていた。

- (1) 帳簿では期日の記載があるが、貸出日が不明のため、期間は計算不能。利率は貸付条件(貸付先の信用、担保、期間、その時の金利水準など)に規定されているはずであるが、複数口の場合に同一利率の貸付は名寄せし、異なる利率は個別に表示した。同一時点での利率の違いは異なった貸付事情の結果とみて、名寄せしなかった。また、利率の表示は年利建て、日歩建てが混在しているが、区別の理由が不明のため、帳簿の表示そのままとした。
- (2) 営業部に宇治川電気、日本電力、大同電力があるが、あとは西日本の地方電力ばかり、東京支店には大日本電力があるものの、東京電灯、東邦電力はなく、東日本の地方電力ばかりである。福岡支店では地元の九州水力電気、九州送電のみである。
- (3) 宇治電証券(宇治川電気系)、日電証券(日本電力系)、東邦証券保有(東邦電力系)、北電興業(大日本電力の前身=北海道電灯系)、東部証券(大日本電力に合併された東部電力系)の5社に対して955万円に及ぶ。いずれも証券担保貸付。電力会社への間接投資とみられる。また、鉄鋼証券は日本鋼管の保証、関東証券は関東水力電気の保証による貸付で、これらも間接投資であろう。
- (4) 保証貸付金を概観すると、借主と保証人について次のような関係が知られる(宇治電証券、鉄鋼証券、関東証券は前出なので省略)。

営業部——裕豊紡績(東洋紡績)、東洋鋼板(東洋製罐)、鞍馬電気鉄道(京都電灯)、参宮急行電鉄(大阪電気鉄道)、宇治電ビルディング(宇治川電気)、内海紡績(三井物産大阪支店)、昭和電力(大同電力)、東京支店——庄川水力電気(日本電力)、北海水力電気(王子製紙)、三菱商事(三菱石油)、南満州鉄道(満洲化学工業)、同(大連汽船)、昌光硝子(旭硝子)、鬼怒川水力電気(同掖済会)、福岡支店——九州保全(九州水力電気)、九州共同火力(三井鉱山外5社)

なお、小野田セメント製造と山陽中央水電は三井物産大阪支店依頼とある。

- (5) 西村証言によれば次のようである。「福岡支店が住友銀行の地方(九州)支店にたくさん口座を設けたり、九州地方の銀行(佐賀百六銀行、鹿児島三州平和銀行—いずれも住友銀行の系列銀行)にも預金口座を設けたのは、それらの店部が当社福岡支店のために取り次いでくれた金銭信託資金を、暫くその店に預金として残しておいて、好意に対する感謝の一端とする意味があった」(323～4頁)。確かに、第7口において福岡支店は、住友銀行に8カ所、佐賀百六銀行に2カ所、三州平和銀行1

カ所、計 11 カ所に預け金があった(昭和 9、10 年)。同店が支店周辺だけでなく、九州の各地から地元銀行経由で金銭信託を受託していたことの反映であり、同店独自の取引ぶりであろう。

- (6) 日銀取引の発生について、西村証言では次のように説明されている。

「(日銀に)口座を持つということはね、交換に加入していなければ、ほとんど意味はなかったのです。住友銀行と取り引きして、それで用が足りる程度の資金状態ならば、態々銀行に預金口座を開くに及ぶまいと、日銀は嫌がったのです。……ところが、だんだん交換に加入するようになってくると、交換尻は、日銀の口座尻で決算することになっていたんです。そういう利便はあったわけです。

それから、もう一つ日銀と取り引きして便利なのは、その日の交換尻で赤字になった先へ、コールを出すことがあります。そうすると日銀の小切手じゃないと、それは埋まらんわけです。……それを埋めようと思うと、住友銀行へ行っ、日銀の小切手と代えてから、それをブローカーへ渡すわけです。そういう手順を経ないと、それが出来ないわけです。しかも交換尻による場合は、日銀の小切手に『交換尻』という判こを押すんです。それが押してないと、貰った方が、すぐに日本銀行に行けば、すぐ当座勘定の帳尻からおとしちゃうわけです。交換によって、10 万なら 10 万……勝ったとすれば、交換が決済されることによって初めて残高が出来るわけで、その残高からこの小切手が決済されるということをいっているわけです。即ち交換尻によって決済できる小切手を渡すわけです。そういうやりくりが、住友銀行ばかりで取り引きしていると大変な手数になって、先方も嫌がるわけですね。一ぺんに片付くことなら、先方は都合がいいわけです。」(324～5 頁)

ただ、本店の日銀預け金が第 1、第 4、第 7 口と 3 つある理由が西村証言によっても明らかでなく、不可解である。

- (7) 西村証言では「最初の本荘ビルブローカーを通じて、コール代わりに通知預金を横浜正金銀行にいたしました。」(325 頁)という説明がある。ただし、第 7 口では同時点で横浜正金へ手形貸付があり(8 年 150 万円、10 年 50 万円)、これもコールと推測される。
- (8) 各店各口に住友銀行への預け金を点検すると、残高 20 万円以上は次のようである。

本店の第 1 口で 9 年 49 万円、10 年 26 万円、11 年 50 万円、第 4 口で 9 年 37 万円、10 年 49 万円、11 年 47 万円、第 7 口で 8 年 26 万円、9 年 174 万円、10 年 370 万円、11 年 265 万円、営業部の第 7 口で 8 年 23 万円、9 年 52 万円、10 年 52 万円、東京支店の第 7 口で 8 年 115 万円、9 年 67 万円、10 年 37 万円、11 年 247 万円

以上は多額なので余裕金と推測されるが、合計するとかなりの額である。多額の余裕金は受託規模の大きな第 7 口で主に発生していたのである。

西村証言によれば、各口の余裕金は主に第 7 口に集中したという。「運用口によってそれぞれ余裕金があります。以前は第 1 口は第 1 口で、銀行預金の残があるし、それから第 7 口は第 7 口で残があるし、第 8 口にもある。4 口もあるというような具合に、銀行の預金勘定をそれぞれの運用口に分けていたんです(注、住友銀行の預金口座は固有勘定と信託勘定と各 1 口座だけ)。そういうことを聞いてから、私は現金も一本にすることを考えました。それは第 7 口以外の口の余裕金は全部第 4(7 の誤りかー引用者)に集めて運用委託金とする。第 7 口だけで、銀行預金と現金を保有することにしました。そうして、コールも第 7 口で出すことにしました。それで余裕金の運用は非常に簡便になりました。それは信託勘定の中だけでやったことです。」 334 頁

6) 昭和 15 年以降の状況

指定金銭信託合同運用においては昭和 15 年から運用口が大幅に変更され、それ以前と連結した考察は不可能となった。第 36 表は、15 年 5 月時点の各店部における運用口別の受託残高および運用概況を整理したものである。同表から知りうる点を列挙してみよう。

第 1 に、運用口は個人口、法人口、免税口、特殊口に区分され、さらにそれぞれが長期と短

第 36 表 住友信託の金銭信託合同運用の運用口・店部別(昭和 15 年 5 月)

		総括口	指定長 個人口	指定短 個人口	指定長 法人口	指定短 法人口	指定長一 免税口	指定短一 免税口	指定長二 免税口	指定短二 免税口	指定長 特殊個人口	計
総括	口数		36,023	12,703	324	34	533	36	547	254	90	50,544
	元本		248,037	78,989	16,031	1,343	6,773	1,241	18,679	4,710	9,815	385,618
	収益		4,380	1,314	253	23	135	25	310	72	64	
	計	2,086	252,435	80,318	16,283	1,366	6,928	1,266	18,911	4,782	9,879	392,168
	各口より	241,041 243,126										
	貸付金	236,693										
	有価証券		86,208	37,316	9,513	804			7,950	3,142	3,773	
	銀行への預け金	5,989	1,400	1,100								
	郵便貯金	81										
	現金	364										
	本店	243,127										
	総括口へ		164,827	41,902	6,771	562	6,928	1,266	11,040	1,639	6,106	241,041
本店	計	1,011	103	109	6	2	10	3	3	1	6	
	支店勘定	7,846	87,505	36,762	9,507	802			7,948	3,143	3,767	
	各口より	13										
	有価証券	8,869	87,608	36,871	9,513	804	10		7,950	3,144	3,773	
	貸付金		86,208	35,771	9,513	804						
	銀行への預け金	7,842										
	郵便貯金	1,027	1,400	1,100								
	現金											
	本店勘定						10					
	総括口へ	8,869	87,608	36,871	9,513	804	10	3	7,950	3,144	3,773	
営業部	口数		24,840	9,159	179	27	319	6	306	190	90	35,116
	元本		160,919	55,075	8,774	1,048	3,405	219	8,181	2,828	9,815	250,264
	収益		2,831	833	149	16	66	4	140	47	58	
	計	681	163,762	55,919	8,923	1,064	3,471	223	8,323	2,875	9,873	254,433
	各口より	253,867 254,548										
	貸付金	137,523										
	有価証券			566								
	銀行への預け金	526										
	郵便貯金	55										
	現金	293										
	本店勘定	116,152										
	総括口へ	254,549	163,765	55,353	8,923	1,064	3,471	223	8,323	2,875	9,873	253,870
東京支店	口数		6,769	2,305	81	6	149	28	164	47		9,549
	元本		60,088	17,498	4,367	294	3,060	1,007	8,754	1,701		96,769
	収益		989	273	52	5	53	18	139	21		
	計	525	61,082	17,773	4,418	300	3,113	1,025	8,893	1,722		98,326
	各口より	97,347 97,872										
	貸付金	75,246										
	有価証券			979								
	銀行への預け金	4,563										
	郵便貯金	10										
	現金	60										
	本店勘定	17,993										
	総括口へ	97,872	61,082	16,794	4,418	300	3,113	1,025	8,893	1,722		97,347
福岡支店	口数		4,414	1,239	64	1	65	2	77	17		5,879
	元本		27,030	6,416	2,890	1	327	15	1,744	181		38,604
	収益		457	99	47	1	6	0	29	3		
	計	99	27,488	6,517	2,937	1	333	15	1,773	184		39,248
	各口より	39,248 39,347										
	貸付金	16,082										
	有価証券											
	銀行への預け金	229										
	郵便貯金	15										
	現金	7										
	本店勘定	23,014										
	総括口へ	39,347	27,488	6,517	2,937	1	333	15	1,773	184		39,248

〔備考〕昭和15年の住友信託「金銭ノ信託財産目録」より計算の上作成。

期に細分化されている。それまでの第1、第4、第7、第8口、免税口という分類とは異なった発想といえよう。すでに長短2利率制となっているので、個人口、法人口に当てはめているのであろう。免税口にも長短の区分を適用しているが、長期、短期をさらに1、2に分けている事情は明らかでない。14年までの各運用口残高と対比させると、第1、第7口が指定長個人口、指定短個人口に、第4口が指定長法人口と指定短法人口に編成替えされたとみられる。指定長特殊個人口の意味は不明である。

第2に、受託残高の構成では個人口が長短計で3億4262万円で、全体の87%を占め、免税口に含まれる個人分を加えれば9割近いものと推定され、圧倒的に個人からの資金であったことが推測される。法人口は長短計で1,765万円に過ぎず、免税口に法人が若干含まれているとしても、全体の数%程度であろう。

法人口はいかなる委託者からの資金であるか、知る材料はないが、それに近い資料がある⁽¹⁾。すなわち、昭和15.12～16.4に受け入れた金銭信託分の明細であるが、個別名は省略し、各店別・種類別に整理したのが第37表である。特定や指定単独運用が含まれている可能性があるが、大部分は指定合同運用と推測される。会社が3/4を占め、金額は少ないが公益法人以下いろいろな法人から受託していることが分かる。この5ヵ月間に2,300万円を受入れ、払い出し448万円であるから、純増1,852万円であって、かなりの増加ぶりである。因みに、受入れた法人分には住友系企業が875万円含まれ、会社の半分を占め、とりわけ住友本社713万円が大きい⁽²⁾。

第3に、各口の運用であるが、営業部、東京支店、福岡支店とも各口の受託額をそれぞれの店部の総括口に付け替え、各口ではまったく運用しない。それぞれの店部の総括口では貸付金、銀行への預け金とした残余を本店に付け替え、本店はそのほとんどを有価証券投資とする。別言すれば運用口内での資金運用はさせず、各店の総括口に資金を一旦集め、そこから本店が必要とする有価証券投資分を引き揚げ、残り各店に貸付に運用させ、一部が預け金となるとい

第37表 住友信託の金銭信託における会社・法人・団体信託金(昭15.12～16.4受入分)

(金額単位:千円)

種類	本店		東京支店		福岡支店		名古屋支店		計	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
会社	35	11,508	28	2,957	42	2,472	12	347	117	17,285
公益法人	14	998	15	1,968	11	371	3	122	43	3,461
宗教団体	5	35	2	20	1	2			8	57
統制組合	5	467	1	100	2	31	7	159	15	757
各種健保	4	40	1	5	3	39			8	84
その他	4	182	5	1,145	6	36			15	1,363
計	67	13,230	52	6,195	65	2,951	22	628	206	23,007

〔備考〕『住友信託銀行五十年史 別巻』の「計数(5)会社・法人・団体信託金」(131～4頁)より計算の上作成。

う形である。昭8～11年でみられた各運用口間の資金移動は、その後も続き、15年でも基本的には継続されていたわけである。

本店による有価証券投資は1億5728万円、店部の貸付金は2億2885万円、運用額全体に対して前者は40%、後者は58%に相当する。営業部1億3752万円、東京支店7,525万円、福岡支店1,608万円で、営業部が受託額の多さに比例して貸付も多いという形である。

15年以降の金銭信託の運用口別状況は明らかでなく、第38表に示した3時点の運用口別受託額しか知り得ない。そこでは15年で示した運用口分類とはまた違った姿が看取される。すなわち、単独口は指定金銭信託の単独運用ではないかと思われるので捨象するとして、個人口、法人口における長短の区別は解消し、組合口が新たに登場し、第1、第2免税口が一本化され、最後は個人口、法人口、免税口、総括口に単純化された形である。組合口は国民貯蓄組合のことと想像され、免税口が一本化される時に消滅しているのは、免税扱いのために免税口と合併したものであろう。各運用口の詳細は明らかでない。

第38表 住友信託の戦時末期における指定金信の運用口別

(単位:千円)

運用口	18年9月		19年9月		20年3月	
	受託額	うち元本	受託額	うち元本	受託額	うち元本
指定第1免税口	3,339	3,328	3,446	3,433		
第2免税口	74,493	73,953	101,351	100,648		
免税口					255,336	253,521
法人口	59,595	59,075	72,460	71,818	73,589	73,001
個人口	443,420	441,468	476,697	474,621	494,200	491,684
組合口	38,224	37,950	108,843	107,928		
単独口	46,846	46,013	47,767	47,093	49,191	48,476
特殊口	830	829				
総括口	3,724		6,056		9,392	9,343
計	670,471	662,616	816,621	805,540	881,709	866,682

[備考]住友信託の「指定金銭信託運用口別貸借対照表」より作成。

- (1) 『住友信託銀行五十年史(別巻)』「計数(5)会社・法人・団体信託金(昭15.12～16.4)」に委託者名、受入額、払出額があり、僅か5ヵ月間ではあるが、法人受託の具体的な状況が知りうる格好な資料といえよう。
- (2) 住友系の内訳は、営業部一住友本社700万円、住友金属工業40、住友鉱業11、住友電気工業6、住友化学工業4、住友機械2、東京支店一住友金属工業60、住友本社13、日本電気7、福岡支店一住友鉱業炭業所3、同松浦鉱業部芳野伸鉱1、同潜竜鉱2であり、営業部に住友私立職工養成所27万円がある。合計875万円。払出の中に日本板硝子50万円とあるので、それも過去に受託があったことを意味しよう。

4. おわりに

本稿は大信託会社の代表として財関系4大信託を取り上げ、その金銭信託の解明を試みた。

一口に金銭信託といっても、種類によって性格を異にするので、特定、指定単独、指定合同に区分して考察することに努めたわけである。その結果は次のようである。

第1に、特定金銭信託は財閥系4大信託とも少額の受託であるから、量的には大きな意味は持っていない。金銭信託全体の中で一時的に十数%の比重を占める時もあったが、多くて数%、時期が下がるにつれて1%未満に近づいていった。虎屋信託の実証分析では委託者が直接貸を嫌って、信託会社を経由したものばかりであったが、住友信託の事例でも運用面から推定したところほとんどが貸付であったから、同様な機能を果たしていたとみられる。虎屋では1件2万円程度であったが、住友では数十万円の大口取引である。4大信託の特定信託の具体的な実証は資料的に不可能であったが、住友と類似したものと想像される。

第2に、指定金銭信託の単独運用も金銭信託全体から云えば概して少額と推測される。三井信託の全期間、住友信託の一部の期間しか判明しないが前者で金信全体の1%程度、後者で4%程度である。住友で知り得た委託者は銀行・生保・会社等で、各委託者は数十万円の規模であり、貸付金に運用されていた。単独運用が可能な資金規模といえ、個人でなく法人筋の委託が主と推測されよう。ただし増減が激しいことから、法人の余裕資金の運用ではあろうが、不安定資金の可能性が高い。

第3に、指定金銭信託の合同運用は、金銭信託のうちで圧倒的な比重を占めているはずであるが、その実態を掘り下げて把握することはできなかった。三井以外の3社では合同運用と単独運用を計数的に分離することすらできず、合同運用の内容を具体的に解明しうる内部資料も得られなかったからである。

合同運用に即した考察ができない以上、それに近いものとして、業務報告書に記載された金銭信託全体の期間別、受入金額別、店部別の計数を利用して、受託された金銭信託の性格付けを試みたわけである。特定や指定単独運用が金銭信託全体で占める比重が小さいことから、金銭信託全体といっても比重の大きい指定合同運用の性格を色濃く表していると考えたわけである。別言すれば業務報告書の記載以外にアクセスしうる材料が見当たらないということでもある。

検証可能な住友信託の事例からは、期間制限2年をクリアする「2年以上」の委託者が圧倒的であったが、長短2率制に移行すると大部分は「5年以上」「10年以上」にシフトしたこと、換言すれば同じ収益配当率ならば最短期間にしておき、長期が有利となる長短2率制で長期に変更したわけであるが、もともと長期契約が可能な資金であったことを意味しよう。500円以上という受入金額制限も、現実には数千円という委託者が多く、少数の「10万円以上」、「1万円以上」という大口委託者が金額では大部分を占め、多数の数千円クラスの委託者層は金額では小部分という構造であった。住友以外の断片的な材料も援用した結果、それは財閥系4大信

託に共通な姿と推測される。1口当たりを計算すれば、東京府は12,000円程度であり、大阪府の約9,000円と共に、2~5,000円程度の地方府県より格段に大口である。全国平均9,000円は、地方府県だけなら低水準なものを、多額な受託額を擁する東京、大阪の大口資金によって引き上げた結果なのである。東京の高水準は、三井、三菱、安田の本店、住友の東京支店が大きく寄与していると推定され、大阪の高水準は住友の本店、三井、三菱、安田の大阪支店が影響している。中小の虎屋信託や、地方の秋田、近江両信託の実証ではみられなかった大口の個人委託者、余裕資金を抱える法人委託者が東京・大阪に存在し、財閥系4大信託の大きな基盤となっていたといえるのではないか。特定や指定単独でみた大口資金の存在が上記に含まれていることは否定できないが、両者の金信全体に占める比重が小さいことから、上記の傾向は指定合同が示す特徴とみて大過あるまい。

最後に、受託した金銭信託の管理運用の実態に関する考察から知り得た興味深い諸点を挙げておこう。

住友信託の事例によれば、指定金銭信託では運用方法を規定した約款内容次第で運用口を分け、同内容の資金をまとめて管理運用する仕組みを採っている。別な表現をすれば、信託約款内容の違いを反映して、受託分は貸付信託口、非貸付信託口(いずれも個人)、法人口、金融機関口、免税口の5つの運用口に分けられ、分別管理運用が行われていた。各運用口毎に決算され収益配当されるが、運用内容(主として貸付金)如何で損益結果が異なることになりかねない。統括部門である本店経理課は、各運用口の運用内容の調整(貸付金の割り当てなど)を行い、最終的には信託報酬の取り方を加減して、各運用口の収益配当を同水準になるように調整する。公表された予想収益配当率がどの運用口も達成できるような内部操作をしていたのである。信託報酬は一定で、運用益次第で実績配当の水準が決まると認識していたが、実は信託報酬が調整弁にされていたとは意外である。ただ、運用益が予想以上に得られたからといって信託報酬を過大にはせず適当な手段で信託勘定内で留保していたといわれる。他の3信託での実証はできないが、類似した事態であったかも知れない。

また、従来、指定金銭信託では安全確実な運用という建前から、投資リスクを恐れて株式運用はないと思っていたが、住友の事例では、法人口で若干の株式投資があったのである。法人口の信託約款なら可能と云うことであろうが、実際には住友系企業と優良会社の株式で、安全確実とみていたのであろう。営業報告書ではもちろん、業務報告書でもこのような事態は知り得ず、内部資料によって初めて知り得た事実なのである。

以上、本稿では、財閥系4大信託の金銭信託の実像を求めて考察を展開したが、あまりにも資料不足の壁は厚く、説明は不十分のままに終わっている。さらなる資料の発掘は極めて困難と思われるが、努力するほかあるまい。

別表2 第4口の貸付金等の明細(昭8~11)

(金額単位:千円、利率は年利%または日歩%)

科目	昭8				昭9				昭10				昭11			
	相手先	金額	利率		相手先	金額	利率		相手先	金額	利率		相手先	金額	利率	
本店	銀行への預け金	200			住友銀行	369			住友銀行	490			日本銀行	50		
	住友銀行	91							住友銀行				住友銀行	466		
	計	291														
本部	証券担保貸付金	1,600	14.75	住友合資	500	13.75	住友合資(3)	2,200	13	住友炭鉱	200	12				
		80	14.75	住友炭鉱	80	13.75	(資)菱富(2)	14	15	〃	320	125				
		500	14.75	(資)菱富(2)	14	16	個人8口	523		(資)菱富(2)	14	145				
		11	17	小計 12口	957		計13口	2,737		個人10口	285					
		3	18							計10口	799					
		170														
		2,364														
		84	21	加藤商店	18	205	加藤商店	15	20	加藤商店	13	18				
		20	8%	小計24口	518		小計22口	522		(株)松山本店	95	5.00%				
		739								個人14口	221					
営業部	不動産抵当貸付金	843														
		221	6.80%	松山瓦斯	100	6.30%	松山瓦斯	80	6.30%	松山瓦斯	60	5.80%				
		182	5%						5.00%	住吉毛糸	120	5.00%				
		403								計2口	180					
		9	6.70%	住吉毛糸	120	5.00%										
		49	7.50%													
		500	6.60%	大阪電気軌道	500	12.75	大阪電気軌道	500	12	大阪電気軌道	800	11				
		500	15.25	南海鉄道(2)	500	5.70%	茨木カントリー倶楽部	10	15	大阪毎日新聞社	400	125				
		1,000	14.5	小計 3口	1,000		計2口	510		〃	300	13				
		2,000								大阪ビルヂング	50	5.20%				
営業部	公共団体等貸付金	9	6.70%	住吉毛糸	120	5.00%										
	保証貸付金															
	証書貸付金	49	7.50%													
	手形貸付金	500	6.60%	大阪電気軌道	500	12.75	大阪電気軌道	500	12	大阪電気軌道	800	11				
		500	15.25	南海鉄道(2)	500	5.70%	茨木カントリー倶楽部	10	15	大阪毎日新聞社	400	125				
		1,000	14.5	小計 3口	1,000		計2口	510		〃	300	13				
		2,000								茨木カントリー倶楽部	50	5.20%				
										計6口	1,555					
		15														
		2														
東京支店	証券担保貸付金	440	1.7	大倉洋紙店	500	12.8	大倉洋紙店	200	12	大倉製糸工場	370	130				
		200		大倉製糸工場	370	145	大倉製糸工場	370	14	早川電力	600	12				
		640		小計 2口	870		東野川水力電気	226	135	東邦証券保有	1,000	11.25				
										東邦証券保有	550	12	個人1口	200	125	
										〃	250	12.25	計14口	2,170		
										個人1口	200	13				
										計6口	1,796					
		700	6.70%	山形電気	900	15	山形電気	250	15	山形電気	250	15				
		896	175	東野川水力電気	237	155										
支店	保証貸付金	500	175													
		500	175													
		1,396														
	手形貸付金	100	6.60%	関西電力	1,300	135	関西電力	200	13	関西電力	250	12				
		550	165	宇上電気軌道	190	14	宇上電気軌道	170	13	宇上電気軌道	200	12.75				
		300	15	宇上電気軌道	170	14	日原清田電鉄	260	125	日原清田電鉄	260	125				
		950		日原清田電鉄	200	135	東武鉄道	600	13	東武鉄道	600	12				
										東武鉄道	600	145	大日本鉱業	310	135	
										日本電気	300	12.75	計5口	1,540		
										大日本鉱業	310	6.80%	計6口	1,920		
									大阪毎日東京支社	300	13					
									計8口	3,280						
									日本銀行	300						

別表3 第7口の貸付金等の明細(昭8~11)

(金額単位:千円、利率は年利%または日歩%)

科目	昭8				昭9				昭10				昭11			
	相手先	金額	利率		相手先	金額	利率		相手先	金額	利率		相手先	金額	利率	
本店	証券担保貸付金	500	5.5						奥山ビルブローカー	100	0.9	鴻池信託	300	0.9		
									匿名組合上田商店(2)	2,000	0.825					
									藤本証券	500	0.5					
									鴻池信託	300	0.75					
									十二銀行大阪支店	400	0.7					
									〃 (2)	200	0.8					
									昭和銀行大阪支店	200	0.85					
									南都銀行(9)	900	0.825					
									計18口	4,400						
									横浜正金銀行大阪支店	500	0.7					
営業部	手形貸付金	1,000	7													
		500	7.25													
		1,500														
	銀行への預け金	352		日本銀行	770		日本銀行	1,181		日本銀行	3					
		2,500		横浜正金銀行	2,000		横浜正金銀行	3,000		横浜正金銀行	2,000					
		259		住友銀行	1,741		住友銀行	3,701		住友銀行	2,647					
		3,111		計	4,511		計	7,882		計	4,651					
	現金															
支店	証券担保貸付金	1,700	14.75	住友合資	700	13.75	住友合資(8)	4,900	13	住友合資	1,000	12				
		700	15	住友炭鉱	200	13.75	住友炭鉱(2)	380	13	(株)牛輪商店(2)	130	110				
		420	14.75	住友生命	100	1	日電証券(2)	700	19	日電証券(2)	700	120				
		200	15	〃	50	2.95	奥山ビルブローカー証券(2)	650	115	(株)士洋紙店	200	110				
		2,042	6.30%	小林合名	2,063	5.8	小林合名	2,559	5.50%	小林合名	2,549	4.80%				
		170	175	大野合名	540	12	華川商事(5)	562	125	久保田鉄工所	250	110				
		610	13.5	華川商事	37	13	個人40口			久保田鉄工所機械部	250	110				
		6,493		計37口	4,977		計60口	10,840		大阪商事	200	110				
										岡崎証券	500	125				
										三協証券	100	115				
営業部	不動産抵当貸付金	16	21	共成合資	16	21	共栄土地建物合資	51	6.50%	共栄土地建物合資	48	6.50%				
		11	22	共栄土地建物合資	54	7.50%	大阪資匠5	9	205	大阪資匠5	5	205				
		57	7.50%	大阪資匠5	13	205	大阪資匠(2)	15	7.20%	(名)山中精練所	56	6.50%				
		200	7.50%	大阪推賞(2)	18	7.20%	(株)エンハイヤラント	5	6%	(名)田中商会	18	17				
		3	22	井上電機製作所	3	205	井上電機製作所	85	5%	井上電機製作所	72	5%				
		50	7.50%	井上電機製作所	87	5%	(名)山中精練所	61	6.50%	大阪ビルヂング	160	142				
		90	8%	湊川土地(名)	104	7.50%	(名)田中商会	23	17	〃	2,300	5.20%				
		109	7.50%	(資)菱富(2)	21	20	山縣石炭	15	165	(資)綜合紙器工業所	15	17				
		30	22	大阪ビルヂング	1,000	164	(資)菱富(2)	16	185	大阪推賞	25	5.80%				
		2,300	17.1	〃	1,300	156	〃	8	19	(名)キムズ紙店	12	165				

	河崎商店	26	205	ニカールエントライオス	160	195	湊川土地(名)	104	6.20%	(名)ミツ輪山中商店	50	16
	心算(2)	159	205	〃	130	178	田工業	5	18	(名)三井(2)	18	18
	大井回運(2)	416	193	河崎商店	19	20	大阪ビルディング	1,000	14	田村工業	13	17
	小計 126口	5,556		個人			〃	1,300	156	湊川土地(名)	95	6.20%
				小計 104口	4,631		河崎商店	12	6.50%	(株)エフハイヤマトリ(2)	15	6.00%
							個人	91口				
財団抵当貸付金	中部電力	670	6.80%	中部電力	800	14	中部電力	800	14	中津電気	10	5.50%
	〃 (2)	1,667	7%	中津電気	50	7%	中津電気	30	7%	四国中央電力	100	12
	中津電気	70	7.20%	四国中央電力	400	5%	四国中央電力(7)	500	5.2%	〃 (5)	660	125
	水滄川水力電気	1,800	6.90%	阪和電気鉄道(2)	3,840	5.30%	〃 (6)	730	13	四国中央電力	2,700	特別
	大同電力	5,000	8.90%	宇部セメント	1,550	5.50%	阪和電気鉄道(2)	3,840	4.80%	阪和電気鉄道(29)	3,840	4.80%
	大同水産工業	725	7.10%	東洋製糖	2,000	5.5%	宇部セメント	1,400	4.50%	住友化学工業(9)	1,000	特別
	土佐信野川水力電気	2,800	5.70%	大津織物(2)	162	5.00%	住友化学工業(5)	1,000	特別	東洋製糖(2)	3,000	特別
	〃 (3)	395	14.75%	大阪製麻	354	6.50%	東洋製糖(2)	3,000	特別	大津織物(2)	149	4.50%
	阪和電気鉄道(2)	3,840	7.50%	計10口	9,156		大津織物(2)	156	5.00%	大阪製麻(2)	345	5.20%
	住友肥料製造所	2,000	6%				泉州織物	600	〃	泉州織物	500	5.00%
	宇部セメント製造	2,000	6.50%				大阪製麻(2)	406	5.5%	計26口	12,305	
	東洋製糖	416	6.80%				計24口	12,461				
	戸畑製布	450	6.80%									
	大津織物(2)	161	7%									
	大阪製麻	399	7%									
	和歌山紡織	63	6.80%									
	〃 (5)	1,900	205									
	近江帆布(2)	1,360	7%									
	小計 24口	25,718										
公共団体等貸付金	藤井寺町	2	7%	藤井寺町	2	7%	藤井寺町	1	7%	藤井寺町	1	7%
	阪北上水道組合	181	6.50%	大阪市片江中川土地区画整理組合			大阪市片江中川土地区画整理組合			大阪市片江中川土地区画整理組合		
	小計 2口	183			440	6%		280	6%		80	4.8%
				大阪府(3)	785	7.20%	大阪府(3)	785	4.20%	大阪府(3)	785	4.20%
				大阪府豊能郡池田町	49	5%	大阪府泉北郡貝塚町	207	4.8%	大阪府(2)	872	4%
				計6口	1,276		大阪府泉北郡浜寺町	97	4.70%	大阪府泉北郡浜寺町	97	4.70%
							大阪府豊能郡池田町	45	5%	大阪府豊能郡池田町	40	5%
							大阪府泉北郡貝塚町	75	〃	大阪府泉北郡貝塚町	207	4.6%
							堺市	96	4.20%	堺市	74	〃
							布施町(5)	284	4.50%	布施町(9)	357	4.50%
							伊丹町	87	4.5%	兵庫県多紀郡篠山町	96	13
							計16口	1,957		伊丹町	87	4.5%
										計22口	2,607	
債権担保貸付金				12口	141		7口	27		11口	258	
証書貸付金										住友化学工業(2)	2,000	特定
										奈良電気鉄道	95	4.80%
										計3口	2,085	
保証貸付金	奈良電気鉄道	13	20	奈良電気鉄道	13	20	奈良電気鉄道	13	空	奈良電気鉄道	12	無利息
	山陽中央電力(2)	720	11	裕豊紡績	1,500		昭和電力	1,000	135	昭和電力	500	135
	小野田セメント製造	200	11	2口	1,513		鞍馬電気鉄道	400	125	内海紡績(2)	668	10
	小計 2口	933					昭和電力	500	135	宇治電ビルディング(2)	175	5.50%
							4口	1,913		計6口	2,356	
手形貸付金	宇治川電気	500	6.50%	中部電力	200	14	中部電力	200	14			
	宇治川電気(2)	1,500	6.6%	南海鉄道(2)	550	5.7	宇治川電気	1,000	5.30%	宇治川電気	83	13
	阪神急行電鉄	400	13.5	京阪電気鉄道	2,500	5.00%	〃	250	14	日本電力	1,000	12
	南海鉄道(3)	800	5.70%	住友倉庫	800	10.7%	京阪電気鉄道(2)	3,500	4.5%	京都電力	600	11
	阪神電気鉄道	1,000	14	大阪毎日新聞社	450	6.50%	伊予鉄道電気	1,100	115%	中国合同電気	500	11.25
	〃	1,000	14.5%	個人2口	60		阪神電気鉄道	1,000	12%	〃	500	11.5
	京阪電気鉄道(3)	3,500	5%	計8口	4,060		日本窒素肥料	1,000	13	伊予鉄道電気	2,200	10
	住友旅館(2)	1,750	15.75%				東洋製糖	300	11.5	〃	1,200	12
	大阪毎日新聞社	450	6.50%				日本毛織	350	0.8	〃	500	11.5
	小計 16口	10,901					倉敷紡績	500	11	阪神電気鉄道(4)	2,500	11
							住友倉庫	600	特別	大阪電気軌道	200	11
							住友ビルディング	300	5.50%	京阪電気鉄道(3)	3,814	4.50%
							大阪毎日新聞社(2)	800	13%	阪神急行電鉄	500	11
							計16口	10,915		日本窒素肥料	1,000	12
										旭へんろく綿糸	1,000	11.5
										倉敷紡績	500	11
										日本毛織	500	10.25
										住友ビルディング	300	5%
										住友倉庫	600	特別
										個人2口	13	
										計25口	16,310	
銀行への預け金	住友銀行	233		住友銀行	518		住友銀行	518		住友銀行	169	
	住友百六(松原町)	1										
	小計 2口	234										
振替貯金		41			36			36		振替貯金	20	
現金		312			250			250		現金	234	
証券担保貸付金	大倉洋紙店	200	1.4	電気証券保有	15	14	早川電力	400	12.75	早川電力(2)	1,300	12
	東邦証券保有	50	1.7	個人18口	286		〃	300	13	東邦証券(4)	550	125
	振津倉名	750	1.475	計19口	301		道南電気 *	600	12.75	北電興業(5)	3,600	115
	仙台信託	18	1.7				東京地下鉄道	383	145	〃	700	12.25
	大倉倉庫	280	1.7				大倉洋紙店	130	12	大川倉名	2,150	115
	大倉組	12	1.7				大川倉名(2)	800	12	〃	500	12
	小計 27口	1,887					北電興業	600	125	根津倉名(2)	1,180	11.75
							〃 (3)	1,100	12.25	山中商事	55	125
							共同証券	105	115	個人47口	937	
							東都証券(2)	280	135	計64口	10,972	
							〃	150	13			
							山叶商会	145	11.25			
							柳田ビルロカー	600	7.5	〃		
							個人27口					
							計	7,690				
不動産抵当貸付金	個人 27口	724		塩原倉名	250	155	塩原倉名	210	145	塩原倉名	150	145
				個人31口	798		個人30口	712		明治大学	60	160
				計32口	1,048		計31口	922		個人33口	704	
										計35口	914	
財団抵当貸付金	山形電気	3,469	5.90%							栗原紡績(名)	200	5.00%
	〃 (2)	1,065	6.50%									
	関東水力電気	2,338	7%									
	弘前電灯	400	6.20%									
	長野電灯(2)	700	6.40%									
	青森電灯	750	6.70%									
	関西電力	315	7.30%									
	東京地下鉄道	750	7%									
	秀英舎(2)	825	5.70%									
	〃	150	7.50%									
	小計 13口	10,761										

公共団体等貸付金	砂川土地区整組合(2)	40	8%	砂川土地区整組合(2)	39	8%	砂川土地区整組合	5	7.3%	新潟市(5)	329	4.25%	
	鎌田市	600	14				新潟市(5)	436	4.25%				
	東京府	1,000	11				計6口	441					
	小計 4口	1,640											
	債権担保貸付金	個人小計6口	38		個人小計9口	150		個人小計16口	73		個人小計15口	42	
	証書貸付金	北裡太石油	830	6.80%	北裡太石油	660	6.20%	北裡太石油	160	6.20%	北裡太石油	160	6.20%
	"	"	330	7.30%									
	小計 2口	1,160											
	保証貸付金	北海道電力	1,000	5.50%	北海道電力	1,000	4.90%	北海道電力(2)	4,000	4.50%	北海道電力	1,000	4.1
	関西電力	1,300	18	日光硝子	71	11	新潟県鉄道	200	9.5	九州共同火力(3)	500	120	
新潟県鉄道	500	9.5/8	計2口	1,071		三菱商事(7)	1,140	11.75	三菱商事(7)	1,172	11		
"	"	200	9.1/2			關東証券(2)	150	12	(株)東証	300	145		
"	"	1,000	8.75			計12口	5,490		關東証券	10	12		
東京地下鉄道	210	7%							計13口	2,982			
三菱商事(7)	723	12											
小計 14口	4,933												
手形貸付金	北海道電灯	500	14	北海道電灯	900	125	帝國電力(2)	600	12.75	大日本電力	700	120	
"	"	268	19	"	200	13	京王電気軌道(2)	420	12.25	日本海電気	200	115	
"	1,000	6.50%		450	135	自京海田電鉄	500	125	京王電気軌道(3)	680	125		
目黒蒲田電鉄(2)	200	153	關東水力電気	100	12	東武鉄道	500	12	目黒蒲田電鉄	150	125		
京王電気鉄道(2)	450	16	新潟県鉄道	500	9	"	500	13	"	100	125		
新潟県鉄道(3)	2,400	9	京王電気軌道	200	125	王子製紙(5)	5,000	12	新潟県鉄道	150	10.25		
東武鉄道	500	16	東武鉄道	500	145	"	1,000	4.40%	王子製紙	5,000	120		
"	600	161	王子製紙	2,000	12	大日本麦酒	500	9.25	"	1,000	4.4		
池上電気鉄道	90	6%	"	5,000	4.70%	"	1,500	9	大日本麦酒	1,000	9.5		
王子製紙	1,000	5%	大日本麦酒(2)	5,500	9.25	三菱石油(8)	1,880	12	"	1,500	100		
"	(5)	5,000	5.50%	日清製粉(2)	400	12	旭硝子	800	10.5	北裡太石油(3)	230	140	
富士製紙	1,000	161	三菱石油(3)	300	12	瀧州帝國(2)	220	12	"	230	150		
"	300	165	計20口	16,050		横浜正金東京支店	1,500	7	三菱石油(8)	1,880	11		
日本電気	1,000	137				計28口	14,520		"	60	12		
大日本麦酒(2)	2,000	10.5							(株)集成社	150	13.5		
大日本産業	310	6.80%							東洋拓殖	2,500	125		
三越	1,500	11							計29口	15,546			
小計 26口	18,319												
銀行への預け金	住友銀行(東京)	1,146		住友銀行(東京)	673		住友銀行(東京)	366		住友銀行(東京)	2,472		
郵便貯金				日本銀行	1,013		日本銀行	46		日本銀行	384		
現金	5			郵便貯金	5		郵便貯金	7		郵便貯金	6		
	18			現金	54		現金	57		現金	41		
福岡	証券担保貸付金						九州保全 *	1,983	5%	九州水力電気	3,000	4.5%	
	不動産抵当貸付金						個人19口	168		個人56口	736		
	博多土地建物	55	215	清水(資)	18	210	清水(資)	13	190	清水(資)	12	190	
	清水(資)	18	210	松葉屋(株)	14	215	松葉屋(株)	48	6%	松葉屋(株)	40	6%	
	(資)須田商会	2	220	個人15			"	30	"	"	24	"	
	小計 19口	189		小計 17口	114		個人24	177		個人35口	223		
	財団抵当貸付金	九州送電	2,500	6.50%	九州送電	1,300	5.65%	小計 27口	269		小計38 口	299	
	"	1,300	6.50%							九州送電	675	135	
	小計 2口	3,800											
	公共団体等貸付金	小倉市紫川西部	14	6.50%	小倉市紫川西部(2)	36	6.50%	小倉市紫川西部	20	6.50%	小倉市紫川西部土地開発整理組合	16	6.5
土地区画整理組合	68	7%	小倉市紫川東部	63	7%	福岡市(7)	844	4.25%	福岡市(7)	820	4.50%		
福岡市	694	5.50%	福岡市(2)	1,100	4.20%	"	(2)	226	4.3%	"	(4)	1,065	4.50%
長崎県	300	140	福岡市(3)	182	5.20%	"	(2)	842	4.50%	"	(2)	61	5.20%
小計 4口	1,078		福岡市	694	5.50%	"	(3)	123	5.20%	戸畑市(6)	481	4.50%	
			戸畑市(4)	100	5.3%	戸畑市(6)	532	4.50%	戸畑市第2耕地整理組合	35	6%		
			戸畑市第2耕地整理組合	38	6%	戸畑市第2耕地整理組合	37	6.00%	宇都市	58	4.50%		
			佐世保市(8)	506	5.50%	佐世保市(8)	470	4.40%	熊本市	27	4.30%		
			計22口	2,718		熊本市	41	4.30%	福岡市	44	5%		
						長崎市	286	"	長崎県(3)	273	4.10%		
						宇都市	64		計21口	2,883			
						計33口	3,487						
債権担保貸付金			個人計7	58		個人計17口	112		個人小計14口	61			
保証貸付金									個人1口	50			
手形貸付金	九州水力電気(6)	3,000	6.20%	九州水力電気	500	12	九州水力電気	2,000	5.30%	九州送電(5)	1,113	135	
"	"	2,000	6%	"	3,000	5.30%	個人5口	34		個人1口	15		
小計 7口	5,000		"	1,000	6%	小計 6口	2,034		小計 6口	1,128			
			個人3口	26									
			小計 6口	4,528									
銀行への預け金		66		住友銀行(87所)	85		住友銀行(87所)	51		住友銀行外2行	95		
				佐賀百六銀行(27所)	9		佐賀百六銀行(27所)	16					
				三州平和銀行	8		三州平和銀行	4					
				計11口	102		計11口	71					
郵便貯金	92		郵便貯金	9		郵便貯金	6		郵便貯金	8			
現金	2		現金	2		現金	6		現金	4			

別表4 第8口の貸付金等の明細(昭8~11)

(金額単位:千円、利率は年利%または日歩銭)

		昭8			昭9		
	科目	相手先	金額	利率	相手先	金額	利率
本店	銀行への預け金	日本銀行	150		住友銀行	79	
		住友銀行	40				
本店 営業部	証券担保貸付金	住友合資(2)	1,200	14.75	生駒商店(2)	110	12
		生駒商店(2)	110	12.5	小川商店	300	12
		小川商店	300	12.75	岡村商店	100	0.95
		山田商店	58	16.5	山田商店	58	15
		小計 6口	1,668		個人 1口	50	
					小計 6口	618	
	不動産抵当貸付金	個人 1口	106	21	個人 4口	171	
	手形貸付金				伊予鉄道電気	100	121
					京阪電気鉄道	1,008	5%
					2口計	1,108	
	銀行への預け金	住友銀行	4		住友銀行	4	
		昭10			昭11		
	科目	相手先	金額	利率	相手先	金額	利率
本店	銀行への預け金	住友銀行	291		住友銀行	118	
本店 営業部	証券担保貸付金	生駒商店(2)	110	100	大阪商事	300	110
		小川商店	300	〃	生駒商店	40	110
		個人1口	30	〃	計2口	340	
		計4口	440				
	不動産抵当貸付金	個人 3口	155		個人 2口	53	
	保証貸付金				昭和電力	500	12
	手形貸付金	伊予鉄道電気	700	12	大阪瓦斯	250	11
		京阪電気鉄道	391	4.5%			
2口計		1,091					

別表5 免税口の貸付金等の明細(昭11)

(金額単位:千円、利率は年利%または日歩銭)

	科目	相手先	金額	利率
本店	証券担保貸付金	藤本ビルブローカー証券	500	0.9
	銀行への預け金	日本銀行	150	
		住友銀行	104	
本店 営業部	証券担保貸付金	住友炭鉱	180	125
		(株)山田商店	58	125
		計2口	238	
	不動産抵当貸付金	個人2口	167	
	手形貸付金	大阪毎日新聞社	500	13
		〃	300	125
		大阪製麻	150	13
計3口		950		
	銀行への預け金			
東京 支店	証券担保貸付金	北電興業	900	120
	財団抵当貸付金	京成電気軌道	1,500	5%
	手形貸付金	東武鉄道	500	120
		北樺太石油	70	150
		計2口	570	
福岡	手形貸付金	九州送電	250	135
	銀行への預け金	佐賀百六	5	

〔備考〕別表1~5は住友信託の昭和8~11年度「信託財産目録記入帳」より計算の上作成。

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2009年4月25日(土) 定例研究会報告

テーマ： ミニシンポ「自衛隊ソマリア派兵『海賊対処法』を考える」

報告者： 「基調報告」半田 滋 氏(東京新聞編集委員)

「国際法の視点から」藤本俊明 氏(神奈川大学非常勤講師)

「憲法の視点から」内藤光博 所員(専修大学法学部教授)

司会・コメンテーター：筑紫建彦 氏(けんぼう市民フォーラム)

時 間： 14:00～17:00

場 所： 専修大学神田校舎7号館731教室

参加人数：120名

共 催： けんぼう市民フォーラム

報告内容概略：

基調報告で半田滋氏は、第1に、現在のソマリア沖アデン湾の海賊対策のために派遣された海上自衛隊の海上警備行動の実態について、1回あたりの警護船舶は平均2.9隻、見込みでは10隻であり、防衛省の見込み違いがあったことを指摘した。第2に、自衛隊の海外派遣は18年ぶりであり、これまでの海外派遣関連法とは異質のものであること、これまでの海賊対策には海上保安庁の実績が無視されたこと、P3C哨戒機2機の派遣で「対米支援」が強まることなどが強調した。

藤本報告では、国際法の視点から海賊対象法案の問題点が指摘された。国際法では、国連海洋法条約(1982年)により、すべての国が公海海上警察権や裁判権を行使できるという国際慣習法を法典化されたこと、「海上航行の安全を害する不法行為の防止に関する条約」(1988年)が、従来の海賊行為の要件に該当しない海上テロ行為を新たに「国際法上の犯罪」と定め、航空機の不法奪取の例にならない裁判権を設定したことなどが報告された。また、海賊対策など国際犯罪に対しては、自衛権と警察権が交錯する「集团的警察権」とも呼ぶべき新たな位置づけが必要であることが強調された。

内藤報告では、憲法の視点から、自衛隊の海上警備行動の発令は、憲法のみならず、自衛隊法自体にも反すること、海賊対処法の制定は、自衛隊の武器使用の緩和、海賊対策のための海賊対処行動を新たに自衛隊の本務とすること、海賊対策のためには自衛隊はあらゆる地域に出動でき、守るべき船舶も外国船舶などを含むことから、集团的自衛権の行使の可能性があること、海賊対処法は自衛隊派遣恒久法のさきがけになることなどが主張された。

また、筑紫氏は、海賊対処法の国会での議論の内容と問題点を指摘した。

記：専修大学法学部・内藤光博

2009年5月16日(土) 定例研究会報告

テーマ： ドイツの「たたかう民主主義」と日本国憲法の民主主義

報告者： 内田雅敏 氏 (弁護士)

「問題提起」

石村 修 所員 (専修大学法科大学院教授)

「ドイツ基本法60年と『たたかう民主主義』」

内藤光博 所員 (専修大学法学部教授)

「日本国憲法の民主主義」

司会： 古川 純 所員 (専修大学法学部・法科大学院教授)

時間： 14:00~17:30

場所： 専修大学神田校舎7号館782教室

共催： NPO 現代の理論・社会フォーラム

参加人数：30名

報告内容概略：

内田報告では、ドイツのケルンでネオ・ナチが反イスラムの国際会議を開こうとしたところ、これに反対する市民らが会場入口を封鎖し、実力で妨害し、遂には市長の中止命令により集会が中止になったという事例をあげ、これは、ドイツ憲法の「たたかう民主主義」からの帰結であり、このことをどのように考えるか、また日本国憲法でも、市民による「非暴力直接行動」は許されるのではないかとの問題提起がなされた。

石村報告では、ドイツ憲法の専門の立場から、ドイツ憲法の「たたかう民主主義」について詳細な分析がなされ、民主主義は、国民の意思決定によって国政を運営する政治システムであり、民主主義を支える条件として、自由と平等、とくに思想・表現の自由など精神的自由権を保障することが不可欠であるが、民主主義のシステムは、国民が自ら自由を放棄し、民主主義を廃止する意思決定を行うことも可能である。しかし、これは「民主主義体制の自殺」であり、独裁制を導くことになる(ナチスの台頭)。したがって、「民主主義体制」そのものに憲法的価値を認める立場からは、「民主主義体制を否定する自由」を制限し、「国民に民主主義体制の維持を誓約させる(憲法忠誠義務)」という制度的保障を採ることも考えられる。このような「民主主義による手続で民主主義体制を否定する者から、民主主義体制を擁護する」という考えが「たたかう民主主義」であるとされた。

内藤報告では、日本国憲法は、価値関係的であり、民主主義・平和主義・個人の尊重、人権保障という価値観に立脚しているが、その基本的スタンスは価値相対主義・多元主義であり、ドイツ基本法とは根本的によって立つ憲法観や民主主義に対する考え方が異なるとした。「たたかう民主主義」は、民主制を守るという目的で、権力にとって都合の悪い思想が抑圧される可能性があり、民主主義にとっての基本的な前提基盤が民主主義の名において破壊される可能性があるかと主張した。またドイツのケルンの事例は、「たたかう民主主義」が、人々の法的確信にまで高められているからこそ肯定されるのであり、日本国憲法の民主主義からは否定されるであろうとした。

記：専修大学法学部・内藤光博

〈編集後記〉

先日ゼミ生が1年間のアメリカ留学を終えて帰国報告に来ました。当然、新型インフルエンザが話題になりましたが、帰宅すると、八王子の女子高校生が感染したとの報道あり、どうも帰国したゼミ生と同じ頃に帰国したようで、とりあえず発熱はないかとか連絡を取りました。何となくマスコミ等に振り回されている自分に自嘲しています。

さて、所報5月号は麻島先生の「戦前期大信託会社の金銭信託の性格」で、日本の信託業界の創生期を解き明かそうとする論文です。先生は当時の信託会社経営の中心は金銭信託にあるとして、金銭信託の実証的に解明しようとしています。特に、金銭信託資金の性格と金銭信託の内部構造の解明が中核となっています。また、財閥系4大信託の金銭信託からその実態に迫ろうとしています。いつもながらの先生の地味な資料収集と明晰な分析で問題を解き明かそうとする先生の姿勢には頭が下がります。 (K/M)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 宮 崙 晃 臣

製 作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
